

議 事 日 程

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	くまがいさちこ
3番	西岡	一成	4番	庄田昭人
5番	森	治久	6番	棚橋敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野藤四郎
10番	古川	貴敏	11番	河村孝弘
12番	清水	治	13番	若井千尋
14番	若園	五朗	15番	広瀬時男
16番	小川	勝範	17番	星川睦枝
18番	藤橋	礼治		

○本日の会議に欠席した議員（1名）

9番 広瀬捨男

○欠員（1名）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	奥田尚道
教育長	横山博信	企画部長	森和之
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田薫
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	弘岡敏
調整監	白河忠良	環境水道部長	鹿野政和
会計管理者	宇野清隆	教育次長	高田敏朗
監査委員 事務局長	松井章治		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	伊 藤 巧
書	記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも、改めましておはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

なお、傍聴に早朝からお見えいただきましたこと、御苦勞さまでございます。最後まで、よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

4番 庄田昭人君の発言を許します。

庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） おはようございます。

議席番号4番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただき、一般質問をさせていただきます。

本日の質問は4点、平成25年度の福祉の向上について、平成25年度の学力向上について、一般廃棄物処理基本計画～ごみ処理基本計画～について、自治会活動の今後についてであります。

今回の質問テーマは「子供たちの未来と住民生活のあり方」とさせていただきます、未来ある子供たちの誕生から瑞穂市がどのようにしてかかわっていくのか、さらに今後も考えていかなければならないごみ問題から、生活基盤である地域と住民生活をどのように進めていくのか、きずなづくりが必要な今、自治会活動をどのように考えているのかをお伺いさせていただきます。

これよりは質問席よりさせていただきます。

私は、9月議会にて瑞穂市の誕生から巣立ちまでを踏まえ、まずはゼロ歳から3歳までの健診の重要性について、もとす広域連合の幼児支援センターの飽和状態や交通手段の不便さを質問させていただきます、宇野福祉部長の答弁に「多様化する現状を踏まえますと、より身近で落ちついた環境で専門的に相談・支援を行うことができるよう基盤整備が必要だと考えております」。さらに、「専門スタッフ体制を整えるということが瑞穂市にとって必要とは考えますけれども、専門機関や教育委員会の御意見も聞きながら、どのように進めていくかということの計画を策定したいと考えております」と答弁しています。また、12月議会においても、平成25年度より瑞穂市の健診制度の体制や、教育委員会との子供にかかわる健康推進課と幼児支援課との連携を質問させていただきました。

そこで質問ですが、9月・12月議会にて健診制度や支援が必要な子供の体制づくりについて、

一刻も早く子供の特性を正しく理解し、早期発見・早期治療への2次的障害を予防する支援をどのような基盤整備を進めてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

○福祉部長（宇野睦子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、庄田議員の御質問にお答えします。

9月議会においては、ゼロ歳から3歳における保健事業について、母子保健法に基づき実施している状況や、教育委員会との連携の現状をお話しさせていただきました。また、12月議会では、先進地、塩尻への視察で学びましたことを述べさせていただきましたけれども、その後、市の取り組みとしましては、今回の視察の参加者で協議を重ねた中、1つとしましては、途切れない支援という施策の実施に向けて、ゼロ歳から3歳までのかかわりの情報を共有するために、まず現在健康推進課で使用しております健康管理システムというのがございます。それを教育委員会で使用できるよう、ハード面ではございますけれども、その構築を3月初旬に行いました。また、2つ目といたしましては、教育委員会における保健師の配置により、保健・福祉部門とのより一層の連携を図り、また社会性が芽生える幼稚園児、それから保育園児の一人一人に応じた育ちの支援について、保育現場でより円滑に取り組めるよう人事体制の見直しを進めるべきであるという話し合いもしました。

さて、教育委員会との協議を重ねた結果は以上でございますけれども、ゼロ歳から3歳児における健康推進課としましては、2歳児相談での支援のあり方を検討しております。

子供の成長において、運動や言語、社会性等の発達の節目の時期に健診や相談を行っており、2歳に達したころは、特に言語、社会性において、いわゆる保護者の育てにくさがある程度明確になる時期でございます。育てにくさを感じる状況の中、この時期にかかわり方のアドバイスを含め何らかの支援を行っていく必要があると感じております。

しかし、本来の自我の成長との見きわめの難しさも感じており、来年度にはこの2歳児相談でよりの確な支援となるよう、子供の特性を正しく理解する視点や、その共有化について専門家、今これは検討しております。来年度に向けて、大体どの方にとすることは協議をしておりますけれども、その方のもとに取り組んでいきたいと考えております。

また、その結果を踏まえて、早期発見・早期対応という点から、2歳児前の低月齢における支援のあり方についてもつなげていけるよう、その方を中心に御意見をいただきながら、そのときそのときに合った対応を、保護者を含めてどういった対応をしていくかということを検討していく次第でございます。

また、もとす広域連合にあります幼児療育センターであります。これは平成25年4月1日から発達支援事業所として位置づけられます。その中では、発達のおくれや偏りが見られる幼児等に対して、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行うものと

して児童発達支援事業所、それから今度は相談支援事業所というものが設けられまして、障害相談支援事業、特定相談支援事業が行われますので、私たちもこういった事業の中でかかわりとか、それから保護者への周知も含めて行っていきたいと考えております。以上でございます。

[4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 健康管理システムのハード面の構築を行った、また2歳児相談での確な支援を行うとの答弁でありましたが、教育委員会では9月議会においても「より効果的な事務を執行するための検証を進めていく必要を感じております。来年度に向かって進めていきたいと、福祉部と協議を進めます」と教育長が答弁されておりますが、どのように進めてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 庄田議員の子育て一元化に関する9月答弁におきまして、福祉部と教育委員会の業務のあり方について検証を進めたいと答弁をいたしましたことにかかわる質問に答弁させていただきます。

このことにかかわっては、昨年11月13日に、子育てに関して先進市であります、先ほど福祉部長が述べましたが、長野県の塩尻市の視察を行いました。福祉部と教育委員会、そして組織にかかわる内容でありますので、企画部にも参加していただき、総勢15名で視察を行いました。

子育てと教育の充実に関した組織体制、特に保健師の配置について学ぶものがありました。瑞穂市は人口5万2,000人で保健師11人、塩尻市の人口は6万7,000人で19人の保健師が常勤していると伺いました。人口比で勘案すると、瑞穂市にも15人程度の保健師が必要となる計算です。

そこで、福祉部との協議ということですが、この塩尻市を視察終了後、新年度に向けてどのように改善を図るかを協議いたしました。結論的に、1つ、市として保健師を増員し、幼児支援課に配置すること、2. 福祉部健康推進課が乳幼児健診等で保有しているデータを教育委員会が活用できるよう、幼児支援課に健康管理システムの端末を設置すること、3つ目に、幼児支援課に新規配置される保健師が必要な児童のデータの閲覧及び追加更新を行い、システムの連続性及び継続性を持たせること、この3つが意見としてまとめ、新年度予算にも反映した内容となっております。

今後とも、福祉部と教育委員会との連携、効率的な事務の執行のため、検証を進めていきたいと考えております。以上です。

[4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4 番（庄田昭人君） 福祉部と教育委員会のシステムの継続、連続性は、本当にこれからもお

願いでいきたい。また、一元化としての幼児、子供、小学生にかかわることで、ぜひとも活用していただき、より効果的な連携をお願いしたいと思います。

さらに、「誕生から巣立ち」の言葉は、支援が必要な子供たちにもしっかりと目を向けていかなければならないと思います。

12月議会にて、支援が必要な子供たちの18歳以降の自立や居場所づくりについて質問いたしました。答弁には、指定相談支援事務所が立ち上げられるよう、来年度には研究を進めていく予定だと答弁しておりますが、25年度よりどのような体制を図っていくのか、さらにお伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

○福祉部長（宇野睦子君） それでは、18歳以降の自立や居場所づくりについてということで、12月の答弁の後、どのようになったかというお話をさせていただきます。

幸いにも、市内にそういった相談事業所ができました。その後できましたということは私たちにとってもとてもうれしいことでありまして、先ごろ厚生委員会のメンバーの方にも視察を行っていただきました。それによって、私たちもそういった施設を市民の皆様にも周知していかないといけないということを思っております。また、議員の皆様にもそういった資料をお渡ししたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

市としましては、平成24年3月に策定しました第3期の瑞穂市障害福祉計画の中に、居宅サービス、施設入所支援、ケアホーム、グループホームの概要を示し、第3期計画の見込みを掲げ、この確保に当たって施設入所待機者の状況把握や入所調整、ケアホーム・グループホームが設置されている他市町村の実施事例の入手を図るなど、また必要性やあり方について検討し、当事者や関係団体、事業者などの意見収集を行うことなど、取り組みを入れました。

したがって、ことし2月に開催しました瑞穂市障害者自立支援協議会においても、このことについて平成25年度に協議会において研究・検討していくことになりました。その中で、設置場所などについても検討していただく予定でございます。

それから居場所づくりでございますけれども、社会との交流を考えると、現在、市内に先ほど述べました就労活動支援事業所、それからすこやかクラブ、それから相談所がありますけれども、まだまだ取り組んでいかなければならない事業があります。これについても社会との交流促進のためにも、瑞穂市では障害者自立支援協議会というのがございますので、そこを中心に検討していただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 18歳以降の相談施設については、まだまだ取り組んでいただかなければならないとの答弁でございましたが、本当にしっかりと目を向けていただき、18歳以降、また

支援が必要な子供たちのために、しっかりとよりよい方向に向けていただきたいと思います。

さらに、教育委員会にも支援を要すると思われる園児については、保育所の保育士が不足している状況であると答弁している。さらに、待機児童が多くあることについて、保育所における要望はふえていくばかりに感じますが、国の動向も変化しているが、瑞穂市としてどのように考えているのか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、まず平成25年度の保育所入所状況から申し上げます。3歳以上児につきましては、第2希望の保育所に変更していただいた方も一部ありましたが、全員が入所できております。しかし、3歳未満児については、第2希望、第3希望の保育所にも入所できなかった方が多数あり、待機児童が発生する可能性があります。現在のところ、清流みずほ保育園で転出等による入所辞退者が発生したため、入所待ちの家庭に案内文書を送付しまして、入所の意思の確認をとっている状況です。

次に国の動向について申し上げますと、平成24年8月、子ども・子育て関連3法が可決されました。子ども・子育て支援法では、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、新制度の給付、事業の需要見込み量、提供体制の確保の内容及びその実施時期を盛り込んだ市町村子ども・子育て支援事業計画を策定しなければならないことになっております。今議会におきましても、ニーズ調査を実施する予算を計上させていただいております。

新制度では、待機児童の解消を目指す保育の量的拡大と確保がうたわれております。これまでの保育所や幼稚園だけでなく、新たな形態による保育事業を市町村による認可事業として、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みも創設されています。新制度の施行が予想される平成27年4月、また平成28年4月に向けて待機児童を減らすべく、情報収集と検討を重ねてまいりたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 国の動向では、変化する27年度、28年度に向けてということでございます。また、子供たちの成長に合わせて、しっかりと瑞穂市としてのよりよい方向性に向けていただきたいと思います。これは、また今後、さらにお聞かせをいただきたい項目でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次の項目でも子供たちの平成25年度の学力についてであります。12月議会では教師の指導力の向上を一番大事にしたいと答弁しているが、平成25年度の小・中学校の学力についてどのように進めるのか、さらに教師の指導力向上をいかに考えているのかをお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 平成25年度の学力向上をどのように進めるかという御質問にお答えします。

瑞穂市におきましては、毎年度、教育の方針と重点を明らかにして、一人一人の児童・生徒に確かな学力を育成することを目指した教育活動を行っております。そのために、瑞穂市の全学校で活用する指導計画「みずほプラン」を作成し、授業の狙いや評価基準をはっきりさせて、毎日の授業でどの子にも学ぶ喜びを味わうことができるようにしているところです。

また、算数・数学や英語の授業においては、基礎・基本の確実な定着を図るため、少人数指導を行ったり、朝の時間帯に基礎・基本の確実な定着を目指した取り組みを行ったりしております。そして、確実に基礎・基本の内容の成果を上げております。

平成25年度におきましても、一人一人の確かな学力向上を目指して、みずほプランに沿って指導の充実を図ってまいりたいと思っております。

2つ目に、教師の指導力の向上ということでございますが、児童・生徒の教育活動に直接携わる教師の指導力向上は喫緊の課題と捉えております。特に団塊の世代の退職者がふえている今、瑞穂市におきましても若手教員がふえているという現状から、この平成24年度に若手教員研修を立ち上げました。市の校長会ともタイアップして、「スターライト研修」と銘打って立ち上げ、さまざまな学びの場を設けております。これは、学校の勤務時間が終わって、午後6時半から8時までの時間に集まって研修をするということですが、経験年数の少ない教師の授業力向上に成果を上げています。若手教員研修のみならず、さまざまな職務研修や希望研修を開設し、それぞれ高い評価を得ることができました。平成25年度はさらに改善を図り、教師の指導力向上を目指していきます。

教師の指導に対する意識は、この瑞穂市は非常に高いものがあって、平成24年度の教育実践記録におきましても、昨年度より30%多い46名の応募があり、教科指導はもちろん、学級経営、生徒指導など幅広い分野で実践研究が行われております。

今後も教師の指導力向上につきましては、さらなる充実を目指していくことが児童・生徒の学力向上につながるものと思っており、取り組んでまいります。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 若手の育成として、スターライト研修を行っているとの答弁でありました。また、改善を図り、さらに指導の充実を図っていくとの答弁でありましたが、いじめや体罰問題が大きく取り上げられている現在、その指導力が問われているのではないかと思います。体罰については、瑞穂市ではどのような状況で、どのように対応しているのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 3月1日の岐阜新聞でも、県内の体罰の実態が新聞報道されました。

これは県内70教員が体罰をしていたという事実、小・中・高など、昨年4月以降171人が被害を受け、6人はけがをしていたと、そういう大変センセーショナルな記事がございましたが、そこで、瑞穂市の実態ということでございますが、これはこの新聞報道にかかわるものは、小・中でいいますと、全県下では小学校374校、中学校187校がございまして、小・中学校では、全県で32件の体罰事案の報告があったと聞いております。この内容についても、その体罰があったということを受けて、それぞれの市町で小学校、中学校において、小学校は19校において21件の体罰、その当事者は教頭も含めて21人がその体罰をしていたという報告がございまして、中学校においては、10校において11件の体罰があった、これは教諭ですけれども、11人がそういう体罰にかかわっていたというデータもございまして。

そこで、瑞穂市でございまして、体罰についてはありません。これは、私どもは若い教師が大変多いということもあって、まだまだ教師としての自覚が足りない、そして指導の稚拙さから手を出すということが間々あるわけでございますが、そのことについて学校と教育委員会で繰り返し早い段階から、特に他市町から転入をしていただくような方に十分そういった自覚を持ってみえるのかということも、最悪の場合を想定して早い段階から指導を行っております。また、そういった起こりそうな事案といいますか、これは担任が一人で抱え込むということがあると、ややもするとそういうあつてはならない体罰をしてしまうような、行き過ぎた指導の中で体罰に発展するというようなことも間々あるのかなあということで、学年主任、それから生徒指導、校長等組織で対応することを瑞穂市は努めてまいりました。その結果、体罰事案はゼロという報告になっていると思います。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 体罰はゼロ、体罰はないとの答弁でありました。少しほっとした思いもありますが、稚拙さより手が出る行き過ぎな指導、これについてもしっかりと、また今後も指導をお願いしていただきたい。また、愛してやまない子供たちのために、時には命の危険や、いじめなどからも凛とした態度で指導していただかなければならないと考えます。どうか学力の向上はもちろんのこと、教師に求められることは、多様化する子供たちの状況を見きわめ、適切な指導をお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

一般廃棄物処理基本計画～ごみ処理基本計画～についてを質問させていただきます。

日本の焼却場数は断トツで世界一であり、これほど多くのごみを出し、燃やしている国はありません。1人1キログラムのごみを毎日出しており、年間で1家庭から1トンから2トンのごみを出しているのです。ごみ焼却量は、ヨーロッパの環境先進国の10倍以上で、ダイオキシ

ン排出量も世界一です。燃やすとダイオキシン、埋めると土壤汚染といった認識のもと、ヨーロッパなどの環境先進国では厳しい制限があるのです。このため、環境先進国の中心にごみゼロ社会といった社会づくりが実践されるようになってきたと言われている中、瑞穂市のごみ処理基本計画では、平成21年度より第1次目標値として平成25年度までを設定しております。しかし、この計画は5年ごとに見直すこととしており、来年度がその25年度に当たりますが、まず第1次目標年次としてこれまでの検証はどのようになっているのか、また来年度に向けてどのように見直していくのかをお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 庄田議員の御質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、一般廃棄物処理基本計画は第1次の目標年次を平成25年度としておりまして、来年度に見直すということになっておるわけでございます。

ごみ処理の状況につきましては、当初計画策定時、これは21年3月でございますが、廃棄物減量等推進審議会で見直しを聞きながら策定したわけなんです、それ以降、ここ2年間は年2回開催しております廃棄物減量等推進員連絡会議の席上で実績の数字などをお示ししてまいりました。

そこで、計画策定時からのごみの排出量の推移でございますが、計画策定時の基準年度であります平成19年度と直近の平成23年度で比べてみますと、まずは可燃ごみ、粗大ごみというところで、年間の総量というところで数字を申し上げますと、平成19年度は1万7,015トンでございます。20年度は1万6,863トン、21年度が1万6,730トン、22年度は1万5,659トン、23年度につきましては1万5,007トン、これは今言いました年間の総量でございます。19と23年度の比較をしてみますと、年間で2,008トンの減量ということになっております。

先ほど議員の質問の中で、1人1日の排出量が1キロというような目安を話されましたけど、じゃあ1人どれぐらい出しているかというところで案内させていただきますと、平成19年度は、1人1日921グラムでございました。23年度は789グラムでございます。この比較をしましても132グラムの減です。当初、この計画の中では、25年度の目標は875グラム、平成35年には811グラムというところからしましても、相当ごみの減量が進んだというふうに考えておるところでございます。これらは全て分別の徹底だとか、御存じのとおり粗大ごみの有料化などの諸施策において、市民の皆様方のお力添えのもと、着実に成果を上げてきたというふうに思っております。

したがって、これらのことを鑑みまして、計画の見直しの方向性としましては、この5年間に市民の皆様方をお願いしてきました諸施策を継続しつつ、排出の抑制、それから再利用、再生というような3Rの方針を堅持し、ごみの減量を前提とした排出量やリサイクル率といった数値目標を設定していきたいというふうに考えております。

これらの結果、分析を踏まえまして、分別方法の再検討や、それに伴う資源化の可能性、施設整備の方向性などを盛り込んだ形で、新たな計画の見直しをしていきたいと考えております。

なお、冒頭にも申し上げましたように、これらの計画の見直しにつきましても、引き続き廃棄物減量等推進審議会の中で委員の皆様方から意見を頂戴しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 私が最初に述べた1人1キロから2キロという排出量が921グラムから789グラム、132グラムの減である、この計画についてとてもよいというか、方向性としてすごくよかった計画になったのではないかと思います、さらにこの計画を強く、ごみの減量化に向けて、よりよい方向性、計画性を持っていただきたい。

さらに分別に関しては、多く分別させることは市民への負担もかかるかもしれませんが、それもよりよい効果的な分別方法、より協議をしていただき、軽減に努めていただきたい。ごみ排出量世界一を少しでもこの瑞穂市から軽減していただきたい、このように思います。

また、この計画では粗大ごみの処理料金の有料化も計画されておりました。約2年前に有料化となり、車の行列ができ、職員までもが仕分け作業に当たったことでありましたが、その後の粗大ごみの排出量はどのようになったのかも伺いをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 続いて、今の御質問にお答えしたいと思います。

有料化後の粗大ごみの量につきましては、平成23年7月末までは駆け込みということもありまして大幅に増加したわけでございます。有料化の直後の23年8月以降は、一旦急激に当然のことながら減少しておりますが、現在はわずかながら増加傾向にあるというのが実情でございます。

具体的に数字を申し上げますと、木くずが月平均という数字で比較してみますと、平成22年度、月平均ですが42.21トン、平成23年7月まで、これは有料化前までですが85.31トン、23年の4、5、6、7という月平均の数字でございます。これが8月以降になりますと、これも月平均ですが10.36トン、24年の1月末ですと、先ほど言いましたようにわずかにふえておりますが、14.07トンというような状況で、有料化前の22年度に比べますと、約3分の1の量になっていると言えらると思います。

廃プラスチックをまた同じように月平均で申し上げますと、平成22年度で37.98トン、23年度の7月、これは有料化前までですが67.1トン、これが8月以降の有料化になりますと13.39トン、24年度、この1月までですが14.07トンということで、有料化前の22年度に比べますと約37%の量になっていると。

先ほど申し上げましたが、いずれも有料化直後に急減しておりますが、現在はやや増加傾向にあるということが言えると思います。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 有料化により減量はしてきたが、若干、現在では増加傾向にあるとの答弁でありましたが、しかし、22年度よりは3分の1になったということは、本当にこの計画がよかったものと確信しております。

しかし、この有料化に当たっての問題点にありましたのが、また1つ不法投棄について、これは大きな問題でありましたが、不法投棄は現在どのようになっておるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 不法投棄の問題につきましては、有料化以前から大変大きな問題というふうに認識しております。市におきましても、かねてより広報等で不法投棄の防止をPRする、各自治会の協力により看板等を立て、注意喚起等を行ってきたところでございます。実際に不法投棄のあった場所においては警察に通報して、捜査をお願いしてまいった次第でございます。

この23年8月の有料化によりまして、不法投棄が大幅にふえたのではないかとこのところでございますが、そのような事態を大変危惧しておったわけなんです、実際には件数的にはそれほど大きな変化がなく、担当課としてもほっとしているような状況でございます。

不法投棄の特徴としては、やっぱり人の目が行き届かない場所として河川敷、それから地域のごみステーションに投棄されると、この2点が大きな特徴がございます。

このうち河川敷につきましては、堤防道路から投機される家具や布団、可燃ごみのほか、夏場のバーベキュー後の残渣物など、多様なものが捨てられている状況でございます。

ごみステーションにつきましては、夜のうちに大量の粗大ごみをごみステーションに捨てていかれるとかという事案がほとんどでございます。その地区につきましては、また特定の場所だというふうでは聞いております。

市におきましても、自治会の皆様方には大変苦勞いただいておりますが、あらゆる広報手段を用いまして不法投棄防止の啓発に努めるとともに、悪質な事案につきましては警察に通報して、その解決に努力していくところでございます。

繰り返し申し上げますが、不法投棄につきましては、正しく廃棄物を処理している市民の方からしますと、それを冒瀆する行為でございますので、今後とも不法投棄に対しましては厳しい姿勢で臨んでまいりたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 地域のごみステーションに置かれたこの事案については、私のほうにもいろんな相談があります。なので、ごみステーションに置かれたものに関しての撤去等も、また環境課によってしっかりと対応をしていただきたい、こんなふうに思います。

また、ごみ処理基本計画では分別の徹底やごみ排出量の軽減について、リユース・リデュース・リサイクルの方針を堅持していただき、数値目標の設定をお願いして、さらに資源化の可能性、施設整備の方向性などを盛り込んで新たな計画を見直していただきたい、そのように願います。

それでは、次の質問ですが、自治会活動の今後についてを質問させていただきます。

12月議会において「平成26年度には他市町のように各校区のまとまりをつくる、5万2,000がお互いに助け合い、安心して暮らせるまちづくりを進めたいと思います」と答弁しており、昨日の若井議員の答弁に、「自治会交付金について、自治会連合会には説明をして、来年度よりは見直された」と答弁されましたが、軽減された自治会長さんなどからは、なぜ交付金を下げられたのかとの問い合わせがある。説明が理解されているのか、さらに今後、どのような自治会活動のあり方を考えているのかをお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

それでは、ただいまの質問に対するお答えの前に、少し瑞穂市の自治会の様子をお知らせしたいと思います。この数字をもっていいとか悪いとかでなくして、こういう状況があるということをお理解いただきたいと思います。

瑞穂市の自治会の規模は、15世帯の自治会から560世帯の自治会までがあります。平均は141世帯でございます。

また、毎年、市では自治会に交付金を交付していること、それから自治会においては会員の皆さんから会費を集めておられるということから、各自治会において事業報告書、決算書、事業計画書、予算書の提出をお願いしております。97の自治会のうち、本当に全てこの4種類をきちんとやってみえる自治会というのは37自治会でございます。これはいいとか悪いとかじゃなくして、やはり私どもの交付金が入っていること、会費があるということで、地域の皆さんにきちんと理解をしていただくということであれば、どんなことも、やはり今の4種類の書類はつくっていただいて、皆さんでいろんな話し合いをしていただきたいというのが私どもの狙いでございます。

自治会の会費を見ますと、月100円のところから月1,500円までのところがございます。平均をしますと500円前後の自治会が一番多いのかなというふうに思っております。公民館がある自治会もあれば、ない自治会もございます。自治会の総会も、全員で総会を実施しておられるところもありますし、もう順番は決まっているので次の役員のための自治会もございます。また、

役員会議とか班長会議とか組長会議を毎月1回、またはそれ以上やっておられる自治会がありますし、その会議にはきちんといろんな各種団体の役員さんも入ってやっておられる自治会もあるかと思えば、年に総会のみというところもございます。こうした状況の中で、いろんな自治会がまずあるということを御理解いただきたいと思います。

それから、突如お金の問題が出てきたということではなくして、既に私どもの市長さんのマニフェストの中で街路灯が公費で賄われるようになってから、自治会のほうでは電気代とか街路灯の修繕等がなくなったということで非常に感激をしておられる一方で、会費を下げたりとか、特別会計で積み立てたりとか、繰越金がふえているとか、いろんな事情がございます。基本的には、それが自治会の活動に生かされれば特に何も問題はないかと思っておりますけれども、そうした御意見が幾つか自治会のほうから寄せられておまして、そうした中での見直しでございます。街路灯の電気代や修繕料を公費にしたことによって、1世帯当たりに換算をしたのは600円と算出をしました。

また、瑞穂市における平成23年度の生涯学習課が地域振興組織補助金として歳出したお金は1,336万9,295円でございます。本来ですと、こうしたお金も自治会の中の活動の一環としてやられるべきではないかなということで、実を言いますと生涯学習課のほうも各校区の自主運営ということで、もう平成23年度から校区の委員の皆さんに呼びかけられておりました。その組織の中にはもう既に自治会長さんらが入っておられますので、きのうから言っております校区の連合会組織も、こうした団体がうまくかみ合えば特に大きな問題は何かと思っております。

今のお金を1世帯当たりに換算しますと973円ということになります。単純に現在の交付金1,400円に街路灯の関係で600円、校区の活動費973円を足しますと、1世帯当たり2,973円というお金を出しておるということになりますが、そのほかにも各課より補助が出されておまして、包括外部監査とか監査委員さんの中から、補助金が還流しておるんじゃないかと。本来市民が負担すべきものが、公費で賄われているところがありますよという御意見もいただいております。そうした中での1,400円から1,000円でございますけれども、きのうお話ししましたように、その以前に消防互助会の徴収をやめたということがございますので、実質は100円ということになるかと思っております。

それはともかくとしまして、市が交付している補助金は、あくまでも市民の皆さんの税金であり、また自治会、校区活動の支出についても多くの市民の皆さんから、補助金があるからとか、お金があるからということで実施されている事業があるのではないかなと、そんな疑問が幾つか出てきているように届けられています。そして、よく事業をやるたびにいろんな参加費が出ていると、そんなことも本来はどうなのかなあという御意見が出ております。

高齢化が進み、多くの方が生活が苦しくなっています。みずから協力し合って、せつかくの

税金をより有効に活用していただくということであれば特に問題はないかと思うんですけども、県下の状況を統一の自治会長会議では説明をしました。県下の状況を見ますと、随分状況が違いますので単純な比較は難しいということでございますけれども、この資料については、12月に議員の皆さんにもお配りしてありますし、きのうも再度お配りしてございますので、いま一度確認をしていただきたいと思いますと思いますが、金額そのものは非常に高い金額になっております。

また、自治会への事務の取扱交付金ということで、基本的には広報の配付手数料ですが、これにつきましても、瑞穂市の場合は年間780円ということで、県下で一番高くなっております。平成25年1月から年間600円にされた市がありますけれども、多くは300円台、実を言うと無償の市が2つあります。本来、それでもおかしくないと思うんです。広報を配る手数料は、皆さんお互いさまですからね。と思ひまして、それについては見直しをさせていただきました。

今後でございますが、これを見直したときに自治会長さんの何人かの方から御意見がまた、その場では言われませんが、自治会長の報酬そのものも見直してくれと。今、実を言いますと、自治会長さんの報酬は年額7万2,000円とプラス550円の世帯当たりであると、このお金についても、本来、自治会長さんがもらってみえる自治会もあろうかと思いますが、多くの自治会長さんはこれを地域に出してみえたりとか、事務費に充ててみえるということでございます。本来、事務費は、きのうも申し上げましたが、皆さんの御意見もそろっておるんですけども、自治会の会計の中から出すべきであると。自治会長さんがいただくお金というのは、本来はガソリン代程度でいいんじゃないかと、このことを言っていただけの自治会長さんが非常に多くございます。

また、自治会長さんのこうした活動のあり方が、どこもかも自治会長さんとか、そうした役員さんが活動しておられるようなところがあるように聞こえますけれども、本来は会員皆の総意で自治会活動が行われるべきではないかと、そのように考えておりますので、そうした見直しをまずはさせていただきますが、次に今後どのような自治会のあり方を考えるかということでございますが、基本的には自治会をベースにして校区のまとまりをつくっていくと。そして、生涯学習のほうでも校区の活動の自主運営ということをお願いしております。

先ほど生涯学習のほうから出しておる補助金ですが、本来はやっぱり校区であるということは皆さん認識としては一致しております、このお金をゼロにさせていただいて、逆に今度自治会へ交付させていただいた、今回、見直しをさせていただいた1,000円ですね。その分に交付金を足すということとか、もう1つは、校区の連合会組織がしっかりできてくれば、連合会組織に本来はやるべきであると思ひますけれども、もう既に校区の活動に参加されていない自治会が出てきておるようでございますので、それもまたちょっと問題があるかなというふうに考えております。

そう考えてみますと、自治会でやるべきこと、校区でやるべきこと、場合によっては中学校区で一緒にやろうかというところもあってもいいかと思いますが、本来はそうしたお金をどのように使うかということをお話していただくというのが1つかなとは思っております。

また、1つあるのは各種団体でございますが、今までは穂積町、巢南町ですので、市があってそれぞれ個々にあるわけでございます。非常に人数が多くなって、本当に活動ができておるかどうかが難しくなってきたお話を伺います。本来ですと、やはり各校区の代表があって、その校区の代表の中から市の代表を選んでもいただくという格好にしたほうがもっと活動がやりやすくなるのではないかなと、そんなことも考えております。

そういった点で、自治会のほうでは11月の自治会にお話を差し上げ、そして12月に皆さんにお話をし、またその状況をもって1月にお願いをしたという状況でございます。

また、今後のあり方につきましても、皆さんの御意見をいただきがてら進めていきたいと思っております。

少なくとも校区の防災訓練や避難所の運営が、地域の皆さんのもとで実施していただければなどと思っておりますし、地方の時代、また道州制などが考えられている昨今では、最終的には最小の地域の単位というのは校区と考えられます。運動会とか祭りとか、ソフト面以外にも本当は道路や水路、公園などもいろんな話し合いがされて、地域の中で本当に皆が望むことを話し合いがあっての整備ということであれば、本当の将来を見据えた魅力あるまちづくりができると考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

[4番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） 少し答弁を書きとめることができない部分がありました。資料の提出がない自治会、その部分についてももう一度よろしくお願い致します。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 各自治会にお願いしておるのは、私どもから交付金を交付してあります。また、自治会においては、当然会費を集めておられます。ですので、私どもがお願いしておるのは、事業報告書、決算書、そして来年度の事業計画書、予算書の提出をお願いしております。

97の自治会のうち、全てこの4種類がそろっている自治会は37の自治会でございます。そして、こうした提出がまだなされていないところが、実を言いますと17ほどありますので、それがいいとか悪いとかじゃなくして、そうした書類というものは、本来、地域の皆さんのお金が入っておりますので、きちんと作成をしていただいておりますというのを基本だと思っておりますので、そのあたりをよろしく願いしたいということでございます。

[4 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○4番（庄田昭人君） やはり交付金を出しているの、37自治会は総会資料に当たるものだと感じておりますが、その提出がないもの、17自治会がない、やっぱりこれも指導していかなければならないのではないかとこのように思います。昨日の答弁にも、自主性が生まれず、自治会によって違いがある、補助金の使い方を見直してほしい、自主防災組織ができていないところをどのようにするのかなどの課題もあった。

さらに本日も、自治会の会長の責任として大変な作業であります。自治会や校区活動の補助金が本来の目的に使用されているかなど、多くの市民が疑問に思っているようなことではいけないのではないかと思います。使用目的をしっかりと確認していただき、適正な活動になるよう支援をお願いします。

さらに、皆さんで話し合っただけと言われましたので、どうかまた機会をいただき、この自治会活動について話し合える機会を持っていただきたい、私も持ちたいというふうに考えております。

さらに、他市町の状況も大切であるが、瑞穂市としての校区活動のあり方を十分話し合っただけ、自主性や防災組織を構築していただき、魅力あるまちづくりをお願いいたします。

本日の質問テーマは、「子供たちの未来と住民生活の今後のあり方」とさせていただきます。未来ある子供たちの誕生から瑞穂市がどのようにしてかかわっていいの、さらに今後も考えていかなければならないごみ問題から、生活基盤である地域と住民生活をどのように進めていくのか。きずなづくりが必要な今、自治会活動をどのように考えていくのかなど、またさらに今後も注視してまいりますので、よろしく願い申し上げます。

本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、4番 庄田昭人君の質問は終わりました。

続きまして、5番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

○5番（森 治久君） おはようございます。

議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、以下2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、2012年の県人口動態統計調査結果がこの2月26日に新聞に掲載されました。「県内65歳以上、初の25%超え、団塊世代仲間入り、高齢化加速」との見出しでございました。将来人口推計によると、65歳以上の人口は20年ごろの約59万人でピークを迎え、その後は横ばいとなる見込みであるが、県人口に占める割合はその後にも上昇傾向が続き、40年には35.9%まで高まると予測されております。

調査結果の発表によると、65歳以上の人口割合は、岐阜県が25.1%、瑞穂市は17.2%で、県内42市町村の42番目ということです。ちなみに、全国は24.1%です。

県は、65歳以上でも地域で活動できる元気な人は多いとしつつ、住民や企業などが一体となって困った人を支える体制を整えていく必要があると強調、見守り活動や送迎サービスなどの広がりを期待しているということでございます。

私は、これまでも幾度となく高齢化率が県下で一番低い瑞穂市においても、今後は他市町同様に高齢化社会が進むに当たり、お年寄りが生き生きと暮らせる環境づくりの推進に向けて、施策、制度、取り組み、仕組みづくりとも言える高齢者の見守り体制づくり、生きがいづくりプログラム等の御提案もさせていただき、執行部の皆様は、検討、さらには実施に向けて取り組んでおられることと承知する中で、本日は1点目に高齢者医療の窓口サービス事業について、2点目に市長の所信表明にございました「夢のある市」について質問をさせていただきます。詳細は質問席にてさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これまでは市民協働、市民参画、市民主体のまちづくりの意味からのお尋ねと御提案と質問をさせていただきましたが、今回は、高齢化社会が進む中で高齢者の方が医療費等に係る申請機会がふえると考えられる上で、行政が高齢者市民サービスの向上として検討し、実施しなければならないと考える業務、事業についてお尋ねをいたします。

1つ目に、現在、瑞穂市では高額療養費の支給の申請において利用者の方の負担が軽減できる制度がございますが、現状での利用割合及び制度の周知はどのようにされておるかをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 高田市民部兼巢南庁舎管理部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 森議員からのお尋ねでございますが、高額療養費の制度でございますが、1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合、申請をしていただき、認められますと、その限度額を超えた部分について高額療養費として後から支給される制度でございます。

病院で診療の2カ月後の手続となっております。瑞穂市におきましては、該当者の方には、申請忘れを防止する観点や、被保険者に対するサービスを向上するという観点から、申請書を郵送で送付させていただいております。御本人もしくは御家族の方に、高額となった医療費に係る領収書、印鑑、口座番号などがわかるものをお持ちいただいて、市民部医療保険課窓口で申請をしていただき、約1カ月後の支給という手続となっております。

平成25年1月申請で見えますと、医療受診件数1万5,366件のうち、高額療養費対象で発送させていただいた件数は114件ございました。全体に係る中では0.7%でございます。その114件のうち106件が申請をしていただいておりますが、全部ができていないというところは、病院の支払いが済んでからの申請ということになりますので、支払いが終わっていない方がま

だあるということで、この受け付け件数の差ができております。

また、この医療費が高額になった場合に限度額適用認定証を提示していただくと、その限度額までのお支払いで済むという制度がございます。こちらは入院・外来ともございますが、外来については平成24年4月からこの限度額適用認定証の提示でもいいという制度になっておるものでございます。こちらは、毎年7月の国保の保険証の一斉更新時に保険証と同時にお渡ししておるものでございますが、これらの発行件数につきましては、平成25年2月末で415件でございます。

さらに、高額医療費に関する市民の皆様への周知でございますが、毎年7月の保険証一斉更新のときにパンフレットを同封いたしておりますし、年度初めの4月の広報「みずほ」にも掲載してございます。また、窓口で御相談がございましたら、随時実施してまいっております。

こうした事務手続の改善を、順次実施してきております。また、実施改善にはシステムの変更ということも考えられることから、費用対効果を考えながら今後のサービス向上にも取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

私は、本日、なぜこのような御質問をさせていただいたかと申し上げますと、しっかりと制度は制度で認定証を前もって、高額療養費の場合、一度窓口で申請をすれば、その後は窓口にお越しいただくこともなく、その後の御負担が軽減できるという制度がありますが、それを御承知でない方が多くおられる中で、特に今後、高齢化に向けて加速する、これは瑞穂市も先ほども私申し上げたとおり、他市町同様であろうと思います。

そんな中で、今、まさに高齢者の方が瑞穂市のこの穂積庁舎のほうへお越しいただくにも、瑞穂市には公共交通機関等もございません。みずほバスの利用というのも考えられますが、それもやはりいろんな事情により、しっかりと皆さんの足として確保されておるとは今現在は言えないものと思います。

そんな中で、そのような制度がありますので、しっかりと市民の皆さんには周知していただき、またその周知の仕方をほかのまちで取り組んでおることを同等にやるのではなく、何か瑞穂市はしっかりと皆さんにお知らせ、周知ができるという方法を考えていただけたらというようなことで御質問をさせていただきました。

中には御存じでなく、窓口でそういう申請方法がございますよ、認定証をとっていただければ、次から来ていただなくても大丈夫なんですよというお話をさせていただいたにもかかわらず、その手続が、私どもも考えますが、簡単な申請というものはどんなものでもないと思うんです。それなりに高齢者の方にとっては面倒くさいなあ、大変やなあ、難しいなあというふうに思わ

れような申請であれば、もういいや、毎回毎回来ればというようなことであるのかもわかりません。そこはしっかりと気配り、目配り、思いやりの心を持った中で、行政マンの皆さんにおいては市民へのサービスが一番の職務であるということをまずは肝に銘じていただく中で、懇切丁寧に御説明をいただければ、そういう申請をとっていただいて、一回来ていただくことで終わる、2回、3回、4回と高齢者の方がここにお越しいただくこともないのかなと思っております。そのようなことを切に御要望と、御提案だけさせていただきます。

また、なかなか難しいとは思いますが、1回目の申請は窓口にお越しただかなければ何ともならないと思いますが、例えば高齢者のおひとり住まいの方もおられますし、高齢者だけの御世帯もごさいます。なかなか足を運ぶということが難しい中で、郵送等で、例えばこちらにお越しただかなくても申請ができるような方法も、何かあれば今後の検討としてお考えいただけたらと思しますので、よろしく願いいたします。

また2つ目に、これも例えば医療費等を全額自己負担したとき等、同じように担当窓口申請して、広域連合が必要と認めた場合などに自己負担分を除いた額が支給されるという制度がごさいます。こちらについても、高齢者の方、これは医師が必要と認めたり・きゅう、あんま、マッサージなどの施術を受けたときとか、また急病などやむを得ない理由で保険証等を持たずに診療を受けたときとか、限られたときでごさいます。多くの方がこれに当たるとは思いませんが、やはり高齢になれば、そのようなはり・きゅう、あんま、マッサージなどが、医師が認める中で、この制度にかかわる方も多くなってくると思えます。そのようなこともあわせて、申請の仕組み等が軽減できるような御検討をいただけたらと思えます。これは御答弁は結構でごさいますので、よろしく願います。

続きまして、2点目の市長の所信表明にもございました「夢のある市」についてのお尋ねをさせていただきます。

市長は、この本議会において、先日、若井議員も同じ質問をされましたので繰り返しになりますが、「瑞穂市は本年5月1日をもって合併10周年を迎えますが、この厳しい時代にあっても、市政を預かる者として着実な市政運営に心がけ、夢のある市として瑞穂市が発展を続けられるよう、改めて意を強くしている次第であります」という所信表明がございました。それを受けて御質問をさせていただきます。

先日も同じ質問がございましたので、極力重ならないような内容でお尋ねをさせていただきますので、御答弁も重なる部分がございますたら、簡潔にお願いしたいと思います。

まず、合併して10年、5月1日で丸10年を迎えます。これまでの10年の検証と反省、そしてこれからの10年の課題とビジョンをどう考えられるか、まずは市長に簡潔にお尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 森議員の、10年間のまちづくりの検証と反省、そしてこれから先の市のことについてということで、このことにおきましては、きのうの若井議員の一般質問の中でお答えをさせていただきました。

実は私も、合併が15年5月1日でございますので、16年5月1日から瑞穂市の議会議員を務めさせていただきました。もうそのときに既に私は、この瑞穂市を夢のある地にするには何をやらなくてはいけないか、何が欠けておるか、本当にこれから先に向けてということで、その時点から実は思いをリーフレットなり何なりにして議会のときに出させていただきます。そのことを議員生活3年間の中で、私が掲げましたことを全て質問しました。けれども、一つも私の言いましたことを取り上げていただけなかった。そんなところから、19年に市長選挙に出させていただきます。そっくりそれを私のマニフェストとして出させていただきます。それは24項目、具体的に述べさせていただきます、まちづくり基本条例を初めとしまして、市政全般にわたってのことでございます。このことにおきましては、本当にこれまで6年の間に、議会の皆さんの格別の御理解と御協力をいただき、ほとんどのことが、90%、私は達成ができた。

そこへ加えまして、やはり議会の皆さんから、本当に前向きな御提言がたくさん出てまいりました。そのことも確実に私ども、議会の皆さんの御提案を取り上げさせていただきました。形になっておるものもたくさんございます。例を挙げれば、きのうも申し上げましたが、こういった温暖化におきまして、学校、また保育園の芝生化のあれは全国でも注目される。岐阜県の中では、学校とか保育所の園庭を芝生化しておる、これは瑞穂市が初めてでございます、今進めておる、これは特色になる。

さらには幼保の一元化、これも議会のほうからもこのことを御提案いただきました。このことにつきましても、すぐに取り上げさせていただきます、今まさにそれを進めさせていただきます、このことでございます。

そのほか、それぞれの議会の皆さんから御提案いただいたこと、本当に私ども真摯に受けとめまして、いいことは着実に取り上げさせていただきます、進めさせていただきます。私、議員からこれまで9年間かかわっておりますが、本当に多くのことが皆さんのおかげで、もちろんこれを遂行するには市民の皆さんの参加、協働、協力がなくてはできません。御協力をいただいて進めさせていただきます。そのことに対しては厚くお礼を申し上げたいと思っております。

その中におきまして、きのうの若井議員の質問は、私は10年間の総括だけだと思ってお答えをさせていただきました。今回、改めて森議員からその御質問をいただいておりますので、これから10年、どういう夢のあるまちにしていくかということでお答えをさせていただきたいと思っております。

私は、やはりこの瑞穂市、人が目を向ける、そして人が集まる。この小さな市ではございま

すが、やはり求心力のある都市を目指したいと思っております。それにはやらなくてはいけないことは、おこなっている公共下水道を軌道に乗せる、これは一番住民にとって大事な環境整備でございます、私どもの瑞穂市は16本の1級河川がございますが、この川を汚しておるのは、もう瑞穂市だけなんです。これは、何が何でもこの環境整備をするのが1つであります。

そして岐阜・巣南・大野線は、東海環状道路が2020年（平成32年）には西回りも全線開通いたします。これにつなげると、これもこの24年度から用地の交渉を進め、25年度からいよいよ工事に着手ということで、これを大野神戸インターチェンジにアクセス道路としてつなげる、完全に進捗をさせると。それをすることによりまして、その沿線に企業誘致をする、これは今までにも申し上げておるところでございます。企業誘致をし、市の活性化につなげる。さらにはそれによりまして市内の環状道路の完成をさせたい。国道と、そして県道につながる、これも利便性が格段とよくなりますし、産業の活力、また災害がありましたときの物資の搬送道路と、こういう関係の基盤整備を着実に進めるところでございます。

そして、さらに私どもの市民憲章にございます「文化を育み、スポーツに親しむ爽やかなまちをつくりまします」とあります。今、整備をいたしております生津スポーツ広場、これは面積からいっても相当な面積でございます。今、グラウンドの整備をしておる業者が言っておりましたが、今、ここら辺ではあれだけの面積があるところ、整備はなかなかない、そのような本当にまさにすばらしいスポーツ広場、テニスコート8面の、大会でもできます、これが整いまして、きちっとしたスポーツ広場。さらには、仮称でございますが大月運動公園の整備、これをするによりまして、まさにスポーツの拠点として、瑞穂市はわずか28.18平方キロの中に市民のスポーツ振興、そして健康づくり、そういった拠点づくりをする、これも一つの市民の夢でございます。

さらに、この瑞穂市には1,200名収容の総合センター、サンシャインは1,119席でございますし、またあじさいホールは194席、これを拠点としました文化都市ですね。この稼働率というのは本当に県内でも最高の稼働率でございますし、これを文化都市の拠点とするということです。

さらにもう1つ、このまちの特色でございます。これはよそのまちにはございません。市内を流れる揖斐、長良の間に13本の1級河川がございます。この河川の堤防や道路、そして河川敷を活用した水と緑の潤いのある空間をきちっとする、まさにこれは全市公園化ではないかと思っております。今、中にも公園の整備をどんどん進めております。あわせまして、これは他のまちではまねのできない、自然を生かしたまち。

今議員からも話がございました、面積は28.18平方キロでございますが、まだまだこの瑞穂市、人口が増加します。ですから、人が目を向ける、人が集まる、そして求心力のある夢のある都市を目指してまいりたい、このように考えておりますので、議会の皆さんの御理解を賜り

ますようお願いを申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○5番（森 治久君） 今、市長が御答弁いただいたとおり、瑞穂市は、本日の新聞にも2012年10月1日現在の人口として、各市町の数字が出ておりました。瑞穂市は自然動態で284人増、社会動態で125人増の409人増ですね。1年間に409人の市民がふえたということでございます。この数字は、今、市長は人が目を向ける、人が集まる求心力を持つまちという言葉が使われました。

確かに瑞穂市は人口がふえているまちでございます。この人がふえているというのは、瑞穂市が何か施策、また行政サービス、また公共空間等、それが素晴らしいということでふえておるわけではないと思うんです。冷静に考えますと、地の利、利便性、また転入され、そこで新しく家を持たれて住むには、土地もそこそこの値段で、名古屋圏であってというような利便性が皆さんに認められて、今、人口が増加していることだと思います。この人口増は、瑞穂市がどんな政策をとられようが、どんなまちづくりをされようが、今後10年変わらないと思います。私が思う夢のある市とは、まさしく市長がこの市長のお立場として志を持ち、本日あられたのと一緒に、市民の代弁者である私たち18名の議員一人一人がまちづくりに夢を持ち、そして言うまでもございませませんが、市民一人一人が夢や希望を持ち続けられるようなまちづくりこそが夢のある市であると思います。

5万2,000有余の市民がお住まいでございます、この瑞穂市民一人一人が思い描く夢は、少しずつ違うものと思います。市民一人一人の価値観も違えば、人生観も違います。夢や希望を誰もが持ち続けられるまちであることこそが、瑞穂市が夢のある市であるということを申し上げるとともに、生活インフラ整備、大変大切でございます。しかし、今現在、ここに定住していただく高齢者の方を特定するだけではなく、定住していただく方がこのまちに住み続けてよかった、また子や孫も住み続けてもらいたいと思ってもらえるような政策、また事業こそが今必要ではないかと思っております。

みずほバスの路線のダイヤ改正がございました。これは少なくともよくなった、市民の皆さんにとって使いやすくなった改正ではございません。どちらかというと縮小、また少し言葉をよくすれば修正であったかもしれませんが、いずれにせよ、私、高齢化率17.2%で、岐阜県下42番目で、一番低い高齢化率で若いまちですよというお話をしたように聞こえますが、そうではございません。転入者の方が多いまち、また若年層の転入者が多いがゆえに、子供の数もふえ、今まさに教育施設も新しく整備をしなければならないのがこの瑞穂市の課題でございます。

今、高齢者の方の割合が低いのは、若い方も多いので割合が低いだけであって、ほかのまちと同様、高齢者の方が多くおられるのは皆さん御承知のとおりであると思います。

そんな中で、高齢者の方にとって、先ほども申しました気配りや目配り、思いやりのある福祉の政策、またきめ細やかな福祉政策を、買い物支援、通院支援にしっかりと事業費をかけていただくことが、今の瑞穂市の特異性ではないでしょうか。どんな政策を市長がしようがしないでおろうが、人口はふえるまちでございます。

揖斐川町が人口増への1つの政策として、少し読み上げさせていただきますが、同町が移住・定住促進に着手したのが2009年度、支援のための奨励金、補助金は、毎年新たな制度をふやしており、現在は新築住宅建設を初め、規定に応じた改修や賃貸など個人向けに6種類、分譲住宅や賃貸集合住宅の新築、分譲地開発など事業者向けに3種類の、合わせて9種類の制度がある。ほかにも新築住宅の固定資産税減免措置も備える。あわせて、子育て支援も充実、出産子1人に月5万円の祝い金を初め、特定不妊治療費や妊婦健診費用を助成。宗宮町長は、2月の町長選で3期目に向けた公約として、高校生までの医療費無料化拡充や、結婚祝い金制度の新設も上げており、さらに充実を図る方針だと、これは人口が減る揖斐川町の課題を検証する中で、このような取り組み、他の市町にない制度を設けておられます。瑞穂市は、他市町のまねをするのではなく、しっかりとこの瑞穂市の今の現状を見据えた中で、どのような取り組みが必要なのか、そしてどのような政策・制度にお金をかけることが必要なのかを、いま一度考えをいただきたいと思っております。

そこでお尋ねをいたします。今、広域で介護保険、また医療保険等を運営しておる現状を考えますと、今後、瑞穂市、本巣市、北方町等と広域でのまちづくりビジョンの協議、検討も必要ではないかと考えます。これが先ほど申し上げた夢のある市、瑞穂の市民誰もが、どのような考えを持っておられるか、今まさに市民もともに考えていただくことが必要ではないかと思えます。いかがお考えか、お尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 今、これからの10年のあれということで、私申し上げておきたいんですが、やはり一般質問をいただく場合、通告の中できちっとこの点についてとお示しをいただいたら、きちっとした答弁をさせていただきます。それが出ておりませんので、結局、関連で全くあれでございます。

はっきり申し上げておきますが、人口がふえておりますが、高齢化率、高齢者の数は確実に、やはり65歳以上の数はもう9,000人を超えております。それに対応する施策は、私、先ほどそういう細かいことは申し上げなかったわけでございます。そういったことにつきましても、皆さん方のこれまでの意見も踏まえまして、いろんなことに福祉課として取り組ませていただいておりますし、またこれからもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。そのことを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○5番（森 治久君） 済みません、通告になかったということで関連質問であったかもわかりませんが、今、市長のほうからは、先ほどの広域で運営しておることも含めた中で、ほかの方面も広域でまちづくりを考えると、そのような検討、協議が、今まさに瑞穂市の中で必要ではないかというようなお尋ねをさせていただきましたが、なかなか今お答えが、通告にはございませんのでいただけんようでしたらあれですけど、再度お答えがいただければ、市長のお考えで結構でございます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） お答えをさせていただきます。

今、こういったいろいろなすべについて、もっと広域で考えたらと、いろんな福祉面、全てを含めましてそういう考えは持っていないかというところでございます。

私は、本来でございますと、今、もとす広域連合というのがございます。この広域連合を設置しましたのが平成12年の介護保険の関係から、平成11年に設立させていただきました、そのときには旧本巢郡、今、一部事務組合でやっておることもたくさんある。これも踏まえて、将来は一つにして考える。そんな中におきまして介護保険が出てまいりましたので、まずこれを郡一つでやっっていこうというところから広域連合の設立となったわけでございます。

その当時の人口は9万7,000人であったと思います。あれから介護保険も5期目に入っております、現在、本巢郡の人口は10万6,600人でございます。私はもともと本巢郡一つということで、一つにしてという考えで本巢郡の町村会を4年やらせていただきました。その段階にどこの会場へ行きますとも、本巢郡を一つにと。本当に1つにしましたら、いろんな無駄を省いて、議員がおっしゃるような、やはり福祉にしろ、まちづくりにしろ、10万の都市になりましたら10万のあれ、そういった私は、この広域連合の関連を一つにしていろいろなことを取り組んだら何ができるかということも、いろいろ今でも考えております。

財政の面も、県内の各市に比べて、この旧本巢郡ぐらいを考えたら、そういう資料も私は持って作成をいたしておる。よろしかったら、そういう資料も出させていただきますが、広域でやればおっしゃるような福祉がさらに充実される。今、この同じ広域連合の中で瑞穂市、本巢市、北方町の3つがございます。その中で特色を持った、よそより進んだ一部分はそれぞれが持っております。それが一つになれば、その部分が全部生かされる、こういう形にもなっております。資料を出せとおっしゃれば出させていただきますが、私はできることなら、これは今後、議会の中でそういう議論も大いにしてもらいたい。本当の話が議会の中で夢のある市のことにつきまして、私はこういうことを考えているけれども、市はどうかと、このような提案がいただけると、私どもとしましてもありがたいと思うところでございます。

そんなところで、答弁になったかならんかというところでございますが、私はそういう気持

ちは持つておる。それと、さらにいろんなことが進むということを申し上げて、答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○5番（森 治久君） ありがとうございます。

今、瑞穂市と本巢市、北方町は、岐阜県下では前年より7市町が人口がふえておる。これは前年度からの推移でございますので、その前の年ということになるとまた違うかもわかりませんが、いずれにせよ、瑞穂市も本巢市も北方町も、前年よりは平成12年12月1日ではふえておる3市町ということで、やはり旧本巢郡、また今広域で運営している福祉の部分もあるということであれば、市長、今そのようなお考えも持つておるということでございました。

これは私ども議会が考えるだけではなく、市民の皆さんに、先ほど道州制のお話もほかの質問者のときにございましたとおり、どのような国の政策、制度が変わるやもしれません。しっかりと市民が参画、そして市民が主体のまちづくりを進めるのであれば、議会はもちろんのことですが、市民の皆さんにしっかりと、広域でまちづくりを考えたときはどうなのかということを検討、協議、そして先ほどの市民の皆さんがその3市町で運営することによって夢のある新しいまちになるのではないかとというふうに考えていただければ、そのようなことを、行政、議会が市民の皆さんにお示しし、またお考えをいただくような機会をつくるのが大切かと思えます。そして、またそのようなことが今後できるような行政からの指導、また私ども議会からの発信が大切かと思えます。

いずれにせよ、市民の誰もがまちづくりに夢や希望を持つてもらうことが大切であり、そういう気持ちを持つてもらうことが、投票率が今瑞穂市、県下でも低い自治体でございます。しっかりと夢を皆さんが持つてもらうことで、政治に、また議会に関心を持っていただき、投票率アップ、そして夢のある市を皆さんで語ってもらい、それが代弁者である議員の役割、立場ではないかと考える次第でございます。

全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5番 森治久君の発言は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

10時55分から再開しますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時56分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

6番 棚橋敏明君の発言を許します。

○6番（棚橋敏明君） 議席番号6番 棚橋敏明でございます。

ただいま藤橋議長より質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

また、傍聴にお越しの方々、本当にありがとうございます。

本日は、堀市長の2期目、4年の折り返しに当たり、2期目の残り2年にどうしてもこの8年の総仕上げとしていろいろ施策していただきたい件、そして瑞穂市の今後5年後、10年後を見据えて、基盤をこの堀市長の残り2年につくっていただきたいなと思うことを中心に質問させていただきます。

1番目として、本巢市、北方町との連携について、2番目として都市開発について、3番目として学校の組織、設備について、これよりは質問席にて質問させていただきます。

これから10年たちますと、恐らくまた再合併ということも一部起こってくるかもしれませんが、それぐらいに住民サービスのための施設の重複、そういったことが問題になってくるときが来ると思います。

今、瑞穂市、そして本巢市、北方町、これらの旧本巢郡でもとす広域連合を組織していることは皆さん周知のとおりでございます。し尿の処理、要介護、療育、急患、もともと3つの市町にあった得意な施設を持って、ある程度平等に行っておられますし、もともとこの旧本巢郡は、席田用水を初め上流の根尾川の水を引いて農業を行い、樽見鉄道、そして北方・多度線、本巢縦貫道でつながっています。今後、住民サービス及び市民・町民の健康問題が増大し、少子・高齢化がますますくつきりとし、高額医療等、さまざまな多くの費用がかかり、今までつくった施設に多くの予算が回せなくなります。その上、他市町との重複が考えられる方策、施設、設備、さまざまございます。これらについて有効に、そしてこの瑞穂、本巢、そして北方と共同してやっていけることが何かないかということで質問させていただきます。

それでは、その1番目、通告上、ごみということで通告させていただいておりますが、特にその中でリサイクル、そして再資源化できるごみ、そういったことにつきまして、私どもでも先ほど質問がありましたが、リサイクルセンターを計画されていましたが、焼却炉を撤去しました、そこまでは進んできたと思います。ただ、これからまだまだリサイクルセンターをどのようにされるのか、そしてお金もかかります。ところが、隣の北方町には立派なリサイクルセンターがございまして、それで、なおかつ多少なりともまだ余裕があると聞いております。そのことにつきまして、お互い助け合うことができないのかどうなのか、お答えいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） ただいまの棚橋議員の質問にお答えしたいと思います。

議員の冒頭の御意見にありましたように、将来的には本巢郡の合併だとか、個別についてはもとす広域連合でやっているような広域処理をしたらいいかというような御意図だというふうな受けとめさせていただきました。

その中で今できることはというようなことで、御存じのとおり、可燃ごみにつきましては、瑞穂、本巢、北方を含めまして3市7町で西濃環境整備組合におきまして共同処理をしておるわけでございます。

御質問にあります、粗大ごみの処理という問題でございます。これは、それぞれの市町で処理をしておるわけなんです、これを今の北方、本巢、瑞穂という別々の市町の中で施設をそれぞれ譲り合って使ったらどうかというような意図でございますが、市町だけの意向、意見ではなかなか進まないというのが現実でございます。特にごみに関しましては、その施設をつくってきた経緯がございますので、各市町の住民のコンセンサスを得るということが非常に大切だというふうで、なかなか簡単にできるようなことではないという受けとめ方をさせていただいております。

過去には、平成13年ごろでございますが、揖斐郡と本巢郡と共同で一部事務組合を組織しまして最終処分場を整備するという動きもあったわけなんです、これらにつきましても最終的には調整できずにというところでございます。

美来の森での焼却炉の撤去という中で、次のステップ、リサイクルセンターというような考えで御質問されたと思うんですが、今のところ、その現場を、北方等も視察していただいて余裕があるというふうなお話でございましたが、先ほどのような問題も含めまして、ちょっと今なかなか難しいかなあというふうには考えておるところで、今のところ事務レベルではそういった検討、協議はしていないということが現状でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 部長の話では難しいということなんです、恐らく難しいということよりも、先入観で断られるだろうということを思って何もしゃべっていないんじゃないかなと思うんですね。お願いしていないんじゃないかなと思います。ただ、もとす広域連合は、今、本当に運がいいことに、連合長は私どもの堀孝正市長でございます。ですから、取りまとめとして部長のほうから、こういったこともあるんだけどいかなものか打診してみてくださいませんかということで市長のほうに打診をなされれば、市長なりに僕は前向きに検討なさり、また先方との話し合いもしていただけるんじゃないかなと思います。まずは部長、やる気を持って、そういったことを進言する部長になってください。お願いいたします。

それでは、その次に下水道に移ります。

下水設備は、どの市町でも迷惑施設と言われてます。ところが、現実には、今においなんかほとんど出ない。最後に残る部分というのは、ほんの少量残るペースト状のものぐらいだと思います。ですから、以前のような迷惑施設ではないと私は思います。けども、どこの市町においても、やはり迷惑施設ということで、市の境につくる傾向がありますね。これ、私ども

の計画でもそれに似たようなことがございますが、北方でも同様でございます。でも、逆にこれは考え方なんです。利点と捉えれば、私たちの生津から近い、本田から近いわけです。例えば北方の施設、また本巢の施設、どんどんどんどん境につくっていきます、これからは。そうしたら、境につくられた私たちは、ちょっと上に上ればいいわけなんです。今、上のほうへ下水を送り込むことだったってそんなに難しくはないはずです。そういったところから、生津、そして本田、こういった下水に関しまして、何とか北方、本巢と連携をとれないかなと思いますが、この部分についてはいかがなものでしょうか。

それとあわせて、水のことに関連してですから、もう1つそのことにつけ加えさせていただきますと、せんだって本巢市でヒ素汚染の現状が報道されました。瑞穂市には、その地域から政田川が流れてきております。水というのは本巢全体、旧本巢郡全体の問題であり、もっと極端に言いましたら、能郷白山からの問題かもしれません。それぐらい上から下へ流れてくる、そういうものでございます。ですから、このことにつきまして、政田川流域の市民の方がちょっと不安がられております。このこともあわせて、やはりこれも連携が必要だということで、上の本巢市に尋ねられたのかどうなのか、また連携して本当にいい情報を下さいよということで依頼したのかどうなのか、そういったこともあわせて御回答ください。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 2点目の下水道、ヒ素という問題で、議員と見解は全く私と一緒に、下水道施設を迷惑施設と考えておりません。大変ありがたい御意見をいただきまして、ありがとうございます。

隣接市町でも処理場がつくられておりますので、そこへの利用もというような御質問だと思います。

現在のところ、北方町とは平成14年6月に区域外流入という、いわゆるそれぞれの議会でお認めいただいたんですが、協定を結びまして、馬場春雨町の一部、1.9ヘクタールというエリアを北方町公共下水道へ流入させていただいております。実際に瑞穂市の住民が北方町の下水道へ流させていただいているという、このような取り扱いも実際にもうやっておるところでございます。

今、御提案の、本巢市の真正のあたりにも農業集落排水、大きなものができたということで、隣接市町の下水へ瑞穂市の一部もという、効率的であるというような御提案でございました。それぞれ市町でつくった計画の中でその処理場、区域設定等もしてあるので、なかなか大きなエリアをずばっとその隣へというところは、なかなか難しいかと僕は思っておるんですが、相手側への影響がないところに関しては、それは既に北方でやっておるような状況と同じように連携がとればいいなあというふうには考えております。

ヒ素の問題につきましては、先ほど御指摘にありましたように、昨年の10月だと思います。本巢市の工場用地で検出されたヒ素ということだと思います。この件に関しましては、これは県の取り扱いになるわけなんです、県の岐阜振興局環境課と本巢市が共同して、汚染源から半径500メートル以内の住民の方について地下水の調査を行い、異常は検出されなかったというような結果を聞いております。

昨日、2月16日の議会報告においても、それについて逆に下流側の瑞穂市の市民の方が心配だというような御意見が寄せられたことだと思いますが、それらにつきましても、振興局、本巢市と協議をいたしまして、御本人さんのほうにその経過につきまして説明したところでございます。

同じような案件で、河川や水路へ油の流出等が魚類のへい死など水質汚濁につきましても、隣接市町、それから関係機関等と連携して共同処理しているところでございます。

このような案件につきましては、その北方、本巢と連携するというよりも、川を一つ挟んで、道路を一つ挟んで隣の町で起こったことは知らないよと、そんな考えは、もちろん毛頭持っておりませんので、これらを連携して市のほうも動いていきたいというふうを考えておりますので、御理解のほど、よろしく申し上げます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 本当に下水のほうはありがたいと思うんです。今の春雨町、これが一つのいいきっかけになるかもしれませんので、ますます連携が深めていけて、なおかつ無理したパイプをつくらなくても、本当にお世話になれるところは、私たちの費用負担も少なくなりますし、それからパイプのラインが短くなればなるほど故障も絶対少ないはずですから、そのようないろんな利便を考え、皆さんの負担金も考えて、またこの市の負担金も考えていきますと、やはり隣接の市町にある施設、設備、そういったものをお借りする、また使えるということは非常にありがたいことでございますので、春雨町に限らず、この一つの切り口でできたつながりを大事にしていただきまして、いい関係を構築していただければ、もっともっと生津の方々、本田の方々、本当にほっとされるんじゃないかなと思いますので、くれぐれもこのでき上がった人脈、また瑞穂市と北方町の関係、それから瑞穂市と本巢市との関係を大事に育てていただきたいと思います。特に下水なんかに対しては、より多く私は望みます。

それからヒ素の件ですが、そういったことで一つの私は上と下、今本当に部長がおっしゃられたとおり、堤防一つ、川一つでならみ合うんじゃないし、やっぱり手をつなぎ合って情報交換し、なおかつ職員同士がその新しい人脈のもとに、何かが起こったときに役に立つ人脈というのは絶対できるわけですから、そのような人間の交流、また職員さんの交流、こういった不

幸なことではあるんですが、それを幸いにしていい人脈を構築し、万が一のときに役に立てるような職員交流もお願いしたいなと思います。

それでは、時間の関係もございますので、その次に移らせていただきます。

同じような施設で体育施設です。旧本巢郡という観点で考えますと、いっぱい各学校のグラウンドにナイター設備はあるんですね。ところが、しっかりとしたグラウンドとか、しっかりとした体育館って意外と少ないんです。本巢市の一番上のほうですかね、旧本巢町、ここにはそれなりのグラウンドがあります。そして今度お隣の大野町ですね。これは大谷山だったかな、山の麓に立派なグラウンドがございます。ところが、ナイター設備のある運動場はありますが、それ以外でグラウンドという、観客席がある云々ということになりましたら、さらに少ないと思います。

そして体育館に至りましたら、北方町の体育館、立派なものがございます。でも、それ以外はほとんど学校の体育館でございます。

そこへもってきたところで、ちょうど私どものまちから生津にテニスコート、これは本格的なものをつくる、そして大月にグラウンドをつくる、これも本格的なものをつくるというような計画が出てまいりました。私は、もとす広域の運営のもとでこの2つをやっていただいてもいいんじゃないかなと思うぐらい、立派なものができるのであれば、それと同時に、一部これをもとす広域の運営のもとに、例えば大月のグラウンドなんかも瑞穂市だけでやるんじゃないし、もとす広域連合のグラウンドだよということによっていただくということは難しいんじゃないか。ちょっとはしょったことを申し上げますが、一遍そんなことにつきまして、もとす広域連合のことに詳しい方がおられましたら、御回答願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 今、棚橋議員のほうから、この本巢市、北方町との連携について、いろんな事業がありますが、これを連携したら効率的にいろいろできるんじゃないかと、こういう御質問をいただいております。

ごみの問題、下水道の問題、火葬場の問題、グラウンドの問題、体育館とか図書館、いろいろ出されておりますが、うまく連携すれば本当に効率的にできると思いますが、それぞれのまちが整備をしてまいりました経過におきまして、やはり地元とのいろんな約束事がありまして、なかなか難しい。先ほど環境水道部長が申しましたように、私どもの火葬場一つとりまして、やはり地元とのあれであります。これが一つの市になれば、おのずと終わりでございます。この連携の中でやるということは、なかなか難しい問題でございます。ごみの問題も、粗大ごみの破碎、これは北方は施設を持っておりますので、あそこで余裕もありますので、すれば本当に簡単に済むと。市としましては、今、民間の業者に、もう施設をつくるのではなくて外へ出したほうが、維持管理等々を考えると安いんじゃないか、そういうところで今検討いたして

おるところでございます。

今、体育館を一つ、今一番いいのが（仮称）大月運動公園、このことにおきまして、実は両市町へ話をさせていただきました。ところが、まだ何にもいろんな話が出ていない、協議もされておらん中で、こうやって一緒にやるというのはまだちょっと時期尚早だという回答をいただいております。これがそういう協議の話でもできておる中でしたら、もっと進むんではないかと思っておりますが、いずれにしても、この本巢、北方町との連携につきましては、はっきり申し上げますが、議会の皆さん方で連携し、一つになるようなことが考えられれば、何ができるかといいましたら、本当の話が多くいろいろなことが解決するわけでございます。

この3つの予算を足しますと、一般会計で365億円でございます、今年度で。そして特別会計へ移りまして600億円、これは県内の各市の中で4番目の位置に入ります。そうしますと、問題になっております樽見鉄道の関係も、はっきり申し上げまして、名古屋の通勤圏にこの旧本巢郡を入れてしますと、こんなこともこういう大きい予算の中だったら考えられます。そして、糸貫にインターチェンジができます。これによりまして相当な企業誘致が進む。財源の確保には大きなあれができると思います。そうしますと人口は10万6,000人、私はまだまだふえると思います。11万人まで行くと思っております。この揖斐と長良の間で。そういったまさに先が見込めるあれでございます。

ですから、こういったいろいろ御質問をいただいておりますことは、できれば議会の中でそういった協議の場を立ち上げていただき、御議論をいただいたら、この前の平成の合併におきまして、はっきり申し上げまして、2年でどこもできるんです、やろうと思えば。やる気があるかないかだけ、これははっきり申し上げておきます。やる気があるかないか。それを市民に、市民も1つの役所へ行けば全ての用が足りる。今はこの瑞穂市でも見ますと、こっちに向こうに分かれております。何で向こうへまた行かんならんと、こういうことになるわけです。この職員が2人ずつ動いております。このロス、本巢あたりは4つの合併でございます。職員が2人ずつ、そのロスは莫大なロスでございます。ですから、1つのあれをやりましたら本当に無駄が省けて福祉の向上というのは、今すぐ少子化、高齢者福祉、こういう関係に思い切った手が打てると思います。

ですから、連携はどうかというところでございますが、この話は、できればそういう議論をいただいて、やる気があれば話は早いわけで、そういう議論ができるかできんか、そこにかかっておると思います。私はその気持ちは十分持つておる一人でございますし、そういうデータもまとめておる一人でございますので、どうかひとつそういう御議論がいただければと、こういったことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） まだいろいろ聞きたいことが細々あったんですが、市長のほうからずばっと最後のまとめをしていただいたような感じですので、ただ、1つ、2つだけ確認したいことがございますので、ちょっと教育委員会関係のことになります、サンシャインホールは非常に評判がよくて、他の市町への貸し出しはもとより、本当に評判がむちゃくちゃいいという、本当に瑞穂市が誇るものだと思うんですが、あともう1つ、やはり図書館ですね。

今、これだけの図書館があるところって意外と少ないと思うんです。例えば、これに関しまして、北方の図書館と一緒に共通カードを発行してみるとか、一部共有化のある図書を並べて、例えば瑞穂の学習館の本を北方で返本なさってもいいようなシステムですね。このもとす広域全体で考えた図書館の運営とか、それぞれ特色がある本もあって、なかなか私たち瑞穂で見ることができない本が北方にはあったりするわけですね。そういったお考えがあるかどうかとか、これからの先々考えたらそういったことも必要じゃないかなあとか、何か考えがありましたらお答えいただきたいということと、それともう1つ、市長のほうから全体的な御回答がありましたので、その次のこともちょっと尋ねさせていただきますと、以前、本巣郡単位での先生方の交流、そしてPTAの交流、そして中学生の体育大会で郡大会というのがございました。今、そういった旧本巣郡単位での交流はあるのかどうなのか。それがまた、もしも途絶えてしまっているのであれば、再交流の計画はあるのかどうなのか、そういったことをお尋ねしたいです。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えします。

図書館については、現在、岐阜県図書館を中心とする相互貸借システムによりまして、本巣市、北方町の間においても連携した図書資料の貸し出しが可能となっておりますので、今後こういったシステムを有効に利用していきたいということを考えております。

それと、スポーツの旧郡大会というのがありましたけれども、現在は岐阜スポーツ大会ということで、市として選手を送り出しておりますので、これは今同じにはなりませんね。本巣市は本巣市から、瑞穂市は瑞穂市から、それぞれその大会には選手を派遣しております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 中学校の体育連盟主催の大会については、今、次長のほうから答弁したとおりですが、それ以外にも本巣、北方、そして瑞穂の駅伝の競走大会、これも本巣の広域で行っております。

そのほか学校関係の連携といたしましては、小・中・高の生徒指導の連携協議会という形で、旧本巣郡の小・中学校、高等学校で、また北方警察署とか青少年育成に係る関係機関にも参加していただいて協議会を実施しております。

また、生徒指導上の問題等、広域にかかわるものが出ておりますので、そういったものにつ

いても情報共有できるような、そういう体制があります。

また、3中学校の生徒会を中心にですが、マナーズ・スピリットジュニアという、マナーを向上させる、そういった取り組みにも参加しております。

もう1つ連携を図るものとして、医師会がもつ医師会という単位でございますので、学校保健にかかわってその本巢郡全体で動いていると、そういった内容がございます。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） いい意味での交流が残っているということでほっといたしました。やはり本当に水は上から流れてきて、同じ水を飲んでいる仲間同士ですので、何らかのつながりを保っていただけらなあと思うものでありますし、また教育長におかれましても、やはり水は同じ水だということを御認識の上で、またいろいろ進めていってくださいませ。

最後にこの部分のまとめとして、連合長として市長から御意見を伺いたかったんですが、もう既に市長のほうから樽見鉄道の再考、そして大月グラウンド、そしてひょっとしたら再度合併ということも視野に入れなきゃならないときが来るのではなかろうかなということまでお聞きしましたので、この項目につきましてはこれで締めくくりとさせていただきますして、次の質問に移ります。

少子・高齢化が、当市におきましても非常に進行してきております。市内の葬儀屋さんでも、既に家族葬専門の葬儀場を新設されました。亡くなられる方が高齢になりまして、その方のお友達とか同級生が既に周りが亡くなってしまっておられまして、お葬式にも参列者がいないという状態が多くなってきているような状況らしいです。そして皆さんのお墓に対する考え方、そういったことも変わってきております。

そこで、1つお尋ね申し上げます。今、都市部におきましては、「直葬」と書きまして、一部「ジキソウ」とも読みますが、お亡くなりになられた病院から火葬場へ直接行かれて、そこで簡単なお葬式を挙げられるケースが、もう既に都市部では40%になってきていると聞いております。

今、この瑞穂市も少子・高齢化が極端でございます。都会並みの状況でございます。例えば、今火葬場のほうへ、病院で亡くなられた方をそのまま移送されてこられましても何もできない。ただ、せんだって私が聞いたところでは、僧侶の資格のある市職員の方がそこに立ち会われて、何とか葬儀の形を整えたというお話は聞いたことがございます。ですから、私はそういったことをしなくても、今の火葬場にある程度の祭壇を設けて、直葬に対応できるようなことを考えていくべきじゃなかろうかなと思います。そのことについてお答えをいただきたいということと、それと時間の関係もございますので、もう1つそのことにつきまして、今度お墓についてです。

今までは花塚のお墓、次から次へとどなたかが権利を放棄されまして、また次の方がお買いになられる、そういったことで随分保ってまいりました。ところが、今、都市部におきましては、お墓を立てる用地がございません。墓地の造成をすれば大変なお金もかかります。そして、これも余りいい施設とは思われない、そういった状況がございますので場所すらない。

それで、東京都がせんだって考えましたのは樹木葬です。これはすごい応募がありました。びっくりするぐらいの方々が応募に来られました。これは石原知事の発案か、その後の知事の考え方か、私はわかりませんが、だけでも、皆様のお墓に対する考え方が明らかに変わりつつある。

お寺においてもそうです。皆さん、お寺の中でお墓をつくってこられました。でも、今、お寺は納骨堂というのをこしらえて、簡単にそこでお参りができる、また本堂が横にあるから簡単に法要ができる、そのような施設を今つくろうとしておられます。

そういったことにおきまして、花塚のお墓も恐らくこれ以上広げることにはできません。そして、それぞれ各集落にありますお墓もいっぱい状態です。新しく住民として来られた方々、どこにお墓を求めればいいのか。その中であって樹木葬というのも一つの選択肢ではなかろうかなと思います。これは大きな敷地も要りません。そういったことについてももしお考えがあればお答えいただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 高田市民部兼巢南庁舎管理部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 柵橋議員からは、葬儀等への対応の変化というところで御指摘をいただいたところでございますが、日本では今まで火葬の割合がほぼ100%というふうで来ております。

御紹介いただいた直葬といったものは、このあたりですと、通夜、葬儀・告別式といったものがございます。そういった儀礼を行わずに単純な葬儀というもので、2000年以降に都市部で広がりを見せているものというふうで認識しております。

また、樹木葬という御紹介がございましたが、こちらに対しましては、墓石のかわりに、遺骨を埋めて樹木を墓標として埋葬する方法でございます。1990年代末から墓地である山の環境をも守れるという発想から、民間霊園で広がり始めたということでございます。緑化、自然環境に配慮した遺骨の埋葬方法として近年話題になっているところでございます。

東京都のお話もしていただきましたんですが、都市部でのお話でございますが、1本の木を複数の方の墓標とすることで省スペース化を図り、墓地不足を解消して緑化も進められるということで、多摩地区にある霊園に樹林墓地を開園したというふうでネットでも載っております。ここの埋葬については、通常の墓地と同様に埋火葬許可証が必要ということは言うまでもございません。

こうした葬儀の形態につきましては、住民のライフスタイル、価値観の多様化、ニーズの変

化に伴いまして、市民がそれぞれの形を選択されるのは時代の流れというふうに考えております。また、民間の斎場においても、こうしたニーズに積極的に対応しているというふうに考えておるところでございます。

お墓の形態につきましても、都市部とすぐ同じようなことが瑞穂市で起こるというふうには考えにくいとも考えておるんですが、核家族化が進み、お墓を守ることに負担を感じている人が多くなると。また、墓地に対するニーズが変化しているということも認識をしながら、今後の市営墓地のあり方について、民間霊園や近隣市町の動向も見ながら検討は必要かというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

[6 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 今、本当に少子・高齢化で、さまざまな変化が大きく大きくうねるようになっております。特にこの瑞穂市は、若いまち。だから若いまちだからこそ、どうしてもお墓に対する考え方もある程度希薄で、希薄という言葉がいいのかどうか、ちょっと選択を私間違えました、以前ほどではないのかもしれませんが。ですから、若い人たちのお墓に対するニーズ、また考え方、そういった新しい住民の方々がどういったお気持ちをお持ちなのか、そういったニーズを捉えて、市のほうの対応、早目早目に解決していただきたいと思ひますし、またこの市のほうが対応をおくらせずにやれば、ここへ住んでこられる方々、ここへ引っ越してこられる方々の安心感にもつながると思ひますので、前向き前向きに行動を行っていただきたい、計画していただきたいと思ひます。

それでは、その次に避難所としての公園整備のことに移らせていただきます。

避難所としての公園ですね。特に今回、避難所としての公園整備ということで議案にも上がっております。当然これからは避難所としての公園が必要でございます。この避難所としての公園の設備の内容、それからその標高ですね。土地の高さ、それからバリアフリー化、人口割のバランス、居住区域からの距離などについてある程度の基準を設けておられると思ひますが、そこら辺のことについて御説明いただけるとありがたいです。また、その根拠についても何かありましたら御説明ください。お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 棚橋議員の質問にお答えさせていただきます。

現在、市が計画的に整備を進めています公園、特に街区公園、現在造成中を含めまして19カ所、8万7,359平米となっております。これら街区公園は、類似施設から誘致距離を半径250メートル、面積2,500平方メートルを基準とし、住居系土地利用の場所に位置し、人口密度、それから増加率が高い地区での公園整備の必要性が高いと判断した場所等で優先的に整備を進めています。地震・水害等災害時には、これら公園が、今議員が言われたとおり、一旦一時避難

所場所の役割を果たし、その後は、学校、コミュニティーセンター等の施設が避難場所となっております。

公園の全体的な役割に関しましては、日常的な利用として、第1にはレクリエーションとしての機能と、緑地等の確保による環境負荷軽減を考えております。その次には、災害時での一時避難場所となるよう、できる限りそのオープンスペースの確保を考えております。

また、災害時の一時避難場所という観点から言いますと、昭和51年の9・12水害時のその地点周辺の水害を受けた高さを考慮して、公園施設の高さを設定したりしております。

公園内の施設については、昨年12月議会で議決され、この4月から施行されます瑞穂市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設が満たすべき基準を定める条例に基づき、そこに規定しています出入口、園路等の幅や勾配、便所・水飲み・手洗い場のバリアフリー化など、その基準に沿って整備を進めることとしております。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 9・12水害のときの水が来たところを基準にしているということでお答えをいただいたものと思います。

この公園の整備ですけれども、率直に平たく申し上げますと、いろんな計画が出ますと、何であそこばっかつくるんだ、うちはどうなんだとって文句ばかり出るんです。これは誰しもそうですね。ただ、その文句がぴたっとやむのは何でかといったら、避難所として使えるから、お互いしようがないわねと言われるんです。

せんだっての意見交換会のときもそうだったんです。やはりよその山はよう見えてしょうがないわけです。だから、そのためにも避難所ということを第一に考えてほしい。

それで、極端なことを言ったら、テントとテントがぱっと、またタープが張れるような木があってもいい。それと同時に、そこで雨宿りができる。そして、本当に安心してそこで過ごせる、そういった公園づくりを前面に持ってきてもらわんと、ただ単に公園をつくりますわ、公園をつくりますわではあかんと思うんです。やっぱりしっかりと自分自身が、それならそこへ避難したとき、どんな生活ができるんだらうと。水道の蛇口が1個しかないのに、何が避難やね。そこら辺、もっともっと部長、これから考えてみてください。おのれがそこに避難して、どうやってトイレへ行くんじやと。おのれがそこに避難してどうやって洗濯をするんだと。下着だけは洗いたいですよ、本当のこと言ってね。

やっぱりそういったことを考えた上で、避難所公園、これは実にいいネーミングだと思いますよ。街区公園とか、そんな格好のいいこと言っておったって何ともなりません。だけど、避難所公園と言われたら、みんな納得せなしやあないもん、本当のこと言うて。

だから、今の避難所公園をしっかりとした基準を見定めてもらって、今の部長の話では、い

ろんな苦情が出てくることに対してまだまだ説得はできませんよ。もっとしっかりとした基準、そして安全に避難させるための公園が必要だという、あなた自身がもっと情熱を持ってそういったものをつくって行ってください、お願いいたします。

それと同時に、従来からできてきた公園につきましても、避難所公園として機能するためには水道の増設、そしてまた何をやらないかのか、そういったことも考えて進めて行っていただくことと、それとしっかりとしたマニュアルに基づいて、これが避難所公園だというモデルをつくっていただきたいと思います。

その次に（仮称）大月運動公園、こちらも避難所公園としての機能がどの程度あるか、部長、御説明くださいませ。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） （仮称）大月運動公園につきましては、まだ予算計上しておる段階で、具体的な計画をしているわけではございません。ただ、今言われましたように、災害時の一時避難場所となり得ることは想定されますので、今後、具体的な計画を進めていく中で、給水施設等の供給処理施設、そういうものについての迅速な切りかえができるような、そんなような体制もこれから考えていかななくてはならないと考えております。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） せっかくいい場所にありますし、特に役所にも近いということでございますので、恐らく避難される方はすごい安心感を持たれると思います。そういったところからも、いい意味の設計をしていただき、そして多くの方々が安全に避難できる場所につくり上げていただきたいと思います。

その次ですが、昨日の話の中で防災訓練・避難訓練を自治会単位で行ってくださいということで総務部長のほうから回答がございましたが、この自治会単位で、公園で避難訓練をしようや、それか防災訓練をしようやということがあっても、各自治会にはどの程度の公園があるのか、自治会単位で物事を考えた場合ですね。それちょっと数字がわかりましたら教えていただきたいのと、現在要望は何カ所ぐらいございますか、そちらをお答えくださいませ。

○議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今の街区公園は先ほど申したとおりで、あと地区での児童公園に関しまして、もう少し面積の小さいものに関しましては、今42ございます。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） ですから、総務部の考え方とちょっとそこら辺、当然ずれもあるんですが、本当に総務部長が言われるように各地でやっていこうと思ったら、やはり避難所公園をし

っかりと整備してもらわないかと思うし、それと避難所のためだったらどういった面積が必要だということは、都市整備部だけでなしに、総務部としてもしっかりそこら辺は考えて立案していただきたいと思います。

その次に移ります。

せんだって来ずうっようお願いしておりました国道21号線、これが6車線にほぼなるということが、恐らくこれからの市長の任期2年の間にできるものと考えております。そうなりますと、現在、調整区域である土地がすごく生きてくると思うんですよ。横屋、そして只越、そして朝日大学南から犀川橋まで、こういった調整区域の土地が物すごく生きてきます。ただし、調整区域の規制に対してはますます厳しくなっています。ところが、今回、安倍政権になって、まず最初に言われたことが規制緩和です。この規制緩和の中において何かこれを進展させる方法はないのか。それと同時に、せっかくの財産です。すばらしい土地ばかりです。宝の持ち腐れにならないように、しっかりとした立案、そして計画、これを県・国、そして岐阜都市計画区域、この中にしっかりと進言なさって、何とか開発できるようにできないものなのか、御答弁をお願いいたします。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 今、棚橋議員が言われる調整区域ですね、只越、横屋、上穂積、祖父江の区域は、私どものほうも都市計画区域でございます。その中で都市計画というものは、無秩序な市街化の拡大を防止し、公共施設の効率的整備と計画的なまちづくりを進めることによって人々の暮らしやすさを早期に確保することを目的としております。

その中で、市街化区域は将来人口や人口密度、産業フレームなどによって適切に収用し得る規模の区域と、土地区画整理事業等により計画的な基盤整備が実施された区域等で定められる区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域となっています。また、瑞穂市は、広域都市計画区域となっている岐阜都市計画区域であることから、構成市町との調整も必要となります。当然、農業振興施策との調整も十分に図る必要があります。

瑞穂市の都市計画は、平成20年に平成37年を目標年次として策定した「瑞穂市都市計画マスタープラン」等に基づき計画的に進めているところであり、今回御質問の地域につきましても、この中で各小学校区の地域のまちづくり構想が示されており、地域の特性を生かしながら、市街地近郊の貴重な緑地として農業振興方策と連携しつつ保全・整備を図ることとなっておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

[6番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） その今の法律といいますか、その説明の冒頭に、無秩序な開発、また開

発を抑制すべき地域だからこうだという御説明がございましたが、既にもう変化してきているわけですね。それがさらに6車線になったら、大きく変化するわけです。それこそ、今おっしゃられたままでいったら、宝の持ち腐れなんです。だから、もっともっと積極的に部長自身も考えてもらわないかんし、はっきり言って、今、国は明らかに規制はこれからどんどんやわらかくすると言っているんです。この言葉尻を捉えて、国・県にもっともっと働きかけなきゃいけないと思うんです。またあの部長から電話か、またあの部長が来るんかと思われるくらい積極的に動いてくださいよ。そうしたら、本当にすばらしい瑞穂市になりますよ。あなた方、積極性がない、相手が諦めるぐらいに行くんですよ、本当に。法律はこうだけど、見てくださいと。こんな立派な道路が目の中にあるじゃないですかと。もっと真剣に前向きに考えてみてください。どうかよろしく願いいたします。ですから、あすからの部長の動きを楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

その次に学校の組織、それから設備についてお尋ね申し上げます。

2年前に東日本大震災がありまして、学校長、そして園長の方々の判断で全員助かった小学校、そして全員助かった保育園。今度逆に、悲しいことに判断がどうしても、校長先生がいなかったりとか、いろんな問題で決断が下されなかった、それで多くの犠牲者を出した小学校、そして園もございます。その震災地において今何を考えているかといいましたら、決断力のある教頭先生、そしてその教頭先生の名前を副校長とする。そうすれば、私たちのまちでもそうでしょう。副市長、以前は助役です。前の豊田副市長にしても、奥田副市長にしても、目が輝いていますよ。真剣にやられます。だけど、これが助役どうやな、これではあかんのやて、本当に。

本当に町長さんでもそうですね。収入役と言われていたら、お金のことだけ気にしてしまいますがな。だけど、副町長と言われてたら、町長を補佐せないかんと思うじゃないですか。やっぱり決断力、そしてやる気、目の輝き、責任感、全部変わってきますよ。他の市町ではこんなことを言う人もいないし、考える人もいないかもしれませんが、東日本の震災を考えてみてください。その決断力、校長さんがいなくても副校長さんが待てよと、俺が今冷静になって考えないかんのだと、真剣になりますよ。私はそういう職業の名前、いかに大事かと思えます。

それと、有事のときにはそれがどれだけ、また有事のときのために心の準備ができます。私どもの副市長だったら、きっとそうですよ、本当に。何か有事が起こったら、よっしゃと、俺頑張らな、市長に恥をかかせられへん、俺頑張らなと思うはずですよ。これは大事なことだと思います。そういったことにつきまして、何かお考えがございましたらお教えください。

○議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 学校の職員組織に係る質問ですが、今、アイデアをいただいておりますが、これは学校教育法の第37条に置かねばならないものとして校長、教頭、教諭、養護教

諭、事務職員と、置くことができるものとして、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、その他必要な職員と。

御指摘の副校長については、時間もないので詳しいことは省きますけれども、副校長というのは校長と教頭の間には置かれる職として位置づけられて、教頭の上司に当たる身分になります。したがって、教頭の職務は校務を整理すると、決断は校長、補佐をするということですが、副校長は校務をつかさどるということで、専決事項を有するという点で大きな権限を持つ、そういう職として位置づけられております。

この副校長の任用については、県の施策の中で県の人事として行われます。現在は、岐阜大学の附属小・中学校、それから高等学校の一部で副校長という職があります。これは附属小・中学校については、校長が岐阜大学の教育学部の教授がなりますので、ふだんおりませんので副校長を置くということで特例として入っておりますが、その他の公立小・中学校に導入はされておられませんし、導入する予定もないということでございます。

また、あわせてお答えしますが、教務主任等の職名についても、学校教育法の施行規則の第44条で規定された職階でございますので、これについても法律に従ってということで、考えていないということでございます。

[6 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 置いてはいけないという法律はないみたいでございますので、ぜひともいろんなケース・バイ・ケース、やはりかなり役に立つと言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、私は重要なポイントじゃなからうかなと思いますので、とにかく法律的には副校長を置いてはいけないということはないわけですから、前向きに御検討いただけるとありがたいと思っております。

その次に入ります。

今の学校のエアコン設備ですね。せんだって授業時間の変更期間を聞きましたが、いかなうもんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） エアコンの配備についてでございますが、先ほど議員のほうからも言われましたとおり、来年度はその暑さ対策として夏休みの午前授業を予定しております。それに伴いまして、午後からの児童・生徒の活動の一つである読書活動の場である図書室については、全ての学校にエアコンを配備する計画を立てております。また、普通教室においては平成20年度に扇風機を設置して、学習環境整備を図ってまいりました。

今後、異常な猛暑が続けば、児童・生徒の学習環境だけでなく、健康面で影響が生じることが想定されますので、今後、整備費、かなりの金額がかかるということですので、その整備費、

維持管理費、そういうものについて総合的に研究を進めて検討してまいりたいと思います。以上です。

[6 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 何年後ぐらいをめどにというような、そういったしっかりとした計画はお持ちなんですか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 現在は持っておりません。

[6 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） それでは、順次、まず生徒たちが集まりやすい部屋からやっていくというところでございますね。そのような認識で捉えさせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） そのとおりでございます。

[6 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） その後、学校の太陽光の設備、それからLED照明というのは相当進みましたか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 太陽光発電につきましては、巢南中学校と穂積中学校には既にあります。来年度、穂積北中学校で大規模改修を行います。そのときにおいては太陽光発電を設置するという計画になっております。

LEDにつきましては、今LEDがあるのは穂積中学校と巢南中学校のトイレ、それから巢南中学校の柔剣道場、これは今年度、普通の蛍光灯からLEDに切りかえました。

そのほかには、市民センターのギャラリー、それから巢南公民館ロビー、それから図書館の本館図書館の児童書コーナーにも一部LEDをつけております。以上です。

[6 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 図書館とか、当初のところは大体やっていただいたみたいですが、それとせんだって聞きましたように、どうしてもLEDは1カ所だけ照らしてしまうらしくて、なかなか難しいという部分があると聞きましたが、やっぱり電力の節電ということも考えましたら進められるだけ進めていっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

きょう、本当に長々にわたりありがとうございました。これにて私の質問は終了させていた

だきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、6番の棚橋敏明君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

午後は1時より再開をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時01分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 棚橋敏明君。

○6番（棚橋敏明君） 議席番号6番の棚橋敏明でございます。

午前の質問の中でつつい私も熱くなりまして、弘岡部長になかなかきつい要望をしましたが、粛々と進めていただきたいということで訂正させていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（藤橋礼治君） それでは、8番の松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 議席番号8番、民主党瑞穂会の松野藤四郎でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして3点について質問をいたします。

午前中から、あるいはお昼からも傍聴ということでたくさんの市民の方に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、3点でございますが、1点は投票率促進施策と期日前投票所の集約について、2点目が土地財産の利用、3点目がみずほバスターミナルについてでございます。

1点目の投票率促進施策と期日前投票所の集約についてでございます。

最近、国政や、あるいは県政もそうですけれども、第45回、あるいは第46回の衆議院選挙の投票率を見ますと、この瑞穂市は21市の20番目とか、ひどいときには一番ラストということもございますし、県の知事選挙におきまして、第17回は21市の19番目と、それから第18回はことしの1月27日に行われましたが、投票率が28%ということで21市の18番目と、本当に情けない投票率の状況であります。

この投票率が低いという、その要因というのは、担当の選挙管理委員の方からの御答弁をまずお願いしたいと思います。

以下につきましては質問席から行いますので、よろしくお願いたします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 投票率の低下につきましては、全国的にどの選挙にも共通して見ら

れまして、特に若い世代の投票率の低下が指摘されているところでございます。

ちなみに、私どもの知事選挙で古橋投票区の年代別投票率をちょっと調べてあるんですが、20代の方が15.63%、30代の方が18.09%、40代、50代になりますと29.07%、60歳以上になりますと42.01%ということでございまして、年齢に伴って投票率が上がるという状況になっております。

また、午前中に棚橋議員が言われたんですが、政策とかいろいろなことに興味がないと、それも一つの原因だということをおっしゃっていただきましたが、そのとおりでございまして、国政も前回の国政ですと、急に解散があって争点がしっかりしていなかったと。また、県知事選挙におきましては候補者の表明が遅かったとか、いろんな原因があろうかと思いますが、やはり私どもが低い理由としましては、若い人が非常に多いということはやむを得ない点がございまして。有権者に対する若い人の割合でございまして、県平均では27.9に対しまして、瑞穂市は37.2と、10%ほど高くなっております。

また、転出とか転入でございまして、けさほど新聞に載っておりますけれども、24年中ですと、その率というのは21市の中で2位でございますし、昼間、市内に見える方というのは非常に少なく、皆さん外へ出られてしまうんですね。これも県下1位でございます。そして持ち家率も県平均が72に対して58.9ということで、どうしても持ち家率が低いということはそういう影響がしてくるかと思っております。全体的には、若い方が多いということが主な原因になっておると思っております。以上でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 総務部長さんからお答えをいただきましたんですけど、まず第1に若年層が多いということが投票率の低下を招いているということでもありますけれども、先般の参議院選挙、これは第22回だと思いますけれども、これは平成22年7月に選挙が行われておるわけですけれども、その前後に20歳から25歳の若い人を対象に何かアンケートをとったということがホームページ等に出ておりました。それは多分朝日大学生を対象としたものだというふうに思います。113人の方にアンケートをしていただいたと。その中で、瑞穂市に選挙権を持っている方はたったの34名だったという内容が記載されているわけです。全くそのアンケートの意味がないわけですね。本当は市民それぞれの皆さんから、各方面からアンケートをとって対策等をするのが当然でありますけれども、残念ながら朝日大生を対象にしてやられたわけですけれども、その結果に対して、そういう若い方は投票に行かなかった何かの理由があるわけですね。それから、選挙に関心がないというのものもあるかも知れませんが、そのアンケートの結果を踏まえた次の選挙に向けての何らかの施策等をされてきたのかということをお伺いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今言われています若い人たちの投票率、平成22年7月の参議院議員通常選挙、満20歳から25歳の朝日大学生113人の方でございます。瑞穂市の方は34人というところでございます。

この113人の方の中で投票に行った人は29人と、25.7%でございます。投票に行かなかった理由の1位は、やっぱり時間がなかったという方が40%、瑞穂市に選挙権がないからを除きますと、用事があった、選挙に関心がない、選挙があったことを知らなかったと続いております。

一番の関心事はといいますと、景気・雇用対策が53.4%、税金、国等の財政が22.9%、環境問題、少子化問題と続いております。

このときに、投票立会人を知っているかと。きょう御質問の最後に投票立会人の選任を若い人からというのがあるんですが、要は投票立会人に若い人を何とかという趣旨もちょっとありまして、知っているかということでございますが、31人、27.4%の方が知っているという答えでした。

投票立会人をやってみたいという方は18人の15.9ということで、最後に選挙に今後参加しますかといったところで73人の64.6ということで、最初の実際に行った方が25.7に対しては、これからは行くよといった方が64.6ということで、少し気持ちがすかっとしたところでございます。

横浜市等の選挙管理委員会のホームページなどを少し見てみますと、やはり年代が上がれば投票率が上がっているという分析結果が出ております。対応策としては、選挙時の啓発とか、選挙そのものが国民の義務だよという教育をしっかりとすることが上げられておりますが、そうした施策を実施することがまず第一だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 選挙に行かなかった理由を数件お答えいただいたわけですが、1つは、そのアンケートの中から見ますと、二十になって初めて選挙会場へ行ったけれども、全く説明がなかったと、選挙の仕方もわかりにくかったということもございまして、会場の中でちゃんと説明等をさせていただくことが必要ではないかというふうに思います。

投票率の向上に対して各自治体はいろいろ啓発活動を行っているわけですが、瑞穂市においても駅前啓発活動でパンフレット、あるいは予防マスクのセットですか、そういったものを配布しているということも聞いておりますけれども、もう1つ私が思うのは、他市町のことをまねしたら御無礼だというふうに思うわけですが、岐阜県内の関市は、成人式にその会場で選挙パスポートというものを渡していると。これはちょっとコピーしてありますけれども、こういったポケット版のものでございますけれども、こういったものを渡して選挙に行ってく

ださいよと。その中にスタンプを押す箇所があるわけですね。国政選挙ですと、例えば60回ぐらい押せる、それから地方選挙ですと40回ぐらいで、計100回押せるスタンプのがあるわけですね。そういったものも、1つの私は啓発活動だと思うわけですね。二番煎じでよそのやつをまねすることは非常に心苦しいかと思えますけれども、これも1つの投票率のアップだというふうに思えますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、選挙パスポートをコピーして持っていらっしやいましたので皆さんも大体おわかりだと思いますが、一応100カ所のスタンプ欄がありまして、投票ごとにスタンプを押すということで、生涯に投票に行く回数をきちんとそれを見ればわかるという、非常にユニークな試みだと思っております。ぜひ、またそうしたことも含めて参考にしたいと思っております。

私どもは明るい選挙推進協議会というのが発足しておりまして、このメンバーは、各種団体の長の方ばかりが集まっておられます。先日も成人式の日はこの方々がチラシを配ったりとか、じかに朝日大学のほうへも出向いてもらったりとか、いろんな活動をしていただきますし、期日前投票の立会人としまして、こうした各種団体の長の方、それから若い方にも入っていただきましたので、いろんな方にやっていただくことによって裾野を広げていきたいと思っておりますので、先ほどのスタンプも含めて向上に向けて少しでも検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） じゃあ、次に4番目の項目になるわけですがけれども、これは以前、平成23年6月に同じようなことを質問しておるわけです。これは期日前投票所のあり方ということで、そのときの御回答を見ますと、検討したいというふうになっております。

この期日前投票所の法的根拠というのは、公職選挙法第48条の2の第3項で定めてあります。これは選挙の告示の翌日から投票日の前日までということで、最低1カ所設置をせよということになっており、2カ所目については、その選挙管理委員会の判断で設置をするというものであります。

期日前投票所での投票者数といいますか、投票率といいますか、そこら辺を見たときに、2カ所あるわけですがけれども、一方の投票所では期日前投票人数が十数%しかなくなってないという期日前投票所があるわけですがけれども、そういったところについて見直すことによって1カ所にした場合のメリット・デメリット、いろいろあるかと思えます。有権者には大変御不便等もかけるかと思えますけれども、集約するということは、例えば大垣市ですと、旧大垣市はもとも1カ所でした。合併して、上石津町と墨俣町が合併しましたから3カ所というこ

とであります。多治見市は非常に大きな95平方キロメートルぐらいの土地があるんですけど、ここでも1カ所ということ。それから羽島市は53キロ平米の中に1カ所あるだけであります。したがって、瑞穂市においても、この28キロ平米の中で2つもあってはという考えがあるわけですが、1カ所にするというようなお考えがあるのか、ひとつ御答弁を願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 法的には今おっしゃったとおりで、公職選挙法では最低1カ所と定められておまして、それにつきましては穂積庁舎と、それ以外については選挙管理委員会で定めて巢南庁舎ということで行っております。

実際は選挙期間中については穂積庁舎で朝8時半から夜の8時まで、巢南庁舎については投票日の前の週の月曜日から金曜日までの5日間のみを実施しております。8時半から5時までということでございます。前回の知事選挙ですと、こちらの庁舎のほうは4年前に比べまして1.8倍になっております。巢南庁舎のほうは1.3倍ということです。ただ、全体的には期日前投票は増加をしていますが、全体の投票率は下がっておるということで、この期日前投票があるなしにかかわらず投票率が下がっておるというのが現実でございます。そして今の選挙期間中ですと、穂積庁舎、巢南庁舎のそれぞれが終わった後、選挙人名簿を同じ状態にしなくてはならないということで、終わった後の職員の作業というのは並大抵の作業ではございません。

そうした中で、先ほど少しございましたけれども、瑞穂市より面積が大きい多治見市、可児市、海津市は、合併した市でありながら、もう既に1カ所になっております。合併していない市でも、先ほど言われたような美濃市とか羽島市とか美濃加茂市も1カ所でございますので、期日前投票があるなしにかかわらず、投票率にはさほど影響はないかと思っております。ですので、御不便をおかけしますかもわかりませんが、できるならば1カ所ということで、皆さんに説明をしがてら検討をしたいと思っております。最終的には選挙管理委員会のほうで決められると思いますけれども、よろしく申し上げます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 他市町がそういう状況でございますので、当市においても多分1カ所になるだろうというふうに思います。それが適用される選挙ですね。この7月に参議院選挙が予定をされておりますけれども、それに向けての集約になるのか、再度お願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 以前、昨年秋ごろですけれども、選挙管理委員会のほうでも協議をされ、議員の皆さん方にも少し御意見をいただいたところでございます。他市の状況も踏ま

えて、できれば自治会長会議等で説明をし、またいろんな資料を提示しがてら進めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8 番（松野藤四郎君） じゃあ、この項目の最後ですけれども、先ほどお答えをいただいたこととございますけど、投票所での立会人の件ですけれども、いろんな各団体等の皆さんにお世話になっておるわけですから、その立会人の選任の方法といたしますか、見えていますと若年層が少ないということを感じるわけですね。先般、大垣の人に聞きましたら、結構若い人も見えるよということを知りましたので、積極的に投票率といたしますか、選挙に参加するということも含めて立会人には若い人も入れていただく、投票していただくといいかなと思います、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 投票管理者という方は公正な方ということでございますし、投票立会人の方は、公正な方、明るい雰囲気できれいに投票できるよう、女性とか青年層からも選任するよということと通知が来ております。今現在も民生委員さん、自治会長さん、各種団体の役員さん、それからできる限り若い人ということで、先般は2人の20代の方に立会人をお願いしました。期日前投票等につきましても、できる限り若い人に入ってください。当日になりますと、やっぱり時間が長いということと、地域のことをよく知っておられるということと、いろんな方にまたお世話になるということですが、できる限り、期日前投票の立会人等から若い人に入ってくださいというように努力をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8 番（松野藤四郎君） 次は土地の関係でございます。市が所有する土地財産は、その事業目的に対し、地権者から土地開発公社が購入し、その後、瑞穂市が金利を含めた価格で購入をしておるわけですね。本当に非常にたくさんの未利用地があるわけですね。昭和時代の66筆を初め、現在、多分90筆ぐらいが未利用地としてあります。この間の管理としては、非常にしっかりできていないというふうに思ひますし、管理費等も非常にかかるというふうに思ひます。なおかつ、管理がしっかりしていないと、第三者が不法に占有して使うというようなこともあります。

したがって、地方自治法の238条第4項に定められている普通財産はもちろんですけれども、行政財産においても、地方自治法第162条に定められている時効取得の問題が出てくるというふうに思ひます。したがって、不法占拠防止の措置、こういったものを講じなければならない

というふうにも考えるわけであります。

このたくさんの方の筆の未利用地については、議会も平成17年6月に第1回の土地財産調査特別委員会を設置し、また平成20年6月にも第2回の同じような土地財産調査特別委員会を設置してまいっております。その中で、いろいろと議会側としては調査・研究をし、最終的には市のほうにも報告をしておるわけであります。

また、この包括外部監査からも未利用地についてはいろいろ御指摘等があるわけですが、この未利用地の土地について処分を含め改善、検討するよう指摘をされておりますので、市はどのように今日まで対処をされてきたのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、議員がおっしゃったように、平成17年6月に土地財産調査特別委員会を設置していただきました。この際に提示させていただいた未利用地等の土地でございますが、129筆で5万2,000平米ほどありました。今現在は82筆の4万1,000平米ほどになっております。この間、行政財産として駐車場等に使ったもの、また処分をしたもの等がございます。まだ昨年ではございますけれども、それぞれの未利用地には看板を設置しまして、私どもの管理地であるということを表示し、その結果、結構問い合わせはあったということでございますので、今できるものから順に進めております。

そして一昨年あたりから、当初は私どもの総務部だけでやっておりましたけれども、各部長さんに入っていただきまして、都市整備部長、環境水道部長、それから教育次長ということで関係する所管の部長さんにも入っていただいている調査、また利用等も含めて検討を進めているところでございます。

今後につきましてですけれども、またその一覧表を部課長等に提示をしまして、できる限り早く処分をするという方向で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） いろいろ処分等をされて百二十幾つから八十幾つになったというお話でございますけれども、議会としては現在第3回目の、土地財産調査特別委員会をしているわけですので、そこにおいても行政側と一緒に、そういった未利用地の活用、あるいは処分等について研究をしていきたいというふうに思います。

それから2番目の借地の問題でございますけれども、平成12年4月に賃貸借契約をしております大月運動公園、ここは非常に面積が広大でございます。2万1,800平米と聞いておりますし、借地料金としては800万から900万円ぐらいを毎年払っていると。それから、巢南の水源地におきましても百数十万円払っている。それから南のふれあい広場、ここは年400万円ぐらい払っている。そのほかに、総合センターも借地でありますし、多くの公共施設が借地の中にあ

るといふことで、多分合計37カ所ぐらいが借地になっていると、その借地料金が6,000万から6,500万円近く毎年払っておるのが現状であります。

これらの土地は、そういった公共施設が必要であるといふことであれば購入するのが普通だといふふうにおもうわけですが、この借地できたといふことに対して、その理由についてちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今現在、借地をしておる件数でございますが、先ほど御紹介があつたとおりでございます、この3月末現在では、筆数でいきますと87筆ございまして、6万2,000平米ほどございます。

それぞれの土地を借地にした理由といふことは、多分個々の事情がありますので、予算的な状況もありますし、土地の値段が上がつておる時期の物件については借地が多いといふのが、少し傾向が見られるといふことでございます。

今、議員がおっしゃるやうに、適正なのは、やはり本当に必要なものは購入するといふのが基本だと思ひますし、本当に不要であればそれを売り払うといふことが必要かと思ひますので、できる限り借地の必要な部分については買うといふ方向で進めたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） ただいま松野議員のほうから借地の関係についていろいろ御質問をいただきました。詳しいことを申し上げておきます。

旧巢南地内におきまして4万4,788平米、旧穂積地内におきまして1万7,417平米、合わせまして6万2,200平米を借地をしております。それで、旧穂積地内の1万7,417平米の借地料は3,896万7,000円、旧巢南町地内の借地料が2,175万2,000円でございます。それで、それぞれ税をいただいております。この3,896万7,000円払つております旧穂積地内の関係におきましては645万5,000円、固定資産税をいただいております。旧巢南のほうに払つております2,175万2,000円のほうにおきましては、税を934万円いただいております。こういうあれでいきますと、6,071万9,000円の借地料に對しまして、両方合わせまして固定資産税を1,579万5,000円いただいております。実質、現在借地料を固定資産税と差し引きしますと4,492万4,000円払つておるところでございます。

このことにおきまして、今、大月の土地のことについて出ておりますので、どうしてこういう土地が買ってあるかといふことにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

実はこの土地におきましては、旧巢南町の第3次総合計画、タウンセンター構想として構想の中に取り込んで、これがそのときのダイジェスト版でございます、そのときに既にタウンセンター構想、町の真ん中に、ここにいろんな公共施設を集めないかん。また、運動公園を初

めとしまして、そういう計画に基づきまして土地改良事業で土地を確保するというところでございます。全部で4万平米ぐらいございましたが、既に複合センター、その前に公園化がされております。そしてもう1つは、1万1,000平米ぐらいにおきまして、西地区の特定環境保全公共下水道の終末処理場として使っております。

現在、実質何もしていない土地が約2万5,000平米ございます。そういうところから、もう既に今から、これは平成4年でございますので、1992年から2001年までの10カ年間の計画に基づいて取得がされておるものでございます。これは地元から早く整備をしてほしいと、これは当然なこととございまして、それを今まで延ばしてございまして、ようやくこのことにおきまして、今回、仮称でございますが大月運動公園、先ほどもお話を申し上げたところでございます。ここの大月の公園用地だけにおきまして、今、平米数が約2万333平米でございます。876万7,000円を払ってございまして、税金がここだけでいきますと393万7,000円とございまして、ですから約400万ちょっとの差し引きと、こういう形になる。

この土地は、もう既に1992年、平成4年、巢南町第3次総合計画に基づいて、きちっと計画に基づいて取得が、なぜ借地であったか。その当時は、御案内のとおり、まだバブルがこちら辺りははじけておりませんで、その年、農地でも最低10万円とございました。そうしますと、1反で300坪、坪10万円とございますから3,000万円とございます。とても巢南町の財政では買えないというところから、借地で取得をしたところでございます。借地も1年間で20万円とございます。20万円でお借りをする。といいますと、1反で3,000万円しますのが20万円、150年間借りられるということですから、その間に財政の余裕、毎年1反か1反半買っていきこうと、こういう計画に基づいてきちっとできておるものでございますので、現在はその土地も下がりました、はっきり申し上げまして。今申し上げました賃貸のことにおきましては、借地料がこの巢南の土地の関係におきましては、1反当たり年間27万7,000円とございます。この旧穂積町の場合のもので1反当たり182万3,000円、約6倍の差をもって借りておるのが実態とございます。この資料がございまして、後ほど議員の皆さん全てに配付をさせていただきます。

以上、私の答弁とさせていただきます。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 市長さんから御答弁をいただきましたんですけど、この第3次総合計画タウンセンター構想ということで見せていただきましたんですけど、大月公園のお話をされておりました。そういったことを議会に示していただいて、今回、土地を購入の予算が1億2,400万円入っていますけれども、そういった説明を事前にされていくといいかなというふうに思っていますので、ひとつお願いをしたいと思います。

借地も未利用地もありますけれども、その有効利用をするために、議会から土地問題対策会

議をやるのではなくて、行政の中にも前向きに積極的に、その政策プロジェクトというような格好でチームを発足するというのも私は一つの方法だと思いますね。未利用地、借地等のそういった問題を解決するためには、そういったお考えがあるのか、ちょっと副市長さんからお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 今の御質問でございますが、部長会議等があるわけですが、毎週火曜日に開いております。それが政策会議という位置づけもしております。ですから、今御質問のような案件があった場合は、その部長会議の中で政策会議ということに切りかえて検討をするふうにはなっております。その政策会議の座長は私が務めておりますので、その都度、議会があるたびに政策会議というのを開きまして、例えば条例を改正するのであれば、こういった条例を改正したい、このことについてどうかとか、あるいは新規条例をつくる場合は、そういった形でやっておるわけでございますが、今、現にプロジェクトも徴収プロジェクトをつくりまして、それが成果を上げたことはこの議会でも明らかになっておるところでございますが、そういった観点から、個別の案件をもう少し深める必要があるということになれば、やはり今御提案のことについても検討はしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 毎週、部長会議の中で政策会議をやっているということでもありますね。そうなんです、やっぱりスピーディーに問題解決をしていくには、やはり先端といいますか、そういったチームがあらんとできていかないと、事が運ばないというふうに思うわけですので、部長会議の中でいろいろお話しをされて、前向きな解決方法に向けていただきたいというふうに思います。

あと、この項についてはもう1つですけれども、別府南の公民館、ここは昭和26年に合同庁舎として別府928番の1に建設をされております。その一部の土地が民間人の土地であり、そこに公民館が一部使用されているという状況であります。

今回、この25年度の予算の中に繰越明許ということで900万円、お金が出ておりますけれども、この別府公民館の解体をするためのお金だというふうに思いますけれども、要は地権者とこの話し合いが、私、まだ終わっていないんじゃないかと思うわけですね。そういった中で繰越明許ということで出されてきておりますので、よっぽど自信があるのかなあと思うわけでありまして。一方では、もう入札が終わって、幾らかで落札しましたよという話も聞いておりますので、そこら辺の経緯についてお尋ねをします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） この建物につきましては旧の穂積の役場ということで、合同庁舎と今言われましたけれども、そうして建てられた建物で、今現在、60年がたとうとしております。非常に建物自体が老朽化してまいりまして、防災面等も含めて不安な状況にあります。

また、境界につきましては、今言われたように、ちょっとまだしっかりとした境界が定まっておるわけではございません。しかし、非常に老朽化が進んできておりますので、基礎部分等を除きまして上のほうを壊したいということで、一応発注をしたところでございます。

ただ、取り壊すこと自身についてはそんなに難しい工事ではないんでございますが、取り壊す際に周囲に影響があつてはいかんで、今、その調査を含めてということで、予算につきましては、年度がまたがりますので繰り越しをさせていただいたということでございます。

御本人さんのお宅へもお願いに行っているわけですが、なかなか御了解が得られないというのも事実でございますので、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 地権者さんと数回いろいろ話し合いをされているということでありましてけれども、この壊した後、ここはどういった計画になるのか、跡地の利用。

それから、入札が終わっていると聞いたんですけど、これはまだでしょうかね。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 壊した後の現実は何をするかということは、まだ決まっておられませんし、それ以前に、境界をきちんと確定することがまず第一だというふうに考えております。

工事につきましても、工事の入札は終わりましたので今契約はしてありますけれども、これを進めるに当たって、やはり周辺のおうちに影響があり得る可能性が出てきていますので、調査の依頼を今かけようとしておりますので、いましばらく、御本人さん、隣の方のまず御了解も得ないかんですけれども、今年度中ということにはちょっと難しいということで繰り越しをさせていただいておるところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 昭和26年に建てた建物ですので、六十数年たつてきて、非常に老朽化しているということで内容はわかるわけですが、話し合いを早く進展させていただいて、その後の計画についても十分検討していただくと。

入札が終わったということですが、幾らで落ちましたでしょうかね、わかれば。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 今、駅前の旧の穂積町時代の役場といいますか、そこは老朽化いたしております。御案内のようにツタがはいずりまして、本当にちょっとした地震があつたら、まず

倒壊するであろうということでございます。この問題につきましては、過去に、きょうは広瀬議員が欠席でございますが、広瀬捨男議員の質問におきまして、いつまでに壊させていただくということを過去にお約束しておいたわけでありましたが、ここまで延びて、これはお隣の地権者との関係でございます。このことにおきましても、これは議会に何回も御説明を申し上げてまいりましたが、やはりここら近辺の関係でいろんな訴訟問題がございまして、その問題の方がお隣でございます。そういう関係がありまして、お話を申し上げておりますが、市としましても、万が一ちょっとした震災でも、これだけ老朽化したあれでございますので倒壊、これは間違いなく予測されるものであります。危険でございますので、何とか解体をさせていただきたいということで予算を見させていただきました。

実は入札を終わりました、もう業者も決定いたしております。ところが、過去のいろいろなきさつからいきますと、やっておる途中で自分の家がどうなったか、こうなったかと、そういったまた後の問題が出てくるのではないかと、そういうことなんかも予想されます。ですから、この際、その周りの家屋調査をさせていただき、やる前とやった後、それが検証できるような、そういう形をしてしっかりしてやりたい、そういうところからちょっと繰越明許をさせていただいておるのが現実でございます。

後の跡地利用につきましては、御案内のように駅前の一等地でございますので、これもまた皆さんと御相談を申し上げまして、駅前に何にもこれといった施設がございません。ですから、やはりその駅利用者を初め、あそこら辺の人が立ち寄れるような施設をとということで、商工会ともあれしまして、何かそういう場所がないかというところでございます。朝日大学の学生が、どうもそういうところがあったらということで土地を探しておりましたが、そういう土地もなかなかお借りできるところがございません。今後、解体をしましたら、そういうことを踏まえまして、議会の皆さんとも御相談申し上げて、最もいい形で利用ができるようにさせていただきたいと、このように考えておりますので、本当の実態をお話し申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

[8 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 駅前の開発を含めた内容について市長さんのほうから御答弁をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりますけれども、みずほバスターミナルについてお尋ねします。

これは別府1182番地の1の土地でありますし、2,222平米の広い土地があるわけです。現在、バスターミナルといっても、バスの待機場といえますか、そのように使われております。この4月から3路線になるわけですが、面積的に見て非常に有効利用がされていない。コミュニティーバスの小さいバスが3路線ですので、常時おっても3台もとまりませんけれども、

ほとんど活用されていない。ましてや、昼間はどこか岐阜の鞆のほうへバスが行っちゃっておるといような状況もあって利用が悪いということであります。

1つは、駅前の混雑を解消する方法として、朝日大のバスを現在の1182番地のところにするということも以前提案しておるわけですがけれども、なかなか執行部からは前向きな回答をいただいておりますけれども、本当に朝日大のほうへ行ってそういった折衝をされてきているのか、もっと強く言ってもらうのも必要ではないかというふうに思いますし、その土地を有効利用するには、駅前の混雑解消のために有料の市営駐車場に一部してもいいではないかということ。

それから、穂積中学校の北側に、今回六千数百平米の土地を三千三百何万で購入し、25年度、3,000万近くの前算計上をして整備するということになっております。もともと穂積中学校の運動場が狭いということであったわけですね。そのときには、現在の市営の穂積テニスコート、ここも六千数百平米の土地があって、駐車場と5面のテニスコートがありますね。そこを十分に使えば、別に運動場は狭いというふうなことじゃなくて十分活用できるという中であって、今回、土地を買いました。そのこのプランといいますか、図面の設計図書がまだはつきりできておりません中の土地整備をするわけですがけれども、果たしてこの5面が要るのかと。そして駐車場もつくるということになっておりますけれども、この北側を買ったということは、穂積中学校の生徒が利用するテニスコートだということが第一、基本になっておるわけですね。あとは学校長の許可でほかの方も使えるということになっておりますのであれですが、別にその駐車場までを私はつくる必要がないと。それで、六千数百平米ある中で、中学校のテニスコートは、もともと穂積のテニスコートは3面しか中学生は使っていないんですよ。ということは、テニスのクラブの子供たちも少ないということで、今回、北に買ったときにも、3面あれば十分だと思うんですね。で、土地が残りますので、バスターミナルのバスがその待機場へ持ってきても私は差し支えないというふうに思うわけですがけれども、数々のちょっと質問をしましたので、いろんな担当部長、あるいは教育長さんからもお答えを願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですがけれども、穂積中学校のテニス場、先ほど言われましたように5面ございます。それで、今、テニス部員が200名近くいるということで、ほかの中学校とは、やはり生徒の数が違うということで、このテニスコートを今度生津ふれあいのほうを整備して、一般の方が使われますが、その後は部活動のほうで使うということです。それで、今のグラウンドにしましても、野球や何かはできないような狭い状態ですので、それを解消するために北側の池を購入したということです。

この本年度購入した穂積中学校のテニスコート用地、これは租税特別措置法に基づく収用に該当するというので、学校の利用以外には利用しない旨、税務署との事業内容の事前協議を

いたしましてこの用地を取得しておりますので、この税務署の事前協議の変更はできませんので、その辺を御理解願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） バスターミナルでございますけれども、このバスターミナルを当初買った時点では揖斐郡大野町までの通勤の足ということで、大野町内に大型の企業がありましたが、これが閉鎖をしております。また、北方へ行っておったバスも廃止されまして、今は大野・穂積線ということで残っておりますが、それ以外にはみずほバスと朝日大学のスクールバスということで、今の便数からいきますと穂積駅の中に入れるということで、今、穂積駅で乗りおりをしておるという状況になっております。

議員がおっしゃるとおり、今のバスターミナルは、みずほバス、大野・穂積線、朝日大学のスクールバスの待機場、また運転手の休息所ということになっておりますし、私どもの総合センターで大きな催し物があった場合の大型バスの待機場としても一時的には使用しておるわけでございますけれども、確かに有効利用されていないというのが現実ではございます。

ただ、大型バスの中に普通乗用車を入れるというのも、また非常に交通事故等が心配されますので、なかなか進まないというのも現実でございます。

いろんな御提案もいただきましたので、また内部で検討させていただきたいと思います。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 朝日大のバスがあそこで待機しておるということは初めて聞きましたんですけど、僕はコミュニティーバスと路線バス、大野へ行くやつ、あれだと解釈しておったんですけど、それにしても1,000平米あれば十分だと思うんですね。あと残りは、一般人がとめた場合にいろいろ不安だという話もありますけれども、これは北側から入ってもらえば十分だと思うんですね、どこかで仕切りをすれば。そういった税の無駄遣いを省くということ、あるいは税収を上げる意味でも、小さいことだと思いますけれども、そういったことも検討してもらうのが必要ではないかというふうに思います。

最後になりますけれども、コミュニティーバスの無料化といいますか、これは高齢者、障害者、あるいは免許証を返納された方、そういった方に無料化ができないかということです。

3路線で三千何万の負担金、あるいは県からの補助金が二百何万来るわけですね。それから、バスに乗る、ワンコインですので100円ですが、5万七、八千人の方が乗られるんですね。そうすると、そのお金もみんな向こうへ行ってしまうわけやね。それはいいとしても、この契約方法、これは随意か何かでやっておるわけですね。今の原則で、やはり一般競争入札をしてやれば、1割、2割安くなるかと思うわけですね。そのお金が無料化につながるというふうに私

は提案をするんですけども、どのようなお考えであるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） まず金額でございますが、今現在、路線バスの初乗りと申しますと大体200円ということで、ほづみバスの一番最初るとき、それからみずほバスに切りかえるとき等の金額について議論がされているわけでございますけれども、通常でしたらおおむね200円ですので、子供さん、障害者は普通はそれの2分の1とされています。そんなことから、大人から子供までワンコインということで来ておりますので、今現在は無料化は考えておりません。

それから、今3路線でございますが、おおむね運行経費は5,200万円ほどかかっております。収益は550万円ほどということでございまして、国・県、私どもの補助を含めて3,660万円ほど払っておりますので、現実には1,000万円近くの赤字ということになっております。

また、契約方法ということでございますけれども、国のほうの補助金というものは事業者が申請をするということになっておりますので、そのあたりは御理解をいただきたいと思っております。

今はバス事業者さんをお願いをしておるということでございますけれども、どういうところに運行させるかというのは、また一つかなということは考えます。他市町ですと、タクシー会社さんにと申すことが多少あるかと思っておりますが、一方、またいろんな公共料金等も含めて考えて、もう少し安くということも考えられんことはないかと思っておりますが、やはり運行の安全性ということを考えればということで今現在は来ております。先生の御意見も含めて、また検討したいと思います。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○8番（松野藤四郎君） 最後になりますけれども、随意契約は随意契約でいいと思うんですけども、やはりこれが数年同じところの業者と申すか、それが繰り返して続くということは、私は見直すべきだというふうに思います。県内にも優良なバス企業がございまして、そういった方の競争入札というような格好でも進めていかなければならないと、このように思うわけでありまして。

3点について質問をいたしましたんですけども、議会としては二元代表制の中でやっておりますので、チェック機能も必要ではないかと思っております。提案型ばかりではなくて、やはりチェックするのも必要な機能ではないかというふうに思います。

以上をもちまして、民主党、松野藤四郎の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、8番の松野藤四郎君の質問は終わりました。

続きまして、10番 古川貴敏君の発言を許します。

古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 議席番号10番、清流クラブの古川貴敏でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、個人質問をさせていただきます。

私の質問は、水害のないまちづくりの観点から、我々の身近にございます側溝などの排水路の安全性、またその環境についてお尋ねしたいと思っておりますので、御答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これよりは質問席にて質問させていただきます。

かつては水害のまちと言われました当市と申しますか、穂積町でございますが、市内を流れる1級河川の排水機場は、今では次々と改修され、また市で管理すべき排水機場も、去年は花塚、今年度は別府排水機場が改修され、あとは牛牧の排水機場を残すのみとなっております。

このように水害のないまちづくりに向けた整備が着実に進んでいることは、多くの方が御承知のとおりでございますし、喜ばしいことと感じておりますが、ここでもう一つ、安全性を確認しておく必要があるのが、私たちの身近に敷設されております側溝や小水路といったものではないかと思っております。

近年、局地的な大雨により、こういった側溝からあふれ出る水によって浸水被害が各地で起きております。

四日市市では、下水や排水路からあふれる内水をあらかじめ想定し、内水氾濫図を整備して市民に注意を呼びかけておりますし、近くの笠松町では、2008年8月に降りましたゲリラ豪雨で浸水被害を受け、これは円城寺というところで側溝から水があふれ出て床下浸水の被害を起こしたというのですが、そういった被害の緩和策として地下貯水施設を整備するよう予算計上されたと、先日、新聞報道がございました。

では、瑞穂市、当市の側溝は大丈夫なのか、局地的な大雨に対応できるのかといったところが懸念されるわけでございますが、仮にどのような排水施設を整備されておりましたも、想定を超える大雨には、その安全性を確保することはどこも困難でございます。がしかし、行政の責任として、計画時における設計指針に定められた降雨量、この雨に関しましては、その安全性が確保されていなければなりません。

そこで、まず道路の路面排水を計画する場合の降雨量についてお尋ねいたします。

岐阜県建設管理局の道路設計要領というものがございます。私の手元には平成14年6月で、ひょっとしたら古いのかもしれませんが、この道路設計要領によりますと、路面排水に用いる降雨強度といいますか、降る雨の量ですが、これが時間90ミリと設定されておりますが、仮に瑞穂市で計画する場合もこの基準に準拠しているのでしょうか。

また、この時間当たり90ミリという降雨量は、俗に言うゲリラ豪雨と呼ばれる降雨に相当するかどうか、まずこれをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 古川議員の御質問にお答えします。

市道の側溝整備では、議員御指摘のとおり、県の道路設計要領に準拠し、降雨強度時間90ミリを用いて設計しています。

また、降雨強度時間90ミリはゲリラ豪雨かという御質問につきましては、気象庁のホームページによりますと、あちらこちらで短い時間に非常に激しく雨が降る状況のことを一般の報道機関などで「ゲリラ豪雨」と呼んでおりますが、正式な用語としては使用していないとのことで、時間90ミリ以上の雨をゲリラ豪雨というふうには定義ができませんので、よろしくお願ひします。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

降雨量に対しては90ミリで当市も行っているということです。ゲリラ豪雨というのは、確かに気象学的には明確な定義づけがされていないということですが、今一般的に、私も最近近くの方から、ゲリラ豪雨が降ったらこの側溝はもつのかといった質問を受けますので、今回、確認の意味でお尋ねさせていただきました。

気象庁のデータによりますと、昭和51年に長良川が決壊した大水害で被害を出しておりますが、そのときに時間雨量92.5ミリという降雨を記録しておりますので、個人的には90ミリも降ればゲリラ豪雨に近いんじゃないかというふうには考えております。

いずれにしても、今お聞きしましたとおり、計画における降雨強度といいますが、雨の量は時間当たり90ミリだと。したがって、この指針により整備されました近年の道路側溝に関しては、時間雨量90ミリの降雨に対しても十分安全な流水機能を有しているということでございます。

それでは、そこでもう1つ、先ほども県の道路設計要領からお尋ねいたします。

この指針によりますと、今の路面排水に用いる側溝の最小断面、側溝の大きさでございますが、この最小断面は、今の流量計算の結果云々にかかわらず、一番小さいもので幅30センチ、深さ30センチのものを標準としているとありますが、当市の場合も、こういった側溝断面の基準に従っているのか、また独自に何かそういった断面を設定されているのか、その辺をお伺ひいたします。お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 当市における側溝の最小断面につきましては、県の道路設計要領に準拠し、幅30センチメートル、深さ30センチメートルとしており、市独自の基準は特に定めておりません。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） 瑞穂市は、基本的に県の基準に準拠しているというお答えをいただきました。

先ほどの降雨量とか、今の側溝の断面につきましても、地域ごとの特性に応じ、自治体独自の基準を採用してもよいということになっておりますので、瑞穂市における根本的なお考えをお聞きしたわけでございます。

ということは、今の御答弁により、近年敷設されました道路側溝は、最小でも30センチ掛ける30センチのもので整備されているわけでございますが、市内にはまだ、これは古いものかと思うんですが、ワンランク下の幅24センチ、深さ24センチの側溝も多く敷設されております。逆に、現場打ちで施工されました大きな断面の側溝もあるわけでございますが、いずれにしても、市は市道に今設置されております側溝の断面、もしくはその断面の延長、こういったものを把握されているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 道路台帳において側溝の断面及び敷設箇所等の延長については把握しておりますが、最小断面未満の側溝の延長については把握していないのが現状です。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ある程度は把握されているということですね、でも、完璧ではないということですか。

○調整監（白河忠良君） はい。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

市内に敷設されました側溝や小さな水路といったものは莫大でございますもんで、全て管理し切れないというのはいたし方ないかなと思うんですが、では、次にもう1点、排水路を計画する上で重要な要素となりますのが水路勾配でございますもんで、水路勾配についてお尋ねいたします。

過去に施工されました側溝には、既設の道路に合わせて設置されただけ、いわゆる排水路の勾配を考えずに設計されたような側溝があると聞いております。よく家の前の側溝にはいつも水がたまっているというような話もお聞きしますが、こういった状態は計画性がなく側溝が整備されたか、もしくは地盤沈下などが起きて下がったと、こういった要因しか考えられないのかと思います。仮に近年の施工方法であれば、勾配のとれないところは、道路状況によらず可変側溝を整備して施工されるところ、数十年前には同一断面の側溝をそのまま道路に合わせて敷設した可能性もないとは言えないのではないかと思います。

そこで、市としてこのような不備な状態にある側溝、こういった側溝の存在を確認されてい

るのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 議員御指摘の排水路の勾配を考えずに設置された側溝については、市内に存在することは確認しておりますが、箇所数、延長等、詳細にまで把握していないのが現状です。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） そういった存在があるという御答弁でございます。逆に水がたまるようなところは、洪水の心配ですが、水が滞留することによる衛生上の問題もございますので、もし余りたまっているようなところがあれば、素早い対処をお願いしたいなと思っております。今までにお聞きしたことを踏まえまして、市に整備されている側溝の安全性について次にお尋ねしたいと思います。

排水路の安全性を計算上でチェックするための降雨強度、要するに雨の量は先ほどお聞きしました1時間当たり90ミリ、現在の側溝のタイプは、最小断面30センチ・30センチであります。当市にはさまざまなタイプの側溝が整備されており、その延長や流れの方向は全て確認されているわけではないと。また、排水勾配がうまくとれていない箇所もございます。そういったところが当市の側溝の現状かと思えます。

現在の施設状況がわからない状態ですので、当然計算によるチェックはできないのですが、過去の豪雨時の経験をも勘案しまして、当市の今の側溝などの排水施設、時間雨量90ミリに対して十分な排水能力を有しているとお考えでしょうか、その辺をお聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 近年、幸いにも市内で側溝の水があふれたという事実はありませんが、降雨強度、時間90ミリに対して十分な排水能力を有しているかどうかということにつきましては、現在わからないという状況です。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ここ数十年では側溝から水があふれ出ている状態はないですよということで安心はしておりますが、今、調整監が言われましたとおり、近年、その90ミリを超える雨が降っていないというのも現状かと思えます。気象庁の岐阜の観測データによりますと、昭和51年に92.5ミリという雨がございましたが、その後では1992年に74ミリ、1997年に51.5ミリが最高でございますので、近年、側溝から水があふれていないよというだけで安全性を判断することはできないものと思われまます。

いずれにいたしましても、市内に整備された排水路は、恐らく何百キロ、ひよっとすると

1,000キロ近いのかもしれませんが、何百キロにも及ぶでしょうから、それらを全て把握することは極めて困難であることはわかります。しかし、水害のないまちづくりをこれから市は目指していくのでございますから、そういった側溝などの流水能力もチェックをして、その安全性を確認する必要があるとは思いますが。

そこで、市は今後こういった排水路の流水能力のチェック、そういったものを行っていくといったお考えがあるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 白河調整監。

○調整監（白河忠良君） 市内では農地の宅地化が年々進み、豪雨時に農地で今まで保水されていた水量の多くがすぐに側溝に流入することになり、今までより水害に対して弱くなっている可能性があります。そのため、議員御指摘の側溝の能力チェックも非常に大切なことですが、河川の改修等、早急に進めていくことを優先したいというふうに考えております。以上です。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） その前にやることがあるという御答弁かと思いますが、今、調整監がおっしゃられたように遊水地も減っておりますので、側溝のほうに流れ出てくる量が一気に流れてくるということが今後懸念されます。ですから、優先順位はございますでしょうが、これを置き去りにすることはできないものと考えております。

もちろん、先ほど申しましたように、私の言う排水路の流水チェックは、その量から考えまして簡単にできることでないのはわかっております。まして、市の職員さんだけで全部行えと、すぐにやれといっても、とても無理かとは思いますが。しかし、幸いと申しますか、今年度、道路台帳のデジタル化が予算計上されておりますので、今後は市の施設管理がより充実されるはずでございます。したがって、今のデジタル化をされることを機に、側溝や水路を少しずつでも調査し、その断面、大きさと流れる方向、流行などをそれにデータ化しておくということを御提案いたします。基本的なこういったデータが整備されておれば、計算による安全性のチェックは比較的容易に行えます。

また、さきにお聞きしました設計に用いる降雨強度ですが、こういったものはよく変更されます。今90ミリでも、いつ100ミリになるかわかりません。そういったものが変更された場合にも、基本的なデータができておれば、そのチェックは容易にできるのではないかと考えております。

先ほどの質問ではございませんが、部長が積極的にそれをはかってこいとは申しません。部長さんが現場に出かける職員さんに、あそこへ行ったついでにちょっとはかってこいよと言えば、徐々にではございますが、できることではございますので、ぜひ御検討していただきたいと思っております。

水害のないまちづくりに向けて、もう一步踏み込んだ取り組みを進めるよう、御検討をよろしく申し上げます。

では、次にこういった水路の環境についてお尋ねいたします。

平成20年の上下水道審議会の中の資料で、市内の水路60カ所で実施された水質調査結果がございます。この調査は、水温、流速といった一般項目のほか、pHやBOD、CODなどの生活環境項目を測定し、水路の環境評価をした資料でございます。

さて、この調査項目の一つであるこのBOD値、生物化学的酸素要求量でございますが、この値が環境省で定められた農業用水基準ですが、この農業用水の基準をBOD値が上回る水質の悪い箇所が数カ所見受けられます。また、農水省の農業用水基準、これは水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標でございますが、この基準の一つであります、こちらはCOD値が、またこれも基準値を超える箇所が全体の4分の1強ございます。市内の水路の水質を見ますと、余り芳しくないといったのが現状かと思われませんが、現在のこの水質で農業に与える影響、そういった心配はないのでしょうか。

また、この水質検査、とてもいい検査だと思うんですが、これは今も続けられているのか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 古川議員のCOD（化学的酸素要求量）による農業への影響についての御質問でございますが、農業用水としてはCODが高いと土壌の還元の促進等により稲の根の活力が低下し、根腐れが発生することとなり、生育に影響が出て収穫量の減となるということが、私もこれはちょっとインターネットで調べさせてもらった愛知県の農業試験場、ちょっと古いですが、1964年で「CODと水稻被害率との関係」というところでございまして、ちなみに議員が御指摘のように、中川から東のエリアが市街化のエリアになるわけなんです、基準値を超える値、COD15から20ミリグラム／リットルにあり、水稻被害率が10から12%の減量になると思われま。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） 引き続きまして、古川議員が最初に御紹介いただきました、20年の上下水道審議会のほうで市内60カ所で水路の水質検査をしておるわけでございます。ここにつきましては、先ほど言われましたように、1カ所当たり夏と冬でBOD、COD、pH、SS、DOというような項目を測定させていただいております。

その目的といいますのは、現状の汚濁状況を把握すること、その調査データをホームページ等で数値として市民の皆様方に広く公開し、水環境の状況を明確にすることでございます。

今、私の手元に持つておる、ちょっと小さくて申しわけございませんが、瑞穂市全体の中の60カ所を青から赤までプロットしたものがございます。ホームページを見ていただければわか

ると思います。いわゆる赤が見えれば汚いと、汚濁が進んでいるというようなものをホームページのほうで記載させていただいています。

これを平成20年にやったわけですが、おおむね5年たちましたので、この同じ調査地点で汚濁状況というのを把握、また経年変化を考察したいということで、平成25年度の予算には調査費を計上させていただいて実施したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

弘岡部長の説明で、若干稲の生育には影響があるんじゃないかということでございます。

それと鹿野部長のほうから、こういった水質検査、新年度で予定されるということですね、ありがとうございます。

何が原因かと言われれば、改善するには方法は1つしかないんですけども、それもなかなか時間がかかるようでございますから、こういった水質改善ということで、最後の質問ですが、こういった環境改善の一つにEM菌の利用というのがございます。このEM菌というのは、プール開きの前などによく使用されておりますもので、皆様御存じかと思いますが、流速の少ない箇所ではこの水質改善に非常に効果があることが知られております。また、各家庭でも、その利用方法によってはかなりの環境への効果が期待できると聞いております。

このEM菌、現在、当市では市内の女性の会の方々や、穂積駅前近辺の3自治会の皆様、また呂久地区の方がつくられておるそうでございますが、これを広く市民に啓蒙することが大切ではないかと私は思っております。また、水質の悪い水路等で試験的にこのEM菌による改善措置を行ってみるのも一案ではないかと考えております。

いずれにしましても、行政としてこういった今の水質の悪い水路の改善ですけれども、こういった改善案を何か考えておられることがございましたら、御答弁いただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野環境水道部長。

○環境水道部長（鹿野政和君） ただいまのEM菌での水質改善というような御提案でございました。EM菌は有用微生物の商品名でございまして、微生物の有機物分解の能力を利用することによりまして農業の有機栽培や水質浄化を促進するものですが、条件により効果があらわれるときとそうでないときということでありまして、絶対的なことがないところが普及しづらいというのが現状でございます。

下水道の処理場においても、同じようにこれは微生物等の分解能力を利用して水を処理しているわけなんですけど、これは一定の分解条件をつくり出して微生物の活性を促しているため、安定的に処理されているというようなものでございます。

なかなか水路等というのは流速だとか温度等の条件がさまざまございまして、その効果があらわれにくいなあというのが現状でございます。

先ほど古川議員の御紹介にもありましたように、呂久地区ではEM培養液を家庭内の排水管に流し込みまして、ほとんど呂久は下水道に接続されていますので、下水道の本管自身がまたきれいになるよというような、多くの方からその効果を認めていただいて、10年以上その活動を続けていただいております。これらのお話を聞いて、また女性の会においても、会員700名に二、三カ月に1回の割合で配布されまして、家庭内の排水管を初め、宅内排水管の清掃に活用されて、効果につきましては、その情報交換を行って活動の場を広げておられるというふうに聞いております。また、女性の会の活動の場がちょうど駅西会館、別府の処理場のところでEM菌を配布されておりますので、それらを聞かれた別府西町等の3自治会がこれからやっていきたいなというふうにお聞きしております。

EM菌の活動というのは、その効果と活用方法をよく理解されまして、その上でボランティアや各種団体などの地域の活動として行われることが理想的であると考えていますので、市としましてはその支援をしていくというスタンスでおりますので、よろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

○10番（古川貴敏君） ありがとうございます。

本来は下水道が整備されまして、側溝には雨水だけ流すんだというのが本当の姿かとは思いますが。しかしながら、下水整備にはまだまだ年月も要しますし、また生活用水路と農業用水路を分離するんだといった施策にも莫大な費用が必要となります。

このEM菌による環境改善、もちろん今部長もおっしゃられたとおり、使い方によってということで完璧ではございません。完璧ではございませんが、こういった取り組みは、単に水質の改善のみでなく、市民一人一人の環境への意識高揚といったことにもつながると思えますし、また今後目指していく市民の協働型社会といったことにもつながってくるのではないかと考えております。

私どももちろんですが、行政にも、今後、こういったことに積極的に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、10番の古川貴敏君の質問は終わりました。

続きまして、11番 河村孝弘君の発言を許します。

河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 議席番号11番、清流クラブの河村孝弘です。

ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

瑞穂市は合併して10周年を迎えておりますが、この10年間における合併特例債の活用状況、

また今後5年間延長されましたこの特例債について、さらに臨時財政対策債の償還、起債と税収入等々についてお聞きしたいと思います。

これより質問席より質問させていただきます。

昨年の9月議会で議案第67号にて新市建設計画の変更が可決され、実質的にこれから5年間、延長がなされたわけですが、以前の資料では、今後、合併特例債発行可能残高が13億円程度になっております。平成15年に合併してから、給食センター、消防署、生津ふれあい広場、学校整備など、さまざまな事業の財源になって瑞穂市の事業に充てられてきたものだと思います。

また、今年度、平成25年度予算書では、特例債の発行は1億6,000万、予算書における内容については地方道路整備事業、いわゆる基盤整備になっておりますが、他市と比較して基盤整備のウエートが非常に多くなっていると思われまます。

また、平成25年度予算概要で合併10周年の歩みにも書いてありますが、起債残高推移にも入っています。合併特例債の償還額は4億978万4,000円、平成25年度起債残高は38億5,813万6,000円となっております。さらに臨時財政対策債に至っては、平成25年度に9億7,000万円を起債し、償還額が2億6,957万8,000円とあり、平成25年度末においては70億2,179万9,000円が残高になります。

これから、小・中学校施設、市役所が老朽化を迎え、さらに下水道の最終処理場が決まってくれば膨大な財源が必要にもかかわらず、今年度、平成25年度予算にある緊急経済対策事業の中には、緊急性、必要性を疑問に思っているものもあります。また、来年度から地方交付税の減少も重なってくると聞いております。

その中で、国が次々に打ってくる財政対策債という、俗に言うあめを食べ、借金をふやすばかりで、これで今の瑞穂市の財政は火の車ようになっていくのではないかという危惧をしております。

また、幾ら有利な今の起債、効率的な起債、国から来る起債であっても、借りたものは結局返さなきゃいけません。現実的に、その中で瑞穂市は起債と基金額が10年で今逆転しております。今年度、議会の前に配付されました起債・交付債グラフ、基金・起債残高、これを見ますと、平成25年度からどう逆転か、試算が書いていませんけど、現実論として、これだけじゃあ数字的な読みが、はっきり言ってできません。

その中で交付税、一般財源の必要額、これを含めて流動資本・負債のバランスシートなるものを流動的に出すことも可能ではないでしょうか。その辺は一部期待して、後の質問にも入れます。

今後、公債費の償還がふえるばかりであります。今後、瑞穂市として必要な事業ができなくなったり、将来にわたりこの負の遺産を残し続けるということになるのですが、そのあたりの執行部のお考えはどうでしょうか。執行部のほう、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 河村議員の、合併特例債の返還と市の財政負担についての御質問にお答えをいたします。

御質問の合併特例債ですが、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、市町村合併が始まったことです。全国で平成14年には3,218あった団体が1,499の団体が減り、1,719になっております。

この合併特例のメリットは、言うまでもございませんが、合併後の10年間、地方交付税が合併前の水準を維持すること、また地方債である合併特例債は、事業充当率95%、地方交付税算入率は70%になるものです。さらに、特別交付税の2年間の上乗せとか、合併補助金、県合併支援交付金など優遇措置のあることは御存じのとおりだと思います。

それが、3・11の東日本大震災の発生後において、その後における対策として、さらに被災した市町については10年間、それ以外の市町については5年間延長できることになりました。そのため、河村議員の御質問の中にございましたように、昨年12月の議会において、議案第67号、新市建設計画の変更が必要になり、議決をいただき、そこで瑞穂市の合併特例債ですが、合併後においても、給食センターの統合、消防署への格上げ等、たくさんの事業に活用し、この事業で瑞穂市が市としての基盤をつくれたことには間違いございません。

平成25年度における合併特例債ですが、西部縦貫道路の整備として1億6,000万円を起債するように予算化しております。予算どおり起債しますと、発行累計額の合計は、25年度末で95億4,800万円の見込みであります。起債の限度額は増加しませんので108億4,070万円となり、河村議員の御質問のとおり、残りは約13億円程度で、しっかりとした金額では12億9,270万円になる見込みです。

また、他市より社会基本整備がふえていないかという御質問の内容ですが、平成25年度には緊急経済対策があり、ふえている部分もございますが、当市においては他市と少し違い、これから下水道事業を実施していかなければなりません。これから下水道の終末処理場などの用地とかが固まってきました、その予算を下水道事業に注がなければなりませんから、今のうちに基金の残高や起債の発行に十分注視しながら、現在、社会資本の整備をしていることから増額になっていると思われまます。そのような理由から、今回の緊急経済対策事業においても基盤整備に関する事業はふえているものになります。

今回の緊急経済対策に関しては、全ての事業が瑞穂市にとっては計画に基づいた事業でございまして、必要な事業と考えております。ただ、一部には前倒しがあった事業もございますが、やみくもに予算をつけたものではございませんので、御理解をお願いいたします。

河村議員の御指摘のとおり、償還が多くなるということは、一般財源の持ち出しがふえ、他の事業を圧迫するおそれが生じるということですが、これは合併特例債だけではなく地方債全

般に言えることです。

議員の御指摘のとおり、起債は将来、次世代への債務を残してしまうおそれがあります。ですから、借りずに自前の財源だけでできることが一番よいのですが、社会基盤の整備には、市長も申ししておりますが、行政しかできない、行政がやらなければ大切な事業でございます。平成26年から地方交付税が算定がえで減少もします。また、消費税も引き上げになりますが、地方にはどのようになるか、まだ不透明であります。現段階では償還が集中しないように均等化したような償還に努めてまいり、歳入をはかって歳出を制限するように努めてまいりますので、御理解をお願いし、答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 私は、起債については合併特例債、臨時財政対策債は有利だと思いますが、その限度額を全て使い切るといふ、その発想が非常に危険であり、基本的には瑞穂市の財政支出に合った起債であるべきだと思っております。特に臨時財政特例債は、今後国が、国のほうも三位一体の原理と言っておりますが、結局、借金を地方に回して国自体の借金をなくするというふうに思っていますが、これについてまたお答え願いたいのですが、結局、交付税措置は国が持ってくるのか、どのように持ってくるのか、これはまだ明確でないため、限度額までの起債としては、ここら辺である程度とめていただきたい。今後のことも一緒に考えていただきたいと思いますと思っております。

民間では、銀行から借り入れしますと、銀行さんは天気のおときは傘を貸してくれて、雨のおときは傘を貸してくれない、これが現状のところだと思います。国も一緒のことが言えると思うんですよね。国も、国債を発行できる時はお金を貸す、途中でないからやめよと。これはいつ何どきやってくるのかもわかりませんから、そのことを想定はできないかもわかりませんが、ある程度自主運営の要素も残しながら行っていただきたいと思っております。

また、今後、瑞穂市の財政を運営していただいている執行部の皆さんにも、その辺のところを再認識していただけるようお願いすると同時に、企画部長のほうは、先ほど副市長のほうからありましたけど、政策会議等々についてやられているとお聞きしましたけど、その中でインフォメーションしていただいているのか。総務部長が各セクションにコンセンサスをとられていらっしゃるのか、その辺のことも重要なポイントになってくると思いますから、十二分に検討していただいて、本当の政策会議をやっていただきたいと思っております。

次に質問は、今は歳出を抑えることを言ってきましたけど、歳入をふやすために何をするのかということです。

昨年、一般質問で私も行いましたけど、各議員の方もおっしゃいましたけど、歳入をふやすための企業誘致、経済対策、国際交流、これは職員交流も含めて考えておりますけど、前々回、

9月議会に棚橋議員のほうがおっしゃいましたネーミングライツ、みずほバスと給食運搬、幼稚園バス、いわゆるネーミングライツができるようなところを早急にやったらどうかと。一部、大したことないお金かもわからないですけど、これも一つの方法だと思っております。あと未利用地の収益活用、現実に行うための専門のプロジェクトチームを立ち上げていただかないと、去年9月の棚橋議員のネーミングライツ、去年の9月、もうこれで半年たっていますよね、それで何一つ前へ進んでいない状況ですよ。ということが執行部の方々において、これ往々にしてあると思います。これについても早急にするために、これ市長への、後でお答え願えればよろしいですけど、専門プロジェクトチームの立ち上げというものも考えていただきたいと思っております。国際交流を含めて企業誘致、経済対策等々においての専門プロジェクトチームです。

また、市民協働の観点から、一部事業仕分けを採用し、予算の優先順位を決めて、決算状況についても市民に理解できる、先ほど申しあげました流動資産、資本・負債ですか、そのバランスシート、現金の流動については必ずできると思います。その辺のところは企画部長のほうでもよろしいです。市長、企画部長、回答のほうをお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

○企画部長（森 和之君） 河村議員さんの御質問の中で、有利な起債であってもその限度額を全て借りるのではなくという御意見ですが、ごもっともな御意見だと思います。特に臨時財政対策債にあっては交付税算入すると言われておりますが、確かでない部分もございます。限度額いっぱいというところで必要でないか必要であるかということ判断しながら努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

収入をふやすための工夫と申しますか、努力ですが、昨年、棚橋議員から一般質問にございました市の資産である施設にネーミングライツなど、施設に屋外広告を募集し、収入を得ることも進めております。しかし、官公庁における屋外広告は、岐阜県の場合、岐阜県の屋外広告物の条例にちょっと抵触しますので、現段階では難しくなっておりますので、御理解ください。

また、税収の確保や雇用の確保の観点から、企業誘致は都市整備部のほうで進めております。先ほどの御質問でもございましたように、未利用地の利用については総務部で進めておりますので、企画部としましても協力をしていきたいと思っております。

さらに、市民協働の観点から事業仕分けを実施し、予算順をつけるということでございますが、現時点では考えておりません。事業仕分けの手段が有効で、本来、市の施策に合致するかどうかということも課題でありますし、参考意見となってしまうおそれもあるため、しっかりとした仕組みやシステムを構築する必要があると思っておりますので、現段階では御理解を願いたいと思います。

市民に理解できるようなバランスシートについてですが、既に当市は平成22年度より新地方

公会計制度に基づく資産評価、財務4表を総務省基準モデルで取り組んでおります。これは議員各位にお配りしておるところで、市民の皆様方にもホームページで公開しておるところでございます。今年度は評価がえの関係で、申しわけございませんが、議員の皆さんにお渡しするのがおいております。近日中にはお渡しできると思っておりますので、よろしく願いいたします。

このバランスシートについても、議員御指摘のとおり、課題があるものの、分析を行いながら、次年度からもっとわかりやすい説明などをつけていきたいと考えております。

最後に、御質問の中で一番河村議員が主張されていると思われることですが、企業誘致、経済対策、国際交流、ネーミングライツもございますが、未利用地の利用、収益活用に向けた専門的というか、プロジェクトチームの立ち上げを検討すべきということですが、先進地においては、市の重要な事項や政策については多くの職員の参加をもとに、企画、調査・研究をするための臨時的な組織としてプロジェクトチームを設置するような規則を設けているところもございます。現段階では、瑞穂市の場合ですが、若手職員から提案型の制度を設けるようなチームを検討しているところでございます。河村議員の御提案のプロジェクトチームも、そういった中でできるものがあれば検討してみたいと考えております。

以上、長くなりましたが、答弁とさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 河村孝弘君。

○11番（河村孝弘君） 結論が出ない返答をありがとうございます。

プロジェクトチーム等々については、全く結論がこれは出ていないんですけど、このやるかやらないか、これはせつかく一般質問ですから、ここで結論を出してくれというのは不可能かもわかりませんが、これについて前向きな、はぐらかす意見みたいな、きのうの若井議員みたいな感じになりますけど、基本的にはプロジェクトチームというか、それについて前向きに検討する、じゃあいついつ、日にちはこれから決めたほうがよろしいですかね。こっちはそういう発想になりますけど、ということの中で今後詰めさせていただきたいと思っております。日にちを決めないと何一つ、先ほどのネーミングライツの話じゃないですけど、半年たって県のことでだめだから、じゃあ横浜はどうして行ったのと、神奈川県はどうしていいんですかという話になってきますから、その辺のことを含めて検討の余地、もう一度、1つのことからスタートさせていただきたいと思っております。よく考慮していただきたいと思っております。

あと、歳入歳出のバランスから、そのバランスシートの話ですけど、一部先ほどというか、議会前に配っていただいたグラフ、公債費等々のことなんですけど、あとは流動資産・負債、この資金のバランスシートぐらいは簡単にできると思うんですけど、これがあれば内容がすぐわかると思うんですけど、それについては早急に着手していただきたいと思っております。

この2つの質問で終わりますけど、大々的に必ず言ったことは一部進んでいただきたいとい

うことと、半年も放っておかれると、多分一般質問をしても何のための一般質問かわからなくなると思いますから、その辺のこともよく考慮していただいて検討していただきたいと思ます。

また、これから瑞穂市の次世代に負を残すような施策、その資金を含めて、次の世代に負を残さない施策をお願いして、執行部の皆さんの今後のPR、早急に対応していただくということを期待しまして、今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、11番の河村孝弘君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

3時15分から再開をいたします。

休憩 午後2時56分

再開 午後3時16分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

なお、本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長をいたします。

14番 若園五朗君の発言を許します。

若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 議席番号14番、新生クラブ、若園五朗。

議長の発言の許可を得ましたので、個人質問を行います。

昨日の会派代表質問、本日の個人質問で重複するところがあると思いますが、執行部の方々、重複しましたところは簡潔で答弁をお願いします。質問については質問席で行います。

木質バイオ発電について。

2月19日火曜日の朝刊に木質バイオ発電推進の記事が載っておりました。新聞によりますと、瑞穂市内の岐センが、山に放置されている未利用木材を活用した木質バイオ発電施設を瑞穂市内で建設する。新年度に着工を目指していると記載されておりました。

そこでお尋ねいたしますが、市ではこの木質バイオ発電の計画をいつ知っていたのか。それは瑞穂市に協議があつて、地元も知っていた事業を開始したのかどうかお尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 若園議員の質問にお答えいたします。

いつ知ったかということなのですが、先月の2月7日に岐セン株式会社から木質バイオマス発電計画の説明をしたいとの連絡を受け、その日に説明を受けました。また、翌日には、岐阜県林政部県産材流通課より事業概要説明を受けたところでございます。当初の2月7日に自治会長さんが同席、建設する予定の上牛牧の自治会さんは、その日に一緒に説明を受けられました。地元への説明ということは、初めて自治会長さんも聞かれたということでございまして、その説明は行われておりません。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 2月7日に自治会長さんのほうに説明ということですが、市長と自治会長と同行して先進地視察に行ったようなことも聞いていますが、どのような状況でここへ行かれたのか、回答をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 2月8日に事業概要説明を受けた内容につきまして、岐阜県が国の補正予算にて新設された木質バイオマスエネルギー導入促進支援加速化事業の補助金を基金として積み立て、未利用木材使用の事業を支援するものであります。そして、新聞報道でもありましたように、建設予定地は、瑞穂市牛牧の岐セン株式会社敷地内の1万平米、議員が言われたとおり、2015年4月より5,000キロワット級の発電規模で操業開始、総事業費は29億円との説明でした。

これを受けまして、実際に稼働している同類の施設なんですけど、ここは建築廃材等も加えられておるといふ施設でございますが、2月15日に市長を初め地元自治会長、岐阜県県産材流通課、それから瑞穂市環境課、商工農政課職員とで県内の先進地である川辺町の川辺バイオマス発電株式会社への現地視察を行いました。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 新聞によりますと、未利用材の活用と売電に特化した施設は、県内では初めてであると掲載してございましたけれども、他県での施設はあるのか。他県では、このような施設で問題は起きていないか。また、燃焼されるとやはり煙などが出るような気がしますが、その点はどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 県の担当部局に確認しましたところ、全国には木質バイオマス発電所が43カ所あり、施設整備において各種環境対策が必要とされ、それぞれに対策がとられており、問題が発生しているところの情報は聞いておりません。今回計画されておる施設は、FIT（固定価格買い取り制度）電力のものでございますが、活用した施設であり、福島県に次いで2基目になると聞いております。

それから、施設概要における環境保全への取り組みといたしまして、肺炎対策、集じんバグフィルターを経て有害物質等を除去後、安全に廃棄するというのを聞いております。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 今回の木質バイオ施設はどのような施設か。そしてまたどのような事

業概要であるか、計画の概要がわかればお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 詳しい説明は、どういうものかというのは、まだ業者さんのほうからは聞いておりませんが、2月15日に行ったところのものと多分同種だと思いますので、まず水を木材で燃やしまして、その水蒸気によってタービンにより発電をするというものと聞いております。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 実際には2月7日、あるいは今言っている2月15日ということで、現地視察も含めて担当部長も行ってみえると思うんですけども、実際に新聞報道によりますと、木材の使用量は年間10万立方メートルとございますが、木材の供給は十分あるのか。あるいは瑞穂市の資源を活用することは考えていないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 木材の確保策につきましては、同じような質問が3月7日の県議会でされまして、そのときの答弁のものが新聞に載っております、それから申し上げますと、木材の伐採、運搬、チップ加工の業者や発電事業者による需給調整の協議会を設置、県もオブザーバーで参加して円滑な供給を支援するというふうに報道されております。

また、前年度、間伐で約58万立方メートルの木材が伐採されたが、28%の16万立方しか利用されておらず、残る42万立方メートルは森林に放置されているというもので、このものでできるとの回答でございました。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 瑞穂市の資源を活用することはできるかについてお尋ねをしたいんですけども、今回、木材の供給はそのようなことであるんですけども、瑞穂市の廃材といたしますか、その辺も含めて、今後、受け入れ体制の話ができるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 弘岡都市整備部長。

○都市整備部長（弘岡 敏君） 先ほど言ったように、まだ事業者のほうから発電を開始するに当たり、いろいろな許可とか届け出が必要になってくると思いますので、その件についての事前的な協議が、まだそこら辺のことは聞いておりませんので、今後、建築基準法とか、都市計画法とかというようなこともございますし、それから公害対策とか、各法がいろいろ重なってくると思いますので、そのときには調整のほうでしていきたいと考えております。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 総務部長にお伺いしたいんですけども、年間の発電量は3,960万キロワットとございますけれども、例えば瑞穂市の半分の1万世帯の電力を賄うことができるというような新聞報道がありました。市としては、その近くに防災センター等がございますが、例えば災害時にこういう発電活用を頼めるかどうか。その辺、活用が依頼されるかどうか確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今現在の木質の発電の構造等も含めて十分まだ承知できていない部分がありますので、今後、またそのあたりを検討させていただきたいと思います。

〔14番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 発電するとなれば、騒音とか水のくみ上げとか排水関係で事業開始しやいろいろな問題が出てくると思いますので、市として、騒音対策、あるいは水のくみ上げ、あるいは排水等も含めて、今後、岐センさんと十分に協議しながら、綿密に、27年の稼働開始ができるようにまた進めていただきたいと思います。

以上でバイオマス発電の質問を終わりますが、瑞穂市としては、雇用とか、あるいは税収の拡大、さらに災害時に非常用電源の確保、さらにはまちおこしになるように、よい方向へつながるような木質バイオになることを期待して、次の質問に移らせていただきます。

続きまして、自主防災と防犯対策でございますけれども、自主防災組織状況、そして自主防災組織のあり方について総務部長にお伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、現在97の自治会のうち61の自治会で組織されております。ただ、この61の自治会においても、内容は多分さまざまだと思っておりますので、改めてまた検証させていただき、残りの自治会さんのほうにも私のほうから出向いて、助言をさせていただきたいと思っております。

今までの中ですばらしいなと思ったのは、自治会の規模にもよりますけれども、基本的には一つの組、または班の中で役割分担をきちんと決めていくと。そして、組ごとにきちんと名簿ができておまして、自主防災訓練を実施される日には、その名簿で出欠がとられて、それが一つの情報の収集ということで、それが一つの訓練ということで実施されておみえのところもありますし、いろんな工夫をされております。そうした組織のつくり方等も含めて、またいい方法を皆さんに御提示をしがてら、何とか100%の組織を目指していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔14番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 現在、まだ38%の自主防災組織ができていないということも確認しているところでございますけれども、市としては、9月の防災の日に総合的な防災訓練を行っていただきますけれども、9月の第2日曜日ぐらいに、きのうから総務部長の答弁の中で、実際に各単位の自治会、あるいは校区ごとに日にちを設けて自主的にやる機会、要するに市の主催の指導ではなくて、昨日から言ってみえるように各自治体、あるいは班別、あるいは各市民の中で防災の日を決めて、年1回のそういう自主訓練ができないかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今年度、小・中学校と朝日大学に防災倉庫の整備ができました。それで、実際にそれぞれの避難所に集まっていた方ということで、その方々が点検等を実施されるということが一番理想でございますので、そうした姿が見えてきますと、多分どの自治会の皆さんも協力をしていただけたらと思いますので、そうした今言われるようなことが、そんなに遠い将来ではなくでき上がると思っておりますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 小・中学校の防災倉庫の活用については、一般質問でいろいろと聞いていただいているところでございますけれども、防災倉庫は全小・中学校にまだ整備されていないと思うんですけれども、今度どのように整備していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 牛牧小学校につきましては、今後の増設等がありまして、防災倉庫そのものは牛牧のコミュニティーセンターの中に入れてということにしておりますが、それ以外の小・中学校については準備をしておりますし、朝日大学についても整備しておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 水防倉庫についてお尋ねしたいんですけれども、巢南地区の水防倉庫や、あるいは穂積地区の消防倉庫が老朽化していますけれども、そうした中で倉庫の統廃合が必要と考えられますけれども、今後、水防倉庫の整備計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 現在ある水防倉庫で単独の水防倉庫は、穂積地区には別府、村中、下畑の3カ所、そして巢南地区には古橋、十八条、大月、七崎にそれぞれ水防倉庫があるかと思っております。水防センターとか、役場の施設等には併設ということで資機材を保管しているわ

けでございますけれども、今御質問の巢南地区の水防倉庫については、昭和61年に本巢水害予防組合から旧巢南町へ権利譲渡されたものであり、建設されてから40年ぐらいが経過しているものと考えております。資機材等にもよりますので、今後ある程度集約をしてはどうかなど。また、今の消防分団庫等も含めてよく計画を練り直して、また皆さんと御相談をしたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 若井議員、あるいは執行部の答弁の中にも防災士の資格の件がよく質問、あるいは回答に出てきますけれども、各自治会に自主防災組織のこれ以上の充実を図るために、自治会ごとに1名ぐらい取得するための費用を市から助成してはいかがかと思うんですが、そのような防災士の資格の今後の進め方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 24年度に防災資機材等の補助の拡大をさせていただきました。その中にも防災士ということで、自治会を経て申請があった場合には、3万円を限度に防災士の費用を補助しますよということで進めているわけでございますけれども、今現在は1つの自治会でお1人様がそうした申請があるという状況でございます。

他の市町を見ても、単独で市が2分の1補助をしておるところもあろうかと思っております。今現在、私どもの職員としては、私は私費で受けましたけれども、8名ほどが防災士の資格を取得しておりますので、今のところ思っておるのは、各分団で1名ずつと、とりあえず消防団に一回取らせようかなという計画も今しております。防災士の資格そのものが民間の機構のものでございますので、これについても検討をする必要があるかなと思っております。

また、今年度県のほうが防災士の取得の事業を進められて、その会場に瑞穂市の総合センターを多分使っていただけるということになっておりますので、そうした機会で、皆さんもし取得がということであれば、早目に御要望いただければいいかと思っております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 防災士の資格については今後も充実することですので、もっとこれ以上に予算をつけていただいて、一人でも多くの防災士資格の取得の充実を図っていただきたいと思っております。

続きまして、防犯対策でございますけれども、市内の車上狙い、あるいは部品狙い、犯罪の発生がしていると思っておりますが、その状況とその特徴はどういう特徴であるか、御説明をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） 今、車上狙いということでございますけど、車上狙いといいますと、車の中にあるバッグ等を盗むということでございます。北方署管内では、24年に417件ございまして、前年に比べまして120件の増となっております。瑞穂市内はうち218件で46件の増ということになっております。

また、部品狙いといいまして、車両に取りつけてあるタイヤのホイールとかカーナビ、ナンバープレートなどの盗難ということでございますが、これにつきましては、北方署管内で62件ということで21件の減、瑞穂市内では25件ということで15件の減となっておりますが、これにつきましては、集団で狙うある団体を逮捕しているということでの減ということでございます。以上が今の現状でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 今、御説明がありました平成24年度は、車上狙いは瑞穂市内は218件、23年度は417件ということで、北方圏内は400、あるいは瑞穂市内は200件という車上狙いの件数が多いということで、本当に2日に1回ぐらいは車上狙いがどこかで起きているような現状でございます。そうした中で、具体的に車上狙いとか部品狙いの犯罪の抑制策といいますか、抑止の方策をどのように考えているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

○総務部長（早瀬俊一君） お答えする前に、先ほどのそうした犯罪でございますけれども、人が寝静まった夜中の零時から3時ごろが集中しておるようでございます。それから、場所は通りに面していないところ、特にアパートの駐車場というのが多く被害が発生しているということでございます。

それで、これに対する施策でございますが、基本的なことではございますけれども、きちんと施錠していただいて車内に物を置かない、それから貴重品等は車内には放置しない、そして照明や防犯カメラなど、防犯設備のある駐車場をできるだけ利用する。警報装置等を活用する等、このような基本的な内容でございます。

多分若園議員さんが言われるのは、いろんな発生場所とか発生原因をつかんで、その情報を流してくださいよということだろうと思いますけれども、よく交通事故等は発生場所等、市内で一番多いところから順番によく発表されるんですが、そのあたりについても今確認をしておりますが、件数が多くて、多分そうしたデータはなかなか難しいだろうという話を聞いております。ただ、声かけとか連れ去りとか、そのような悪質なものについては、今、県のホームページにどこで起こっているのかということが明記されておりますが、そうした少しでもデータを私どものホームページとか、いろんな会議でまた情報を提供したいと考えております。

とりあえず私どもでしましたのは、私どものホームページに本巢郡の地域安全ニュース、そして「交番ほづみ」「交番すなみ」、各戸に配られるものを、また各戸に回覧するものでございますが、「交番ほづみ」、それから「交番すなみ」はこの地域で起きている具体的な犯罪等の状況が書いてございます。これは皆さんのところの家庭は回覧で回るかと思いますが、これらの部分についてもホームページに張りつけていきますので、今この地域で何が起きているのかというのが、割方そのときそのときに起こっておる犯罪等が載っておりますので、ぜひごらんいただきたいと思います。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 今の抑制するという市の施策は、今やっている現状の報告だと思うんですけども、この状態では、瑞穂市内の24年の218件の車上狙い、あるいは部品狙いの25件は減らないと思いますね。ですから、今以上の努力をするというか、施策を考えるということで、北方警察と今以上の連携をとり、例えば防犯連絡協議会とか、どうしたらいいか。確かに深夜の1時か2時、あるいは雨降り、雪降りが一番発生すると私は解釈していますが、とにかく状況をまず、今、行政無線があるんですけども、もし流せなければ年3回や4回、くどくなるようでございますので、そこら辺、定期的に市民に連絡し、あるいは北方警察とよく連絡をとりながら、あるいは防犯カメラを設置するとか、あるいは屋外の子局の聞こえないところも現実にごございますので、そこら辺も含めて、今後より安心・安全なまちづくりの施策の一環として、非常に多く発生しておる車上狙い、あるいは部品狙いの、深夜の難しい犯罪だと思いますけれども、今後十分施策を検討されまして、少しでも削減するように行政努力、もちろん市民も努力することも大事ですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、（仮称）大月運動公園整備について質問させていただきます。

瑞穂市の総合計画によると、その中に第3節、魅力ある市街地づくりがあります。施策の展開にまちづくりの拠点づくりの中に、巢南庁舎周辺部における西部複合センター、あるいは下水処理場、あるいは多目的広場等の整備を一体的に進めるというような、市の西部の魅力ある住環境拠点づくりを進めるということも総合計画にごございます。そのような計画の中で、今回大月運動公園の整備が進められるということで、設計費が1,500万円計上されておるところでございます。

今回の平成25年3月定例会の議案の中の1,500万円ですけども、仮に建築費の2%とすれば、全体事業費は6億の事業費、あるいは5億から6億の事業費となると私は想定していますが、1,500万円の具体的にこの計画の概要を、もしわかればどのようにお持ちなのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、若園議員の御質問にお答えいたします。

この運動公園の概要につきましては、昨年市長が9月の定例会でも話されておりますように、陸上競技場を中心とした複合的な施設ということで考えを持っております。

ただ、まだ予算に設計費を上げさせていただいた段階ですので、細かいことについては、今後検討を行っていくということです。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） （仮称）大月運動公園の整備につきましては、市民の声を聞くパブリックコメント、あるいは体育協会、あるいは市内の中学校陸上部、あるいはなかよしクラブ等のそういうクラブがございますけれども、具体的に進め方として、どのように意見を聞いて進められていくか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この進め方ですけれども、まずどうしてつくるかということにつきましては、先ほど若園議員も説明されましたように、これは総合計画の中に位置づけられている事業ということですので、これについては公園ということでもありますけれども、スポーツを中心とした複合的な公園整備をしていくということを考えております。

スポーツということですので、これにつきましては体育協会さんとかなかよしクラブさん、陸上競技団体の方と、実は2月ごろから既にいろいろな案についてはいただいております。そういうものをもとにして、これから中身について十分に検討をしていくつもりでおります。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 前回、全協の席でスポーツアンケートというのが配付されていると思いますけれども、その中にはやっぱり市民の方は総合体育館、あるいは今回は陸上競技場でございますけれども、その陸上競技場の中にはウオーキング、あるいはジョギングコース、あるいは中学校の部活であれば陸上の記録会ができるような、そういう施設も考えていく必要があると思うんですけれども、いろいろとアンケートをとった中で、今、教育次長の中の（仮称）大月運動公園の整備の思いといいますか、今アンケートもとった、そういう各種団体の会議に出てみえると思うんですけれども、具体的に総合運動場の、要するに構想というか、思いですね。どんな施設をつくるか、実際には建屋も入ってくると思いますけれども、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） （仮称）大月運動公園の基本方針と活用ということになるかと思っておりますけれども、これにつきましては、整備に向けての基本的な方向については、先ほど議員

も述べられましたように瑞穂市の魅力あるまちづくり、それから生涯スポーツ全体を目指す目的の実現に向けて、この運動公園の担う役割とか機能、それから基本方針として大きく3つ上げております。

その第1に、多くの市民がスポーツ、健康づくりの場として活用できる運動公園であるということ。それから第2に、瑞穂市及び周辺市町の大会が開催できる運動公園であるということ。それから第3に、瑞穂市の子供たちが県大会などの大きな大会と同じ条件で活動できる運動公園であると、こういうようなことを大きな方針として持っております。具体的には、瑞穂市にはない施設、これが唯一陸上競技場ということでありますので、これをメインの施設としながら、多くの市民が健康づくりや、それから競技スポーツの場として多様に活用できる空間施設づくりを図っていきたいということを思っております。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） この事業は、総事業費5億か6億の事業になるわけでございますけれども、財源の件に入っていきますけれども、例えば公共施設整備基金を充てるのか、あるいはt o t oのサッカーくじ、あるいは宝くじの収益金の一部を充てるのか、その財源はどのように対応されるのか、お尋ねします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいま議員がおっしゃられたとおり、公共施設整備基金を充てたりとか、それからt o t oのサッカーくじ、これも例えば芝生の関係とか、今小学校と保育所で行っている芝生についてもt o t oの補助金が使われておりますので、今度の大月の公園につきましても、芝生を利用するということになりましたらば、こういうサッカーくじの補助金も使えるということですので、使えるものは全て導入していきたいなということを考えております。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） ただいま若園議員から、（仮称）大月運動公園のことにつきまして御質問をいただいております。この御質問におきましては、先ほど松野藤四郎議員のところでもお答えをさせていただきました。

ここの計画を持っておりますところは、先ほどもお話を申し上げましたように、旧巢南町の第3次の総合計画、この「活力と潤いのあるアメニティタウン」という中におきまして、タウンセンターということで、実は今御質問をいただいております若園議員、企画開発課でこれに担当をしてもらったと思います。担当してもらった御本人でございます。これは平成4年に、1992年から2001年の10年間の間にやりますということでおる内容でございますけれども、これにつきまして、旧巢南のときに複合的、総合的なあれということで計画をしております。

そんなところから過去に、実は輪之内町の、ちょうど庁舎の西側にすばらしい整備がされております。ここも議会でも見に行っております。ここはアポロンという野球場を中心にしまして、文化施設、本当にうまく整っておるところがございます。そういった施設も見て、いろいろ計画してきたところがございますが、そのときに下水道の事業も私どもは計画いたしまして、この第3次の平成4年の中に下水道の処理場の位置も示しておりますが、その当時は、実は農業集落排水事業で農振地域はやるということで、4カ所の処理場をつくるということで計画しておりましたが、結局よく考えたら本巢郡の南部でございまして、人口が絶対にふえる。だから、これから人口のふえるのを読んで、農業集落では企業誘致をしましても、その企業の下水は入れられません。けれども、特定環境保全公共下水道なら入れられますので、平成6年に計画変更をしました。そういう関係で特定環境保全ということで、ここに処理場をつくったわけで、これが1万1,000平米。そして現在は、図書館を初め、御案内のとおりあそこに複合センター、その前に公園化されております。

そして先ほどもお話し申し上げました、今ちょうど空き地になっておりますところが約2万5,000平米でございます。ここを過去の経緯、やはり地権者に土地を出していただきましてお借りしておりますけれども、今のところ2万5,000のところ2万ぐらいお借りをしております。早く整備してほしい、合併前でございます。もうずうっと前の話でございます。

ここはもともとそういう計画のところということで、やはり今般、生津のスポーツ広場を整備させていただきます。あそこも本当に県の大会ができるようなテニスコート8面をとらせていただき、野球もきちっとしたネットを張りましてできるように、いろんなスポーツを多目的にできるようにしてございますが、こちらはそこでできないスポーツということで、私は多くの意見を聞くようにということで、市民協働のまちづくりでございますので、これも本当に多く聞くようにということで、私は指図をしておる。何回も重ねていろんな分野の意見を聞いております。そういう関係でございます。

そういう中で進めさせていただいておる事業でございますので、先ほど申し上げました生津のスポーツ広場、そしてこの（仮称）大月運動公園を中心にして、将来人が集まり、求心力のあるような瑞穂市を目指したいというところでございます。

これは、小学生6年生が県営グラウンド、陸上競技場へバスで行きまして記録会をやっておりますが、これができましたらここでできるわけでございます。本巢郡の中学校あたりも、ここで幾らでも利用して、近くでできるわけでございます。やはり広域のことを考えましたら、大きい市が包容力を持って、人口の少ないところにもどうぞ使ってください、そういう広域的な、包容力を持ったことも考えていかななくてははいけない。そういうところからの今回の整備計画でございます。どうかひとつ御理解をいただきますように、決して私ども無駄なものをつくっているつもりはございません。本当にいろんな長年の計画に基づきまして事業を進めようと

いたしておりますので、議会の皆さんの御理解、御協力をいただきますことを心からお願いを申し上げて、私の答弁をさせていただきます。

そしてもう1つ申し上げておきますが、実は瑞穂市にはよそにないスポーツクラブ、なかよしクラブと言っています。これは名称は「すみななかよしクラブ」でございますが、現在650名ぐらいの会員がおります。瑞穂市巢南になっておりますので、この名称を「みずほなかよしクラブ」に名称も変えます。私は民間の企業に、何とかこれからの子供たちの育成に何か資金を出してもらえないかということをお願いしまして、その企業からも何とか応えましょうということでそういうことも聞いておりますし、この施設の管理におきましては、なかよしクラブが責任を持って維持管理もやっていきたいと、こういうことも聞いておりますので、御理解をいただきますようによろしくお願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） （仮称）大月運動公園につきましては、全市的な行事が行えるスポーツ拠点となる整備を考えてみえるということでございますので、今後とも安全・安心なスポーツ施設になるように、よろしくお願ひしたいと思います。

最後になりましたが、収納プロジェクトについて質問いたします。

平成24年9月定例会、そして平成24年12月定例会の一般質問において収納対策、あるいはプロジェクトチームを立ち上げ、平成23年度末で未収金が6億6,000万、あるいは徴収不能と判断した税と料が1億1,000万あるということで、今、債権管理条例の策定が必要というような答弁もいただいております。

今回、そうした中で、大分日にちもたっていますのでお尋ねしたいと思うんですけども、今現在の市税等の収納対策プロジェクトチームが発足しまして、収納率アップに向かっていると思いますけれども、今どのようなプロジェクトチームの推進状況であるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田市民部兼巢南庁舎管理部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 市税等収納対策推進プロジェクトについてでございますが、以前から皆様方から注目をいただいております。ありがとうございます。22年度に発足してから、22、23と、主に国保税の収納について取り組んでまいりました。24年度につきましては、以前にもお話しいたしましたが、債権管理マニュアルの策定についてということでやってまいりました。

今年度取り組みました債権管理マニュアルの内容でございますが、こちらは各種公金債権の滞納額の縮減ということでございますが、市財政の健全の健全運営及び市民負担の公平性の確保にとって重要な課題であるということから、市の債権の徴収を整理、強化しようというこ

ろで取り組んでまいりました。そのうち、重点的取り組み債権17種類をピックアップいたしまして、徴収目標率を定めるとともに、その債権に応じた管理手法、法的根拠、適切な処理の流れなどについて体系的に取りまとめをしたものでございます。このマニュアルにつきましては、この1月にマニュアル策定を終えたところでございます。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 今、市税等の収納対策推進プロジェクトチームが立ち上がって、徐々に成果が出ていると思いますけれども、具体的に収納率アップになった事例等を含めまして、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田市民部兼巢南庁舎管理部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 効果ということでお尋ねでございますが、効果につきましては、公債権、私債権の債権管理について、債権により滞納処理の方法が異なるということは、以前から説明を申し上げているところですが、それらの債権の適正な管理と回収に関する課題の改善及び事務手順の明確化を図ってきたところでございます。

効果につきましては、今回、学校給食のところにおいて、より具体的な事務の流れが出てきておりますので、教育次長のほうにお尋ねいただければというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 学校給食費につきまして、支払い督促の手续をとりましたので、それについて御説明いたします。

ここに至るまでには、学校給食費督促状の発送とか、納付相談案内の発送、それから未納通知の発送とか、いろいろと事務処理をしてきましたが、それでもやはりその手続に来ない、そういう納付者もあるということで、2月1日に7名に対して岐阜簡易裁判所へ支払い督促の申し立てをいたしました。金額は、申し立て費用を含めまして94万8,190円でございます。申し立てをしたのが2月1日で、2月5日に裁判所から送達されました。その送達をされましたら4名が全額納付をされました。それが94万8,190円のうち44万5,850円が全額納付されました。それで残りの3名のうち1名ですけれども、異議申し立てがありまして、今度3月15日に訴訟への移行により議会の議決が必要ということで、議案を上程させていただきます。残り2名につきましては、簡易裁判所へ仮執行宣言の申し立てをしておりますので、2週間以内に異議申し立てがなければ裁判の判決と同じ効力を持つということで、仮執行になるという段取りになっております。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 今回、2月26日に議運の委員長 小川勝範議員より発委第4号で、こ

の裁判所の手続の専決処分事項の改正が告示されたところでございますけれども、これも市税の収納対策推進プロジェクトチームの一つの成果だと私は判断しております。

今後、いろいろと学校給食、幼稚園の保育料、市民税、あるいは下水道料といろいろな税、料の体系がございますので、そう簡単には、督促が出せるもの、あるいは滞納処分の規定のないその他の債権については、自力執行権がないために、強制的にはできないために早期の手順を踏んでいかないとできないことも、今しっかりプロジェクトチームの中で勉強しているということもよく伺いました。

今後のプロジェクトチームの予定、どのように進めていかれるのか、また25年度は先進地の視察も含めてどのように考えてみえるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田市民部兼巢南庁舎管理部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 今後のプロジェクトチームについてということでございますが、今後につきましても、徴収力のある職員を一人でも多く養成をいたしていきたいと思っております。また、各種市の債権について対応できるよう、チームが中心となりまして、債権回収に向けて各担当者への支援、職員の債権管理能力の向上に努めていきたいと考えておるところでございます。

また、債権管理に関する例規等の改正や必要に応じてのマニュアルの改訂も、今後も実施していきたいというふうに考えております。

また、前回、若園議員からの先進地視察ということも考えてはどうかという御支援の提案もいただきましたところでございますので、新年度に関しまして、そういった予算も今計上してございますので、先進地、まだどこということは決めてございませんが、プロジェクトの中で検討いたしまして、そうした先進地の事例も改めて学習していきたいというふうに思っております。以上です。

〔14番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 最後に、いろいろとプロジェクトチームの先進地視察について、ある程度プロジェクトチームの熟度が上がっていけば、債権管理条例制定までが一つの区切りとなるんですが、前回も回答に出ていますけれども、今の段階でどのような状況で一つの区切りにしていくか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 高田市民部兼巢南庁舎管理部長。

○市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 区切りということでございますが、例規などの整備といたしましては、この新年度、平成25年度債権管理条例等の策定を考えておりますので、例規の整備としては一区切りということは考えておりますが、収納率向上に取り組むということは、現実的には大変困難を伴ってまいります。法を遵守いたしまして、市民の負担がより公

平・公正となるような収納対策と、それに対する支援を引き続き行ってまいりたいというふう
に考えておるところでございます。以上です。

[14番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○14番（若園五朗君） 今回の3月定例会の一般質問の個人質問4項目、いろいろと質問し、
答弁いただきありがとうございました。これで個人質問を終わらせていただきます。どうもあ
りがありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、14番の若園五朗君の質問は終わりました。

続きまして、2番 くまがいさちこ君の発言を許します。

くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

最後のアンカーになりまして、皆様、お疲れのところ恐れ入ります。傍聴の方々も最後まで
おつき合いをいただきましてありがとうございます。

私がきょう執行部に通告いたしましたテーマは、大きいテーマとして協働のまちづくりは合
意形成からでございます。具体的には3つございまして、1. 行政による市政報告及び意見交
換会の実施について、2番目、（仮称）大月グラウンド整備事業について、3番、暑さ対策の
瑞穂試行についてでございます。最初の1番だけここで申し上げて、以下、質問席に移らせて
いただきます。

最初でございます。市長にお尋ねいたします。

昨年1月1日でございますが、瑞穂市議会基本条例を施行した私たち瑞穂市議会は、その第
5条の7、意見交換会などを年1回以上開催すると。議会の説明責任を果たすとともに、市民
の意見を聴取して議会運営の改善を図るにのっとり、去る2月に歴史的な第1回を実施いたし
ましたところ、2会場で約100人の参加者があり、議会報告に対する質疑も意見交換も大変活
発で、議会に対する期待の大きさを感じました。

その中で、1. 議会報告が行政報告のようであるとか、2. 市長に直接話を聞いてもらいた
いという発言もあり、また本来なら行政に求めるような質問も多くありました。このような経
緯から、行政も市政報告及び意見交換会を開催されたいかがかと考えます。瑞穂市も、まち
づくり基本条例を昨年4月1日に施行し、第1条、目的の中には、市民が主体の市民参画によ
る協働のまちづくりを推進することと明記されております。このような会の実施はいかがお考
えでしょうか。

以下、質問席に移らせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 私のほうから答弁させていただきます。

今、くまがい議員のほうから、議会基本条例に基づいて、このたび議会の公聴会といいますか、報告会をされたと。盛会であったと、関心が深いというところですよ。そんな中におきまして市政の報告会をやるべきではないか。それをどのように考えておるか、こういう御質問でございます。

私は、かねてから瑞穂市基本条例を初めとしまして、まちづくりには、やはり市民参画、協働のまちづくりにおいて、これまでになかったいろんな市議会を幾つも設けまして、さらにこれは市民の公募の参加を含めまして、いろんなことに取り組んでまいりました。

そういう中で、いろんな事業を進めさせていただいておるところでございますが、私のほうとしましては、今あったからではございませんが、ぜひとも市政報告会をしたいと思っております。私のほうから、本当に市政報告を市民に、校區別でもよろしゅうございます。そういう形で報告会、私もこれで6年目でございますし、ちょうど一つの大きな合併10周年のときでもございます。市民によくわかるようにこれまでの経過、またこれからの考え方、こういったことにつきまして、ぜひとも市民の意見も聞きたいし、それから私どもとしまして、これまでの経過を報告させていただきたい。そういうところから市政報告会、ぜひとも早い時期に計画をさせていただきたい。そのことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。以上でございます。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） まちづくり基本条例の第1条の目的では、市民、市議会及び市長を初めとする市の執行機関それぞれの役割を明確にするという目的もございますので、私たち議会が開いたときのように、執行部に本来聞くべきこと、意見を言うべきことと混乱をする市民もだんだん整理ができてくるかと思っておりますので、歓迎でございます。

つきましては、1点、私がお願いしたいというか、留意していただきたいなと思うことがあるんですが、私たち議会が開くときには全員議員で選挙で選ばれる者たちですが、執行部がなさるときは、選挙で選ばれるというのは市長さんだけです。ほかの方は40年近く公務員をずっと続けられる方ですね。40年トップをする人はいませんので、市民の意見はとても厳しいものでございました。でも、私たち選挙で選ばれる者は、厳しくてもそれなりに受けとめなきゃいけないんですが、市民の中には選挙で選ばれる人と、40年も勤める人の区別というのが余り頭で分けていらっしやらないと思うので、どのような陣営を組んで、ちょっと具体的にお聞きした上で、その辺を留意の上で開催されるといいなあとと思うんですね。

私たちは選挙で選ばれますから、あんなのダメだと言われれば危なくなっちゃうわけですけど、公務員の方たちはずっとお仕事をなさるわけですから、やっぱり継続した信頼とか、安定したお仕事をさせていただかなければならないと思うものですから、具体的なやり方と、その

辺の留意すべき点について、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） くまがい議員の御質問にお答えします。

実は2月16日に私も議会のほうに出させていただきますして、早速、市長にも報告をしました。その中で、市長がなぜ来ないのかという意見もあったということは市長にもお話ししまして、市でもやらないかなという話はしております。当然ここの議場におる者は、皆さんの負託を受けて役職についておるものでございますので、ここにいる者が会場に出向くことになると思っております。

○2番（くまがいさちこ君） 留意点については。

○副市長（奥田尚道君） 留意点というか、はっきり申し上げまして、前回の議会の報告会というか、そういったことを踏まえますと、先ほどくまがい議員が危惧されるようなことも考えられるわけですが、これは何回か繰り返すことによっておのずからルールができてくると思うんですね。これは別に瑞穂市だけの課題ではございません。よその市も既にやってみるところもございます。ですから、執行部側もそういう気持ちで臨めば、おのずから通じてくると。真摯に私たちが答えていけば、市民の方も一方的なことじゃないと思いますよ。やはり市民イコール納税者でありまして、このまちに住む人ですから、どういうふうにしたいんだというこっちが真摯な気持ちでお聞きするという態度で、説明するという態度でお示しすれば、おのずからだんだんルール化はされてくると思います。ですから、自然体で臨むというのが私たちの基本的な考え方でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 参加者につきましては、ここにいらっしゃる執行部の方々ということはわかりますけど、具体的にいつごろかとか、年に何回かとか、それはまだ決まってないんですかね。

○議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 市長から指示を受けておるのは、この議会が終わって新年度予算も明らかになってきますので、早い時期に設定をせよという話は聞いております。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 開催場所とかいろいろあると思いますが、早い時期に実現しそうだということで、それぞれ執行部と議会が役割をだんだん明確にして責務を果たしていきたいと思います。くれぐれも公務員バッシングだけが残るといようなことにならないようにと願っております。

では、2番目の（仮称）大月グラウンド整備事業について、教育長にお尋ねいたします。

3月議会に提案されました平成25年度、新年度予算案の中に、大月運動公園整備事業として1億2,410万円が計上されております。内訳は、用地取得費が約1億、設計に1,500万となっております。事業の全体計画の概要経費、年度計画はどのようなものでしょうかと通告を申し上げましたが、私の前に若園議員が同じことを聞かれまして、大体お答えいただきました。先ほど教育次長さんが読まれた基本整備方針は、これ文教委員会協議会、つまり新年度予算に関して教育委員会が所管する事業の説明のときに資料をいただいたものと同じでございますね。基本の整備方針をお聞きしました。

このいただいたものの中には、整備内容とか、当初事業費とか、特に整備内容ですね、かなりきちんとあり設計図もございます。この資料をきのう、きょう、ぜひ議員の皆様にお配りいただきたいというふうに申し上げましたが、教育委員会から、私の一般質問も終わり、あさっての議案の採決も全部終わった後の全員協議会でないと出せないと、そういうのを聞いておりますが、これは理由はどういふでございましょうか、教育次長さん、お答えいただけます。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

文教の協議会で御説明しましたのは、ある程度のイメージ案について御説明申し上げました内容でして、実際に設計が入らないと具体的なことについてはわからない。その前の段階で、もちろん設計の前で具体的な取りまとめ、原案というものがあって初めて設計ですので、本来なら、その原案ができた時点で皆様方に説明するのが本当はいいのであろうということを考えております。ただし、文教の委員さんにつきましては、イメージ案だけでも、とりあえずお示ししたほうがいいということで出したものです。その内容については、先ほどの体協の方とか、なかよしクラブの方とか、関係団体の方に、どんな施設がいいだろうかということ相談させていただいた中で、いろいろなことを言ってみえます。そういうものをとりあえずみんな取りまとめたものがイメージ案だったりするわけで、それをごらんになられて、これが実際にこうなるんだということになっても困りますので、やはり議員の皆様全員に同じ説明をしたいということで、今回はやめさせていただきます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 私の一般質問はともかく、15日には新年度予算の採決もございまして、議員は全部賛成・反対の立場を明確にしなければなりません。その議案に対する採決を決定するには、やはり資料がもう既にあるんですから、文教だけが持っているというのはおかしいと思います。どうしても出ませんか。

出ない理由というのを何度もお聞きしましたが、単なる案だから、イメージだからというの

は、子供ではありませんので、議員たちというのは。これは専門家がつくった設計ですね。設計費が新年度予算で1,500万出ていて、逆算しますと、さっき若園議員が言われましたように、整備費は5から6億円ということまで推測できるわけですから、これが出ないのは理由が全くわかりませんが、もう一度だけお聞きしますが、出せないものですか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 先ほど申し上げましたように、それは単なるイメージ図でありますので、設計費が1,500万ですので、事業費が五、六億というのはそういうことなんですけれども、ただ、実際に設計をしないとそういう金額も決まっていりませんし、実際にどういう内容をやるかというのについても、ただ、今はイメージの案だけですので、それについては、議員の皆さん方全員にお諮りしたいということを思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 時間ばかりたちますので、出してくださいというのはここで打ち切りますが、けさ、議長さんも副議長さんも、配りたいというふうに私が申し上げましたら、構わないだろうということでしたけれど、これが配れないということは、議会の側には責任がないということだけはここではっきりしておきたいと思います。教育委員会が全部の議員に渡したくないということですね。

これは平成25年度、新年度予算というのは、所管は総務でございますが、総務には出したんでございますかと聞きたいんですが、私は傍聴しておりますので、出なかったことも承知しておりますが、なぜ総務には出さなかったんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これも先ほど申し上げましたように、文教の皆さん方には、前もってこういうようなイメージ案を持っているということを説明したということです。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 時間がかかりますのでここで打ち切りますが、このやりとりはもちろん会議録に残りますし、私たち議員が議会報告をするときも、この内容をそのまま伝えますし、傍聴の皆様も設計図は配られなかったということは承知されますが、それでよろしいということですね。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） たたき台のイメージ図をお示ししております。これは、15日の採決の前で全協を開いていただきまして、皆さんにお配りします。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 採決の前に、普通は全協を開きませんね。全部終わってからでございますが、15日は開いて、採決の前にいただけるということですか。

皆さん大変お気の毒だと思いますね。採決の9時10分ごろになるんでしょうかね、入る前にということは。これ、コピーできるわけですから、私はここに持ってあります。もちろんパソコンの中に入れていらっしゃるでしょうし、今ここでは時間をとりますので引き下がりますが、ぜひきょうじゅうにボックスに、議員の皆さんには入れていただきたいと思います。ということでもよろしいでしょうか。高田教育次長に確認いたします。きょうじゅうに入れていただきたいです。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいま市長が申されたように、15日にお渡ししたいと思います。

○2番（くまがいさちこ君） というやりとりの末にわかったことは、やっぱり教育委員会が出さないという判断をしていたと。市長部局は、資料としては渡してもいいというか、そういう御判断だったということだけ確認をさせていただきます。

ここを見ると、整備内容も大変詳しくありますし、それからここには書いてないですけど、説明を受けた中では、整備内容の3. 管理棟に2階建てはなかよしスポーツクラブすなみが使いますという説明も受けました。先ほどの若園議員のと符合すると思います。

この整備事業について、何点かお聞きいたします。

まず、この運動公園の整備事業が決まった経緯についてお聞かせくださいと通告しておりますが、特に市民参画からお聞きしたいんです。といいますのは、意見を聞きましたということがここにも書いてありますし、それから外部監査に関する措置にも書いてありますが、体育協会や総合型地域スポーツクラブ、なかよしクラブすなみですね、それから各種スポーツ振興団体、あとほかのところではスポーツ少年団もいましたが、要するに体育関係の人だけに聞いたということでもよろしいでございますか、確認をさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この計画は、市長も申されましたけれども、旧巢南のときからスポーツタウン構想というのがあって、そのときからあった構想なんですね。ですから、そのときは、総合計画にあるということは、市民の皆さんからの御支持を得ていたと。それから合併してから、市も総合計画の中で西部多機能拠点整備事業として位置づけられております。これも、議員の皆様から支持を得ているものということを考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） それは、きのう、きょうも何回聞いたでしょうか、お聞きしまし

たが、今は瑞穂市になって10年たつわけですね。堀孝正氏も町長ではなく、瑞穂市の市長でございますので、やっぱり市としてあの土地をどうするかという観点に切りかえていただきたいと思います。

瑞穂市都市計画マスタープランによりますと、生津は緑地公園にするというふうに書いてあります。緑のマークがついています。それから地域住民のアンケートを見ても、スポーツに利用できる運動公園の整備というのは3番目になっています。私は、生津と大月を関連させて御質問を申し上げております、両方を全体計画ですべきだったと思っていますので。1番は3番のスポーツ公園がいいというのの2倍ありまして、身近な公園や子供の遊び場の整備にしてみたいと。地域の方のアンケートでは、マスタープランにまとめられておりますし、緑地公園というふうにもう緑のマークも生津の計画にはついておりますのを、生津スポーツ公園でしたっけ、新しい名前がつきましたけど、ああいう形にしたわけです。

ということで、私が申し上げたいのは、何点かあるんですが、やっぱり瑞穂市として、28キロ平方メートルの狭いところに2つ屋外体育施設が必要だったのかと。やっぱり総合的に2つの広い土地をどう使うか計画すべきであったと。最初に生津の整備事業が出てきたときに、いつも私が申し上げておりますが、全体計画を出してくださいというふうに申し上げてはいるんですが、あれも生津だけで出てきましたので、大月はその後ですので、具体的に出てきたのは、私の頭の中でも両方の整備計画というのは気がつかなくて、先に生津は私も賛成してしまいました。けれども、2つで体育施設費に予算上、財政上はその範疇に入り、体育施設費に本年度、来年度、大月が来年か再来年できると思うんですが、この二、三年に体育施設費をかけ過ぎだと思うんですね。2つの広い土地を体育施設費だけに使っていいのかという観点がございます。

整理をしますと、両方で土地代が24億でございます。これはほとんどが生津でございますが、大月の借地料は、先ほどの御説明で5,000万ぐらいでございますね、13年間で、全部で。これを足しますと、両方で約24億になります。整備事業は、大月が5億としましても、9億から10億になると。生津は2.9億かけたそうですが、これで9億から10億になると。土地代は一応引きます。それから購入費の1億はその24億には入っていません、大月のは、今回の計上ですのでね。

ということで、過去払った土地に関するお金が24億、これから新年度以降にこの2つの整備で、ことしも含めて払うのは9億から10億と。そうすると34億ぐらいのお金をかけて、結果的に瑞穂市にとって貴重な広い土地の2つを屋外体育施設に結果的になったと。

これは堀市長だけに責任を負っていただくには大変無理がございまして。それはよくわかっております。特に生津につきましては、もう既に23億6,000万円、5年ぐらい前に実際は使っていますので。でも、結果的に今2つを整備するに当たって、2つとも屋外体育施設にこれだけのお金がかかったというふうに、後からそうなるわけですから、やっていいものかということ

について、財政上の理由ですね。これについてどう思われるか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 私のほうから、財政の関係は後ほどお答えさせていただきます。

この計画におきましては、先ほど来からお話を申し上げております。旧巢南でございますが、その当時のことを申し上げました。この土地を出していただくに当たりましては、地権者はそういうものができるものと思っておる、それが第1点でございます。そして第2点目は、私が市長になります一番初めのマニフェストにスポーツ施設を整備しますと、これを入れてございます。これがまさにこれに当てはまるものでございます。さらに3つ目としましては、市の総合計画の中にもこのことを盛り込んでございます。

その中で、今いろいろこれまでにかけた経過をいただきました。23億から24億と。この大月の場合は13年で5,000万というところでございます。このこともお話し申し上げておきますが、実はあそこに相当高く、旧巢南のときに国土交通省、建設省の時代からでございますが、大きな残土をもらいました。この残土だけでも金額にしたら物すごい金額で、それを下水道事業、市の道路建設事業、そういうものに無料で使えるようにストックしておると。この金額だけでも5,000万円を超えるものでございます。そのことを私はやってきた人間でございますので、そういう形で有効利用もその間しておったこともお話を申し上げておきたいと思っております。そういう観点から、今回計画的に整備をさせていただくと。

今、スポーツの広場でいいかというところでございますが、生津のほうにおきましては、いつも申し上げております生津地区は本当のまちづくりができておる。それはなぜかといいますと、区画整理事業でまちづくりができておりますので、区画整理は道路・水路、そして公園、公園は総面積の3%がとられておりますので、生津地区におきましては、どこに住んでおろうが、住んでおるところから250メートル以内に大きい公園か小さい公園がとられている。生津は完全にそういった本当のまちづくりがされております。ですから、ここにもう緑地は要らないわけでございます。

そんな中におきまして、私どもの穂積中学校の関係におきまして、御案内のように校舎の思わぬ改築でございました。どうしても耐震補強ができない、建てかえなくてはいけないというところは建てかえました。あの運動場が狭いわけございまして、そこに市の市民テニスコートがございます。これを移転すれば、はっきり申し上げましてグラウンドの整備もそれなりの整備ができる。そういうことも勘案しまして、どこにしたらいいかということになりますと、ちょうど生津の多目的広場、あそこの公園部分と、山のようにしておりますが、誰も遊んでおりません。ですから、ここを利用して整備をさせていただく。整備をさせていただく以上は、やはり市でございますので、大会のできるような、ですから8面。お隣の神戸町が、町でありますけど6面持っております。ですから、大会ができるようにしますと8面がどうしても、ま

た観覧席も要る。そういう関係でそういうものをとらせていただきまして、そして正式な野球場がない。そういう関係でございますし、またその野球場にあわせまして少年サッカーが2面とれると、こういう形できちっと整備することによって、本当のスポーツの広場になるわけでございます、そういう形で整備をする。これも意見も聞きがてら進めてきたわけでございます。そういう形で整備をさせていただく。

そういう中で、これは全くスポーツの種目が違うわけです。今回計画しておりますのは全く違うわけでございます、ここは総合運動公園でございます、陸上競技はフィールドを初め全てできるわけでございます。また、真ん中は芝生でサッカーができる。これはJ2ぐらいでもできるような、まあそこまでいきませんが、できるのではないかと。そして相撲、フットサル、ゲートボール、その他の軽スポーツは全てできるようになりますし、キッズクラブ、ダンスクラブがここで利用をして、相当なことができる。そういう総合的な運動公園でございます。

私どももいろんな意見を聞いて、まとめたところがそういうことでございます。よろしくお願いを申し上げます。

財政のことにおきましては、企画部長、また副市長のほうからもできれば答弁をさせていただくと、このように思っております。

○議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

○副市長（奥田尚道君） 財政の関係で、まずちょっと説明をさせていただきたいと思います。

生津のふれあい広場の取得の経緯は既に御存じかと思いますが、旧の穂積町のときに取得したときですね。合併したときから……。

○2番（くまがいさちこ君） 聞いていません。聞いてないですよ。

○副市長（奥田尚道君） 財政の関係ですから、ただ、それで合併特例債を充ててやってきたわけですね、巻きかえを。ただし、今の取得目的がふれあい広場ということであったんですけども、それはほとんど活用されていないということで、今年度、24年度にリニューアルするというのでスポーツ広場にしたいと。

なぜスポーツ広場にしたいかというと、先ほど市長がおっしゃられましたように、馬場・生津地区は区画整理事業がなされて公園も整備されているから、改めて公園をつくる必要はないと。ですから、スポーツ広場ということにさせていただきました。

大月は今後展開するわけでございますが、それについては、合併特例債も残り少ない状況の中で財源充当はできないと考えております。そうなってきますと、その財源をどこに求めるかということになりますが、今年度、地域活性化の事業で公共施設整備基金から9億6,000万ぐらい充当しておりますが、それから何らかの国の手当てがされてくれば、国庫補助で充当されてくるということですね。そうすると、公共施設整備基金の取り崩しが縮減できるだろうというふうに思っております。ですから、今後については、そういった財源を充てる、もしくは一

般財源で充当するということになってまいります。

そこら辺は、高田次長も申しましたように、どういう施設にするかというのを具体化させて、それでどのぐらいかかるのかというのを見届けながら予算を充当してくと、手当てしていくというのが財政の基本的な考え方です。

もともとは何にあるかという、先ほど来お話が出ていますように、総合計画の後期基本計画に位置づけられているものを、優先順位を与えながらやっていくということになりますね。その間に義務教育施設、地域小学校の増築問題とか、さまざまありますが、その中を見ながら、いわゆる順位づけをするということになります。財源についていえば、今の一般財源、あるいは起債ということで対応せざるを得ない、もしくは公共施設整備基金からの取り崩しを充当するしかないというふうには考えておるところでございます。

[2 番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 財源についてお聞きしているわけではなく、結果的に34億、2つの屋外体育施設に使うことになってしまうと。もう生津については工事、私たちが議決してしましまして全員賛成でした。しちゃいましたけど、大月はこれから新年度予算ですので、こちらがやっぱり重点的になるわけですね。

平成22年度包括外部監査、公の施設の管理運営のあり方については、生津ふれあい広場は売却を含めて検討すべきであると言われていましたが、措置は有効活用をするために平成24年度、今年度にテニスコート8面、野球場、サッカー場を整備すると、このように出て、このようになりました。あと、大月があるわけですが、大月は外部監査ではこのように言われております。利用見込み、年間収支予想を算定した上で、グラウンドの必要性について十分検討することがグラウンド建設の前提である。一度返還することを含め検討すべきである。だから、生津については売却も考えよと、大月については返還も考えよと、大変厳しい意見が出ましたが、大月の市の措置状況はこうやってなっております。年内に借地買い取りの方向で交渉を進める。施設については、生津ふれあい広場の整備に伴い、各種関係団体と意見聴取（体協、スポ少）との交流会やアンケートの実施を行い、それを踏まえて体育施設としての必要性、これですね。

要するに2つ目の屋外体育施設、市ですから、巢南のときの夢はよくわかるんですよ。職員の方々にも、巢南町長だった市長と一緒に、若園議員もそうだったと言われましたけど、ずっと巢南のときからともに歩いてこられた方々、同じ夢を持っていらしたと思うんです。でも、今は市ですから、やっぱり市全体、穂積の市民は別に25年前にそういう夢は持っていなかったわけですから、それから両方で必要な施設かという観点でやっていただかないと困りますので、体育施設としての必要性やその他有効な活用方法について調査・検討し、その結果によって結論を出すこととすると。場合によってはパブリックコメントの手続も実施すると。

この措置についてお聞きしますが、その他有効な活用方法についてどのように調査し、検討し、その結果によってこういう結論が出たんですけれど、調査と検討ですか。どのような調査をし検討なさったかをお聞きしたいと思います。そのほかの利用計画です。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） この調査についてはスポーツアンケートということで、これは4年に1回やっております。そういうアンケートをもとに考えたということです。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） アンケートだけですか。ここにあります。これも、何これといって私にファクスで送られてきたものです。このアンケート実施後だったと思いますが、瑞穂市内小・中学生の保護者様、瑞穂市スポーツアンケート調査のお願いと。これが結構長いんですけども、これを読みますと、ちゃんと、今ある体育施設のほかにどういうものが欲しいかと、誘導するアンケートになっております。だから、初めからあの広い土地を、最初は2つですね、今は1つしかありませんが、何に使いたいですかという視点、観点はなかったアンケートですね、これを見ると。ですから、この外部監査の措置では、その他有効な活用方法について調査・検討すると書いてありますが、その他は初めから眼中になかった、調査しなかった、検討しなかったと思ってよろしいですかね。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） いろいろくまがい議員から御質問をいただいておりますが、包括外部監査の意見のことは取り出していただいております。外部包括監査、全てが正しいわけではございません。過去のまちのプロセス、いろんなことがございます。そういうことを全くなしに、ただ計数的とかいろんなことだけお決めになっておる、それが全て正しいわけではございません。

生津の広場におきましても、穂積中学校のグラウンド、いかにも狭いわけがございます。それを広げようとしたら、やはり何をやらなくてはいけないか。テニスコートを出せばグラウンドが広がる、それじゃあどこに出すか。やっぱり合うところ。つくる以上は、5万2,000の市でございますので、大きな大会ぐらいのことができるような、市でございますから、町と違います。そうなりますと、4面とか5面じゃなしに、8面の大会ができる。そういうところで最も合う土地を有効に使ってというところがございます。

ただ、外部包括監査が全て正しいとしていただいて、やはりこころ辺の市のいろんな状況も勘案して私は進めさせていただいておりますし、その間の意見も聞きながら進めさせていただいております。そのことを御理解いただきますよう、よろしくお願いして、答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） ちょっと私、しゃべり過ぎて質問の意図がわからなくなったのかもしれないと思いますが、もう一回繰り返しますけど、私は外部監査でこう言われておりますがどう思いますかというふうには申し上げておりません。市が出した措置、その他の方法、有効な活用方法について検討すると。調査・検討しましたかというふうに申し上げたんです。外部監査が正しいなんて言っていません。3つ目まで行かないといけないもんですから、ちょっと時間がないので、ここの件はここで切らせていただきますが、つまり2つ問題点が残ると思うんです。

1つは、市の施策全体の観点から、結果的に三十何億かけて。2つの屋外体育施設をつくる必要があるか、市ですよ。巢南町時代はちょっと申しわけありませんが置いていただいて、合併10周年、瑞穂市がこれから本当に一つとなって、財政厳しい中であるお金を何にかけるかと、こういう観点からいって、市の施策全体の観点から、今必要度ですね、市にとって、10億使うなら。それから優先順位は何かということをやっぱり検討していただきたかった。

例えば私が聞いているだけでも、老人ホームとか、屋内の子供の遊び場が一つもないと。それから青少年が集うところもないと、青少年センターみたいなものですね。それから緑の広い公園もないと、そのほか細かい施策は、ここでも議員さんたちから何百万程度のことで随分出ていると思うんですね。

やっぱり25年前はハードだったと思うんです。夢は目に見えるものだった、集客することだったと思うんですけど、時代の流れで、現在はここに住んでいる市民が生活しやすい、暮らしやすい。生存が、今は脅かされているという時代になっちゃっているんですね。だから、外から集客するのではなくて、ここにいるちょっと行政の手助けが必要な市民のための施策が10億で必要ではないかと、こういう観点が必要だということを改めて、これは議員の皆様にも私は本当にお願いをするんですが、私たちはそういう観点が、これから議決するわけですから必要ではないかと思います。申し上げたいです。それが1点ですね、市の施策全体から問題があると。

それからもう1点は、市民参画ですね。まちづくり条例で市民参画というのは、計画段階から参加するという意味ですから、参画の方法がまちづくり基本条例の15条、16条、20条にございます。これを見ますと、参画の方法としては、審議会、公聴会、懇談会、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート調査、その他とあり、20条には住民投票条例がございます。

巢南町長時代からの夢をお持ちの皆様には、本当に苦しいということは、私はわかります。夢を捨てるなんていうことは苦しいことですから。でも、ここで合併10周年、向かい地藏と、市は一つになろうという市民による朗読劇も5月6日には開かれるわけですので、スポーツ関

係だけではなく、それから巢南でずうっと夢を持ってきた方たちだけではなく、全市で住民投票を例えば実施するとか、もっと全体の意見を聞く、大月の利用方法については。これについてだけお答えいただけますでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

○市長（堀 孝正君） 市民共同参画でもっと広く意見を聞くべきではなかったかというところで、いろんな例も出して、今いろいろお話があったわけでございます。

私は、箱物の大きいのは全くやるつもりはありません。これは維持管理に莫大なお金がかかりますから、そういうことは考えておりません。緑の広い公園というお話もございました。これは今公園は各地区につくって、これは本当に微々たる公園でございます。

ところが、きょうも私は町内の10年のことを申し上げましたように、瑞穂市ははっきり申し上げまして、この揖斐川と長良川の間に13本の1級河川がある。親水公園というのは、これは雨が降らなかつたらすばらしいところでございます。これはよその市町にないと思います。これを生かしたら、半日でも家族で遊べるところが何か所かあるわけでございます。こういった関係で、そういったあれは、私はあれだと思います。

そんな中におきまして、このスポーツのこれは全く生津のあれとは違う関係でございまして、いろんな分野のスポーツの公園でございます。本当に多くの皆さんの健康づくり、軽スポーツを初めスポーツの振興を図りながら、触れ合い、そして健康保持、健康増進につなげていただく、それが一番のあれではないか、そういうことを考えておりますことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○2番（くまがいさちこ君） 私は政治家というか、行政全般に広げてもいいんですが、夢を持つことはとても大事だと思います。でも、時代とともに、そしてひとりよがりにならない、そして目の前で困っている人たち、本当に助けを必要としている人たちのために血税を使うという観点も必要ですので、やはりここで市民全般の意見を聞いていただきたいと思います。

私のきょうのテーマは合意形成に向けてでして、まだ3つ目がちょっと残っていますが、市民参画や市民協働というのはやっぱり合意形成がなければ、ですから夢があつたら、その夢を具体化する前に議会にも諮り、さっきもどなたでしたか、そういう資料があるなら出していただきたいと、松野議員でしたか言われましたが、ちゃんと議会にも相談し、市民にも理解を求めて、下水もそうですね。合意形成の手順を踏まないことには、下水でも私は必要だと思いますが、結果だけ示されると、最終的に接続も少ないだろうし、合意形成が大事だと思うんです。大月に関しては、瑞穂市にとっては合意形成がまだ不足している。それから中国ルーガオ市との友好都市提携も、議会でも、もちろん市民でも合意形成が不足している。下水道もそうです。

そういうふうに、市民も議会も全員に諮らないで、全員というのは100%という意味じゃありませんけどね。広くという意味ですが、諮らないで、一部で計画をつくるという手法は、もうまちづくり基本条例からいくと、それこそ市民の合意形成を得られない。結果的にやっても税金も無駄遣いになるか、活発な利用状況は生まれないと考えております。

1つだけ残りましたが、暑さ対策の瑞穂試行についてです。

この経緯に、私は疑問がございます。その理由を申し上げます。

12月議会の最終日だったと思いますが、全員協議会で広瀬武雄議員が、暑さ対策瑞穂試行のようなことは、議員に全員に知らせておいてくれないと困るというふうに言いましたら、横山教育長が、一般質問の通告を受けてからやったから間に合わなかったというふうに言われました。私は文教で説明を受けておりますので、あれっと思ったのできちんとメモしてあります。

といたしますのは、後から気がつきましたが、一般質問の通告は11月29日でした。これからやり出したというふうに言われますが、この前の11月21日の教育委員会の定例会の議事録で、既に教育委員会には定例会で報告をしておりますね。こんなに短い間に瑞穂試行がつけられるわけではないし、大変不思議だと思っておりました。この点について経緯をお聞かせいただきたいと思います。本当に一般質問の通告を受けてから計画したのか。

○議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

○教育長（横山博信君） 瑞穂試行の取り組みについてということでございますが、これは近年の異常気象が、また猛暑といったことで熱中症等が心配されるという、その現場の様子について、私どもとして、少しでも午後の暑い中での授業を避けるために何かいい手はないかということで考え始めた、そういった内容でございます。

これについては、私はもともと、そのころにも説明を申し上げていた内容ですが、岐阜市では普通教室にエアコン設置の動きがあると。したがって、そのことについて、私は暑さから逃れて勉強することで子供が一生たくましく育っていけるわけではないので、ただ、エアコンを設置するというのではなくて、ソフトの面で、何とか子供たちの暑さから少しでも涼しい環境で勉強できる、そのためにということで、私は、これは11月16日に教育委員会の中で、課長さん方に私が相談をしました。そして、課長さん方が賛成してくれたものですから、11月20日に市の小・中校長会、また中学校長会と協議をいたしまして、11月21日に定例の教育委員会にて意見聴取を行いました。

この間、1週間もたたないうちにそこまで進んだんですけれども、これは新年度の予算にかかわる内容にもなりますので、この12月のうちに結論を出したいということでかなり足を運びました。市長さん、それから部長会での報告、それから岐阜の教育事務所への相談、県の教育委員会への報告。また、これについて給食を配食していただくということで、市の給食センターのメンバーとの相談、また学校のPTAの同意も必要ですので、PTAのほうへも赴きまし

て相談をかけました。関係各所、各団体と合意形成を短い間にできるわけではないと言われてますが、やりました。そしてその後、おおよそ固まったところで市の小・中の校長会、教頭会、教務主任会で、来年度はこういった試行を行いたいということで、具体的に指示を出しました。

1月23日付で保護者への周知ということで、「平成25年度学校における夏季の暑さ対策について（依頼）」という文書で周知を図り、そこで各学校にいろんな意見が寄せられるかと思いましたが、非常に賛成をいただいたようで、この試行ということで見守っていただけているという部分もあるかと思いますが、私はこの合意形成に関しては、短い期間ではありましたが、関係の各所には全て足を運んで合意形成をしたつもりでございます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、2番 くまがいさちこ君の質問は終わりました。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、傍聴の皆様方、最後までありがとうございました。

散会 午後5時16分

